

3.2 自然的状況

(1) 大気質、騒音、振動、悪臭、気象その他の大気に係る環境の状況

1) 気象

対象事業実施区域に最も近い気象観測所は、越谷地域気象観測所である。

越谷地域気象観測所における過去10年間の気象の状況は表3.2-1に、平成30年の気象の状況は表3.2-2及び図3.2-1(1)～(2)に示すとおりである。

平成21年～平成30年の平均気温は15.4℃、最高気温は39.2℃、最低気温は-7.5℃、平均風速は1.8m/s、最多風向は北北西、平均降水量は1,402.4mmである。

また、平成30年の気象をみると、平均気温は16.2℃、最高気温は39.2℃、最低気温は-7.5℃、平均風速は1.7m/s、最多風向は北北西、年間降水量は1,169.0mmである。

表 3.2-1 気象の状況（越谷地域気象観測所）

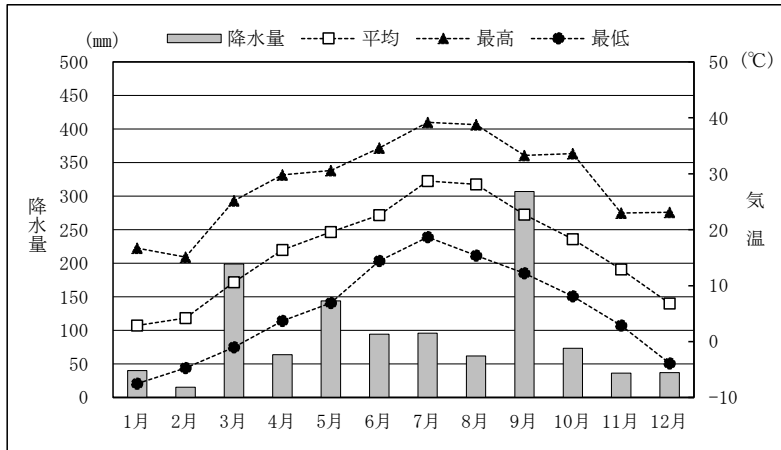
年	気温（℃）			平均風速（m/s）	最多風向	降水量（mm）
	平均	最高	最低			
平成21年	15.4	34.9	-4.5	2.0	北北西	1,430.0
平成22年	15.6	38.1	-5.7	1.9	北北西	1,521.5
平成23年	15.1	37.7	-5.6	1.9	北北西	1,492.5
平成24年	14.9	36.5	-6.8	2.0	北北西	1,393.5
平成25年	15.5	38.8	-6.1	2.0	北北西	1,367.0
平成26年	15.1	37.2	-5.9	1.8	北北西	1,508.5
平成27年	15.8	37.5	-4.7	1.7	北北西	1,593.0
平成28年	15.7	36.8	-5.0	1.7	北北西	1,326.5
平成29年	15.1	38.1	-6.6	1.7	北北西	1,222.5
平成30年	16.2	39.2	-7.5	1.7	北北西	1,169.0
平均	15.4	—	—	1.8	—	1,402.4

資料：「各種データ・資料」（気象庁ホームページ）

表 3.2-2 気象の状況（越谷地域気象観測所：平成 30 年）

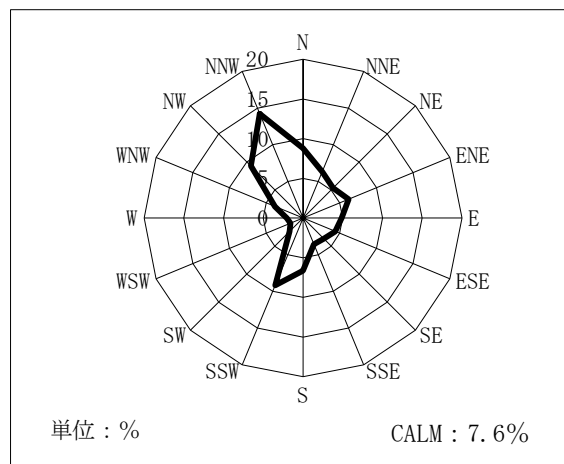
項目 月	気温（℃）			平均 風速 (m/s)	最多 風向	最大風速		降水量 (mm)
	平均	最高	最低			風速 (m/s)	風向	
1月	2.9	16.7	-7.5	1.7	北北西	7.3	西北西	40.0
2月	4.2	15.1	-4.7	1.6	北北西	7.1	北北西	15.5
3月	10.6	25.2	-1.0	1.9	北北西	7.5	南南西	199.0
4月	16.4	29.8	3.7	1.9	南南西	8.8	南南西	64.0
5月	19.6	30.6	6.9	1.7	南	7.8	北北東	144.0
6月	22.6	34.6	14.4	1.8	南南西	6.8	南南西	94.5
7月	28.7	39.2	18.7	1.9	南	8.4	北北東	96.0
8月	28.1	38.8	15.4	1.9	南南西	7.5	北北西	62.0
9月	22.7	33.3	12.2	1.6	北	8.2	南	307.0
10月	18.3	33.6	8.1	1.3	北北西	11.9	南南西	73.5
11月	12.9	23.0	2.9	1.1	北北西	4.6	北北東	36.5
12月	6.8	23.1	-3.9	1.6	北北西	8.1	北北西	37.0
年間	16.2	39.2	-7.5	1.7	北北西	11.9	南南西	1,169.0

資料：「各種データ・資料」（気象庁ホームページ）



資料：「各種データ・資料」（気象庁ホームページ）

図 3.2-1(1) 気温及び降水量の状況（越谷地域気象観測所：平成 30 年）



注）CALM は、静穏（0.4m/s 以下）の割合を示す。

資料：「各種データ・資料」（気象庁ホームページ）

図 3.2-1(2) 風配図（越谷地域気象観測所：平成 30 年）

2) 大気質

対象事業実施区域周辺には、大気質の測定地点として、大気常時監視測定局の一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）が1測定局（越谷市東越谷）、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）が4測定局（川口市神根、川口市安行、草加市原町自排及び草加市花栗自排）が設置され、また、その他の測定地点に2地点（越谷市役所、安行東小学校）ある。

各測定局・測定地点の測定項目は表 3.2-3 に示すとおりであり、位置は図 3.2-2 に示すとおりである。

表 3.2-3 測定項目

測定局・測定地点 測定項目	一般局	自排局				その他	
	越谷市東越谷	川口市神根	川口市安行	草加市原町自排	草加市花栗自排	越谷市役所	安行東小学校
二酸化硫黄 (SO ₂)	○	—	—	—	○	—	—
窒素酸化物 (NO _x)	○	○	○	○	○	—	—
浮遊粒子状物質 (SPM)	○	○	○	○	○	—	—
光化学オキシダント (OX)	○	—	—	—	—	—	—
一酸化炭素 (CO)	—	○	—	—	—	—	—
微小粒子状物質 (PM2.5)	○	○	—	—	○	—	—
非メタン炭化水素 (NMHC)	—	—	○	—	○	—	—
ダイオキシン類 (DXN)	—	—	—	—	○	○	○
有害大気汚染物質	○	○	—	—	○	—	—

注 1) 一般局及び自排局の場所は、以下のとおりである。

越谷市東越谷局：東越谷第二公園

川口市神根局：市営乙女山住宅

川口市安行局：慈林小学校

草加市原町自排局：草加西高等学校

草加市花栗自排局：花栗中学校

2) 草加市花栗自排の非メタン炭化水素の測定は、平成 28 年 1 月で終了している。

3) 「○」は測定していることを示し、「×」は測定していないことを示す。

資料：「大気汚染常時監視測定結果報告書」（埼玉県ホームページ）

：「大気環境調査事業報告書」（埼玉県ホームページ）

：「ダイオキシン類調査結果」（川口市ホームページ）

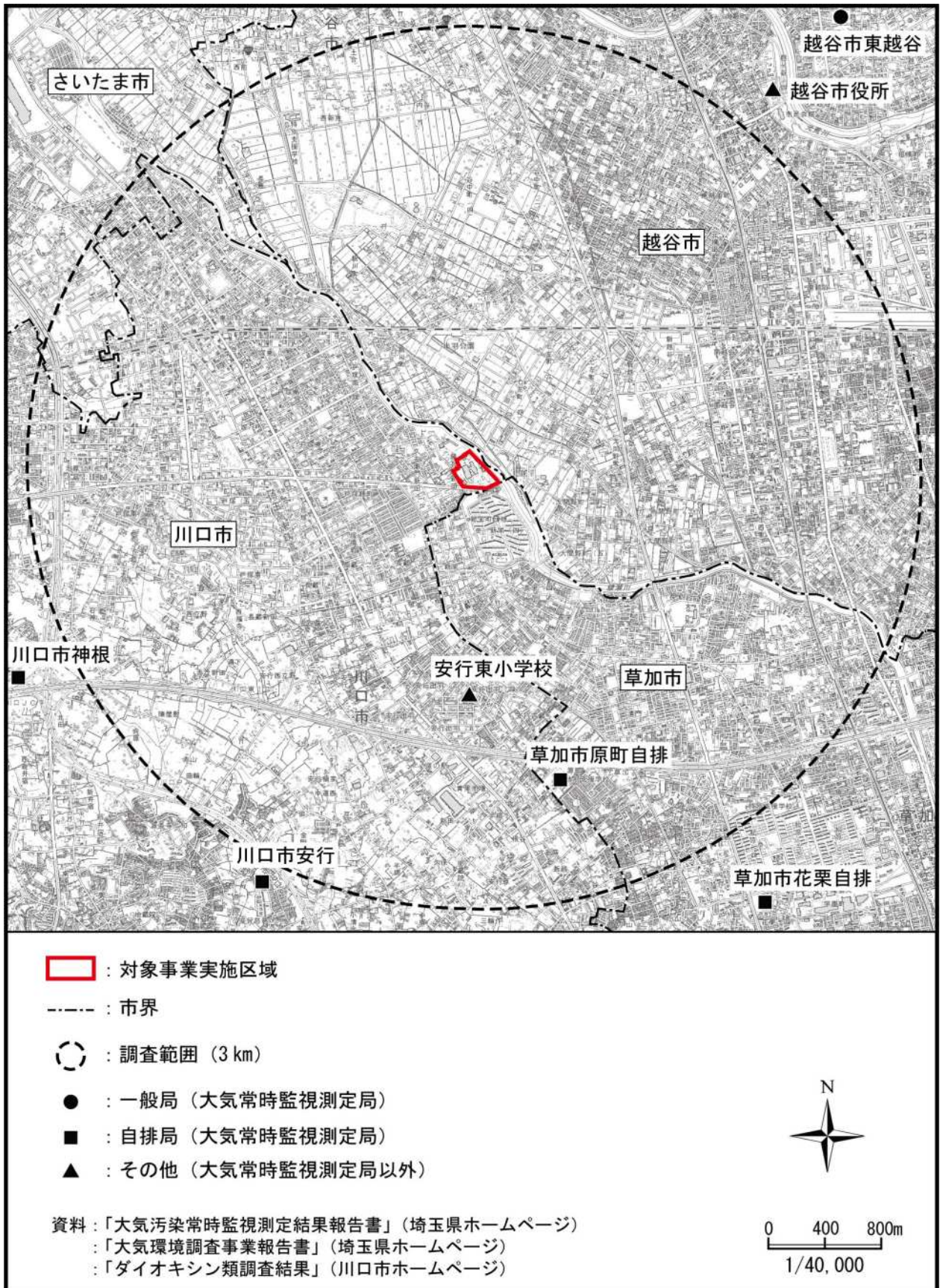


図 3.2-2 大気質汚染常時監視測定局等位置図

ア 二酸化硫黄

二酸化硫黄の平成 29 年度における測定結果は、表 3.2-4 に示すとおりであり、各測定局ともに環境基準を達成している。

平成 25 年度から平成 29 年度における二酸化硫黄の経年変化は、図 3.2-3 に示すとおりである。各測定局ともに 1 日平均値の 2% 除外値はほぼ横ばいで推移し、いずれの年度も環境基準を達成している。

表 3.2-4 二酸化硫黄の測定結果（平成 29 年度）

区分	測定局	年平均値 (ppm)	日平均値 の 2% 除 外値 (ppm)	日平均値が 0.04ppm を 超えた日が 2 日以上連 続したこと の有無	日平均値が 0.04ppm を 超えた日数 (日)	1 時間値 の最大値 (ppm)	環境基準	
							長期的 評価	短期的 評価
一般局	越谷市東越谷	0.001	0.003	無	0	0.010	○	○
自排局	草加市花栗自排	0.002	0.004	無	0	0.010	○	○

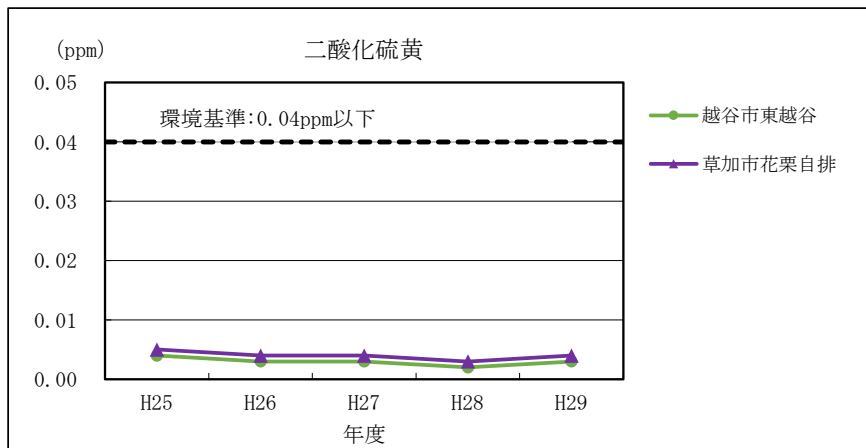
注) 環境基準及び評価方法は、以下のとおりである。

環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。

長期的評価：「1 時間値の 1 日平均値の 2% 除外値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 日平均値が 0.04ppm を超える日が 2 日以上連続しないこと」を達成した場合は「○」、達成しなかった場合は「×」。

短期的評価：「1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること」を達成した場合は「○」、達成しなかった場合は「×」。

資料：「大気汚染常時監視測定結果報告書」（埼玉県ホームページ）



資料：「大気汚染常時監視測定結果報告書」（埼玉県ホームページ）

図 3.2-3 二酸化硫黄の経年変化（日平均値の 2% 除外値）

イ 二酸化窒素

二酸化窒素の平成 29 年度における測定結果は、表 3.2-5 に示すとおりであり、各測定局ともに環境基準を達成している。

平成 25 年度から平成 29 年度における二酸化窒素の経年変化は、図 3.2-4 に示すとおりである。各測定局ともに日平均値の年間 98% 値はほぼ横ばいで推移し、いずれの年度も環境基準を達成している。

表 3.2-5 二酸化窒素の測定結果（平成 29 年度）

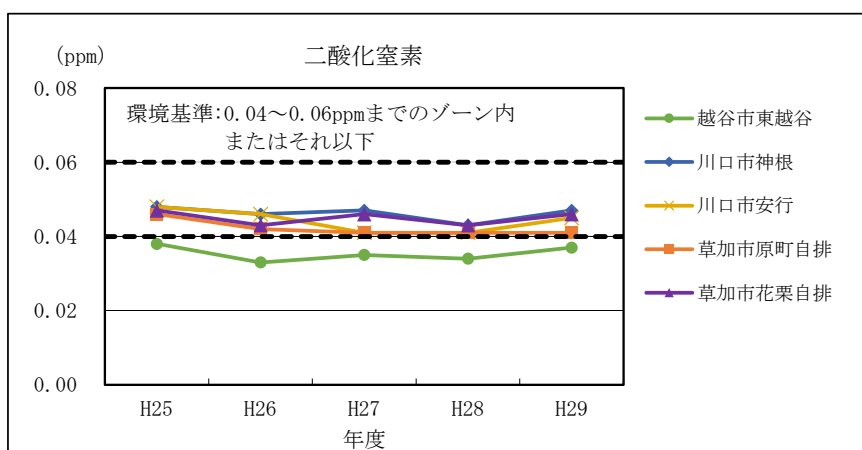
区分	測定局	年平均値 (ppm)	日平均値の 年間 98% 値 (ppm)	環境基準
一般局	越谷市東越谷	0.015	0.037	○
自排局	川口市神根	0.025	0.047	○
	川口市安行	0.021	0.045	○
	草加市原町自排	0.022	0.041	○
	草加市花栗自排	0.021	0.046	○

注) 環境基準及び評価方法は、以下のとおりである。

環境基準: 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。

評価: 「1 時間値の 1 日平均値の年間 98% 値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること」を達成した場合は「○」、達成しなかった場合は「×」。

資料: 「大気汚染常時監視測定結果報告書」(埼玉県ホームページ)



資料: 「大気汚染常時監視測定結果報告書」(埼玉県ホームページ)

図 3.2-4 二酸化窒素の経年変化 (日平均値の年間 98% 値)

ウ 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の平成 29 年度における測定結果は、表 3.2-6 に示すとおりであり、各測定局ともに環境基準を達成している。

平成 25 年度から平成 29 年度における浮遊粒子状物質の経年変化は、図 3.2-5 に示すとおりである。各測定局ともに日平均値の 2% 除外値はおおむね減少傾向にあり、いずれの年度も環境基準を達成している。

表 3.2-6 浮遊粒子状物質の測定結果（平成 29 年度）

区分	測定局	年平均値 (mg/m ³)	日平均 値の 2% 除外値 (mg/m ³)	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日が 2 日以上連 続したこと の有無	1 時間値の 1 日平均値 が 0.20mg/m ³ を超えた日 数 (日)	1 時間値 の最大値 (mg/m ³)	環境基準	
							長期的 評価	短期的 評価
一般局	越谷市東越谷	0.014	0.035	無	0	0.153	○	○
自排局	川口市神根	0.021	0.046	無	0	0.177	○	○
	川口市安行	0.017	0.041	無	0	0.173	○	○
	草加市原町自排	0.021	0.046	無	0	0.164	○	○
	草加市花栗自排	0.018	0.041	無	0	0.100	○	○

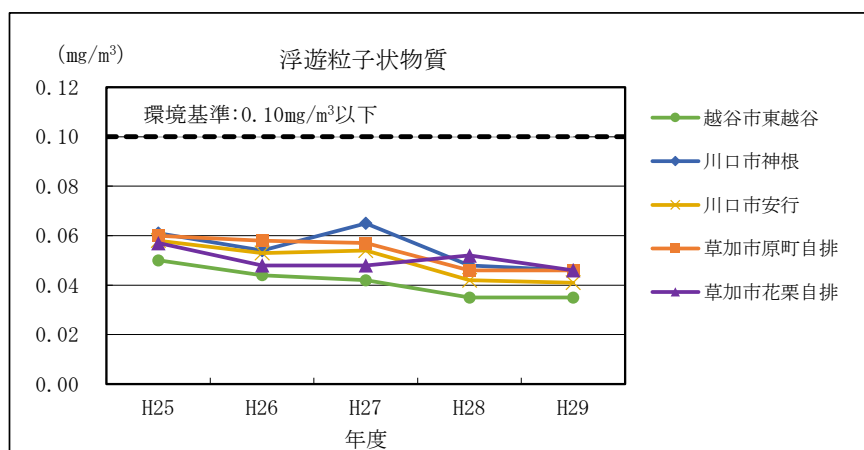
注) 環境基準及び評価方法は、以下のとおりである。

環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m³ 以下であること。

長期的評価：「1 時間値の 1 日平均値の 2% 除外値が 0.10mg/m³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 0.10mg/m³ を超える日が 2 日以上連続しないこと」を達成した場合は「○」、達成しなかった場合は「×」。

短期的評価：「1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m³ 以下であること」を達成した場合は「○」、達成しなかった場合は「×」。

資料：「大気汚染常時監視測定結果報告書」（埼玉県ホームページ）



資料：「大気汚染常時監視測定結果報告書」（埼玉県ホームページ）

図 3.2-5 浮遊粒子状物質の経年変化（日平均値の 2% 除外値）

エ 光化学オキシダント

光化学オキシダントの平成 29 年度における測定結果は、表 3.2-7 に示すとおりであり、環境基準を達成していない。

平成 25 年度から平成 29 年度における光化学オキシダントの経年変化は、図 3.2-6 に示すとおりである。越谷市東越谷局の昼間 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数は、平成 26 年度までは増加傾向を示していたが、平成 27 年度以降はやや減少傾向である。

表 3.2-7 光化学オキシダントの測定結果（平成 29 年度）

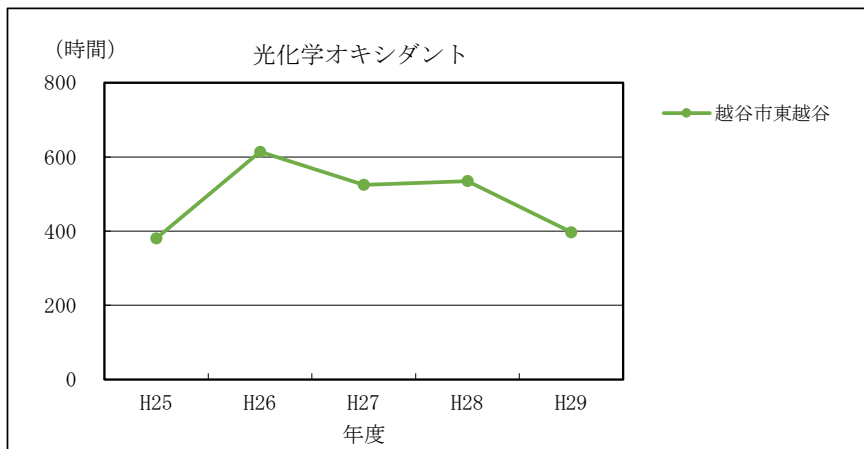
区分	測定局	昼間の 1 時間値 の年平均値 (ppm)	昼間の 1 時間値 が 0.06ppm を 超えた時間数 (時間)	昼間の 1 時間値 が 0.12ppm を 超えた時間数 (時間)	環境基準
一般局	越谷市東越谷	0.034	397	13	×

注) 環境基準及び評価方法は、以下のとおりである。

環境基準：1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

評価：「昼間（5 時～20 時）の 1 時間値が 0.06ppm 以下であること」を達成した場合は「○」、達成しなかった場合は「×」。

資料：「大気汚染常時監視測定結果報告書」（埼玉県ホームページ）



資料：「大気汚染常時監視測定結果報告書」（埼玉県ホームページ）

図 3.2-6 光化学オキシダントの経年変化（昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数）

オ 一酸化炭素

一酸化炭素の平成 29 年度における測定結果は、表 3.2-8 に示すとおりであり、環境基準を達成している。

平成 25 年度から平成 29 年度における一酸化炭素の経年変化は、図 3.2-7 に示すとおりである。川口市神根局の日平均値の 2% 除外値はほぼ横ばいで推移し、いずれの年度も環境基準を達成している。

表 3.2-8 一酸化炭素の測定結果（平成 29 年度）

区分	測定局	年平均値 (ppm)	日平均値 の 2% 除 外値 (ppm)	日平均値 が 10ppm を 超えた日が 2 日以上連 続したこと の有無	8 時間平均値 が 20ppm を 超えた回数 (回)	1 時間値の 日平均値が 10ppm を超 えた日数 (日)	環境基準	
							長期的 評価	短期的 評価
自排局	川口市神根	0.3	0.6	無	0	0	○	○

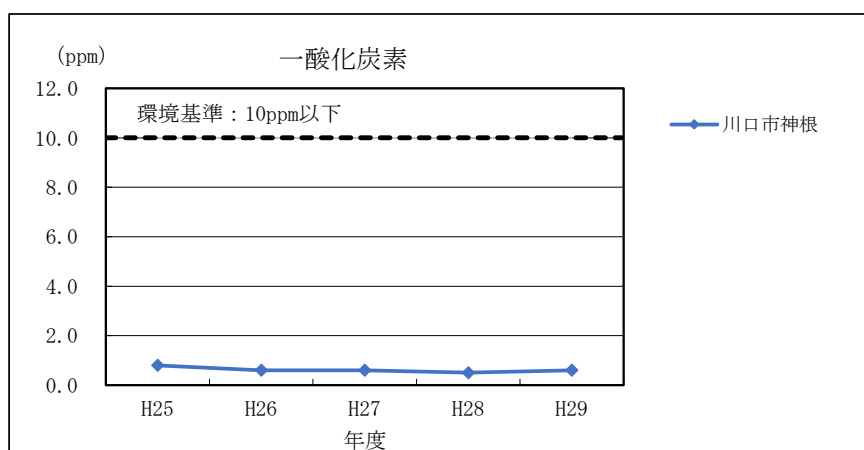
注) 環境基準及び評価方法は、以下のとおりである。

環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。

長期的評価：「1 時間値の日平均値の 2% 除外値が 10ppm 以下であり、かつ、日平均値が 10ppm を超える日が 2 日以上連続しないこと」を達成した場合は「○」、達成しなかった場合は「×」。

短期的評価：「1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、午前 0 時～午前 8 時、午前 8 時～午後 4 時、午後 4 時～午後 12 時の各時間帯 8 時間平均値が 20ppm 以下であること」を達成した場合は「○」、達成しなかった場合は「×」。ただし、各時間帯の 8 時間のうち有効測定時間が 6 時間以上ある場合のみ評価対象とする。

資料：「大気汚染常時監視測定結果報告書」（埼玉県ホームページ）



資料：「大気汚染常時監視測定結果報告書」（埼玉県ホームページ）

図 3.2-7 一酸化炭素の経年変化（日平均値の 2% 除外値）

カ 微小粒子状物質

微小粒子状物質の平成 29 年度における測定結果は、表 3.2-9 に示すとおりであり、各測定局ともに環境基準を達成している。

平成 25 年度から平成 29 年度における微小粒子状物質の経年変化は、図 3.2-8 に示すとおりである。各測定局ともに日平均値の年間 98% 値は平成 27 年度までは減少傾向であったが、それ以降はほぼ横ばいで推移している。また、平成 25 年度から平成 26 年度にかけては環境基準を達成していないが、平成 27 年度以降は環境基準を達成している。

表 3.2-9 微小粒子状物質の測定結果（平成 29 年度）

区分	測定局	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値の 年間 98% 値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	環境基準	
				長期基準	短期基準
一般局	越谷市東越谷	12.2	30.0	○	○
自排局	川口市神根	12.0	34.3	○	○
	草加市花栗自排	12.0	28.6	○	○

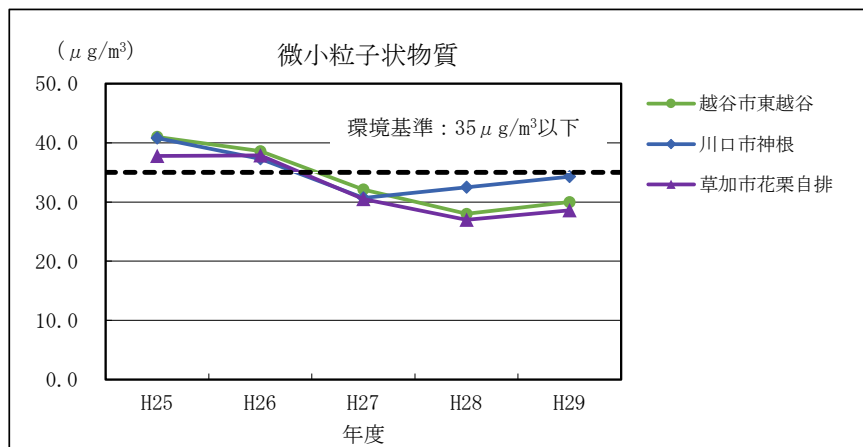
注) 環境基準及び評価方法は、以下のとおりである。

環境基準：年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

長期基準：「年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること」を達成した場合は「○」、達成しなかった場合は「×」。ただし、1 日のうち有効測定時間が 20 時間以上ある日が 250 日以上ある場合のみを評価対象とする。

短期基準：「1 時間の 1 日平均値の 98% 値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること」を達成した場合は「○」、達成しなかった場合は「×」。

資料：「大気汚染常時監視測定結果報告書」（埼玉県ホームページ）



資料：「大気汚染常時監視測定結果報告書」（埼玉県ホームページ）

図 3.2-8 微小粒子状物質の経年変化（日平均値の年間 98% 値）

キ 非メタン炭化水素

非メタン炭化水素の平成 29 年度における測定結果は、表 3.2-10 に示すとおりであり、指針値を上回っている。

平成 25 年度から平成 29 年度における非メタン炭化水素の 6 時～9 時の 3 時間平均値が 0.31ppmC を超えた日数の経年変化は、図 3.2-9 に示すとおりであり、川口市安行測定局は年間 60 日前後で推移している。

表 3.2-10 非メタン炭化水素の測定結果（平成 29 年度）

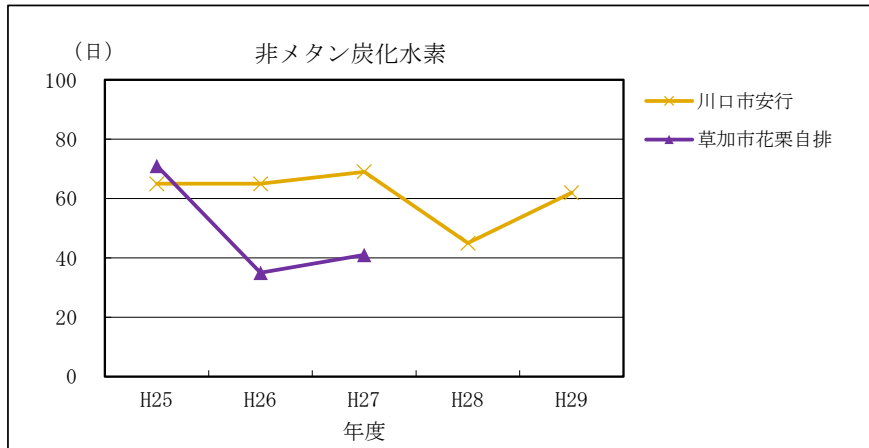
区分	測定局	6 時～9 時の測定日数 (日)	6 時～9 時の年平均値 (ppmC)	6 時～9 時の 3 時間平均値の最高値 (ppmC)	6 時～9 時の平均値が 0.31ppmC を超えた日数 (日)	指針値
自排局	川口市安行	363	0.19	1.03	62	×

注 1) 指針値は、以下のとおりである。

「午前 6 時から 9 時までの非メタン炭化水素の 3 時間平均値は、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にあること」を達成した場合は「○」、達成しなかった場合は「×」。

2) 草加市花栗自排の測定は、平成 28 年 1 月で終了している。

資料：「大気汚染常時監視測定結果報告書」（埼玉県ホームページ）



注) 草加市花栗自排の測定は、平成 28 年 1 月で終了している。

資料：「大気汚染常時監視測定結果報告書」（埼玉県ホームページ）

図 3.2-9 非メタン炭化水素の経年変化（6 時～9 時の 3 時間平均値が 0.31ppmC を超えた日数）

ク ダイオキシン類

大気中のダイオキシン類の平成 29 年度における測定結果は、表 3.2-11 に示すとおりであり、環境基準を達成している。

平成 25 年度から平成 29 年度におけるダイオキシン類の経年変化は、図 3.2-10 に示すとおりである。各測定局ともに年間平均値はほぼ横ばいで推移しており、いずれの年度も環境基準を達成している。

表 3.2-11 ダイオキシン類の測定結果（平成 29 年度）

区分	測定地点	ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/m ³)	環境基準
		年平均値	
自排局	草加市花栗自排	0.051	○
その他	越谷市役所	0.048	○
	安行東小学校	0.053	○

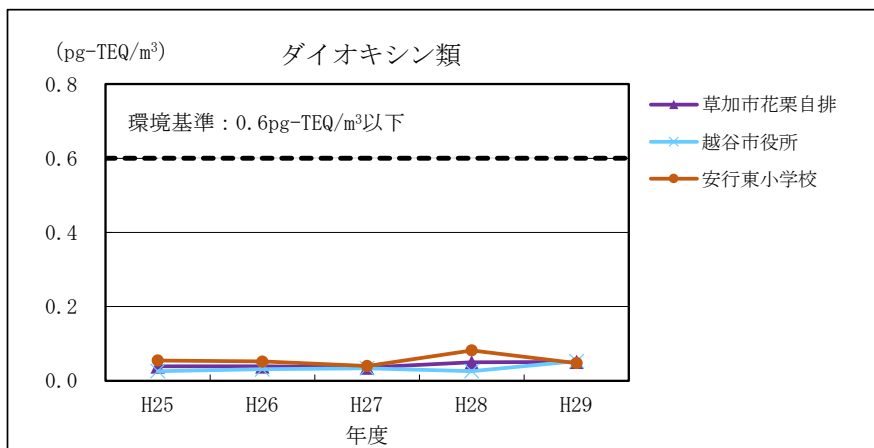
注 1) 環境基準は、以下のとおりである。

「年平均値が 0.6pg-TEQ/m³以下であること。」を達成した場合は「○」、達成しなかった場合は「×」。

2) ダイオキシン類濃度は、最も毒性が強い「2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシン (2,3,7,8-TCDD)」の毒性を単位として換算した値。

資料：「大気環境調査事業報告書」（埼玉県ホームページ）

：「ダイオキシン類調査結果」（川口市ホームページ）



資料：「大気環境調査事業報告書」（埼玉県ホームページ）

：「ダイオキシン類調査結果」（川口市ホームページ）

図 3.2-10 ダイオキシン類の経年変化（年平均値）

ケ 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質の平成 29 年度における測定結果は、表 3.2-12 に示すとおりである。

環境基準が定められている物質は、すべての項目で環境基準を達成している。また、指針値が設定されている水銀及びその化合物も指針値を下回っている。

平成 25 年度から平成 29 年度における有害大気汚染物質の経年変化は、図 3.2-11 に示すとおりである。越谷市東越谷のジクロロメタンで値の高い年度があるものの、いずれの測定局もほぼ横ばいで推移しており、いずれの年度も環境基準を達成し、指針値を下回っている。

表 3.2-12 有害大気汚染物質の測定結果（平成 29 年度）

・環境基準が定められている物質

区分	測定局	有害大気汚染物質濃度（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）				環境基準
		ベンゼン	トリクロロエレン	テトラクロロエレン	ジクロロメタン	
一般環境	越谷市東越谷	0.84	0.74	0.098	2.5	○
沿道環境	川口市神根	1.1	—	—	—	○
	草加市花栗自排	1.1	1.0	0.11	1.7	○

注) 環境基準は、以下のとおりである。

「ベンゼン：1 年平均値が $3\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。」、「トリクロロエレン：1 年平均値が $200\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。」、「テトラクロロエレン：1 年平均値が $200\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。」、「ジクロロメタン：1 年平均値が $150\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。」を達成した場合は「○」、達成しなかった場合は「×」。

資料：「大気環境調査事業報告書」（埼玉県ホームページ）

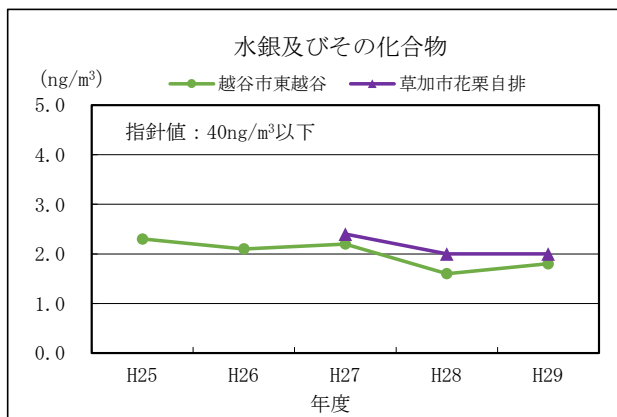
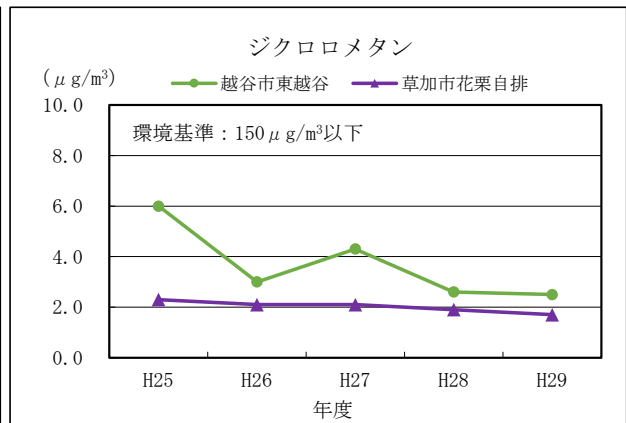
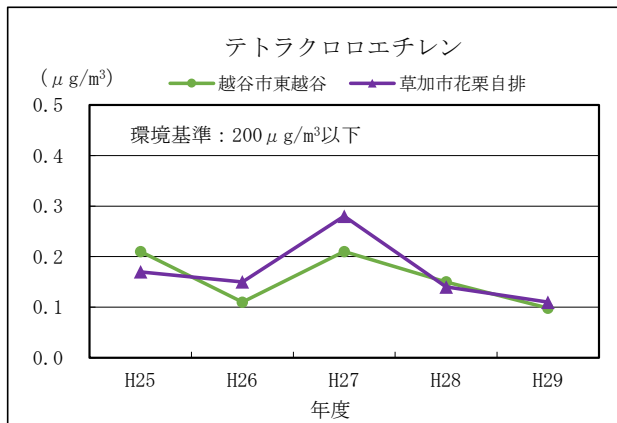
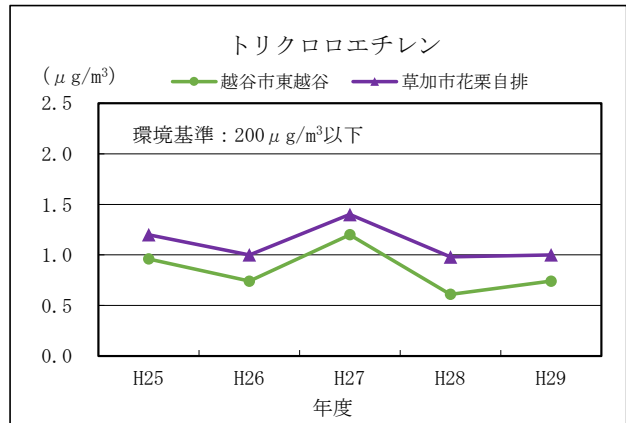
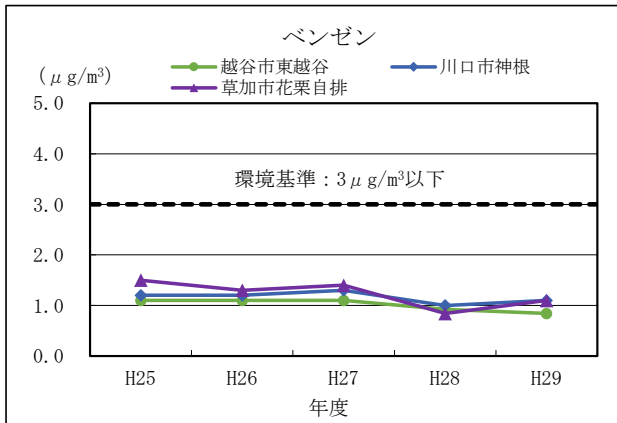
・指針値が定められている物質

区分	測定局	有害大気汚染物質濃度（ ng/m^3 ）	指針値
		水銀及びその化合物	
一般環境	越谷市東越谷	1.8	○
沿道環境	草加市花栗自排	2.0	○

注) 指針値は、以下のとおりである。

「1 年平均値が $40\text{ng}/\text{m}^3$ 以下であること。」を達成した場合は「○」、達成しなかった場合は「×」。

資料：「大気環境調査事業報告書」（埼玉県ホームページ）



注) 草加市花栗自排の測定は、平成27年度からとなっている。

資料：「大気環境調査事業報告書」(埼玉県ホームページ)

図 3.2-11 有害大気汚染物質の経年変化 (年平均値)

3) 騒音・振動・低周波音

ア 環境騒音・振動

調査範囲及びその周辺において、環境騒音・振動の調査は行われていない。

イ 自動車交通騒音・道路交通振動

調査範囲及びその周辺における平成 29 年度の自動車騒音の環境基準適合状況は表 3.2-13 に、道路交通振動の要請限度適合状況は表 3.2-14 に、自動車騒音及び道路交通振動の調査地点は図 3.2-12 に示すとおりである。

自動車騒音は、環境基準を達成していない地点が 2 地点ある。道路交通振動は、すべての地点で要請限度を下回っている。

表 3.2-13 自動車騒音の環境基準適合状況（点的評価）[平成 29 年度]

No.	路線名	測定地点	環境基準 類型	車線 数	幹線道路の 近接空間	等価騒音レベル (dB)				環境基準 適合状況
						昼間	環境基準 達成	夜間	環境基準 達成	
1	一般国道 4 号	越谷市谷中町 4-30-3	B	4	○	76	×	74	×	×
2	県道さいたま鳩ヶ谷線	川口市石神 896-5	A	2	○	66	○	62	○	○
3	県道金明町鳩ヶ谷線	草加市旭町 6-15	A	2	○	66	○	63	○	○
4	県道柿木町蒲生線	越谷市蒲生旭町 11	B	2	○	69	○	66	×	×
5	県道越谷停車場線	越谷市越ヶ谷 2-4	C	2	○	59	○	52	○	○
6	県道足立越ヶ谷線	越谷市蒲生 1-1	B	2	○	67	○	65	○	○
7	市道幹線 49 号線	川口市戸塚 3-18-27	B	4	○	69	○	64	○	○

注 1) 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準：昼間 70dB、夜間 65dB

2) 「幹線道路の近接空間」の欄の○は、測定地点が当該空間に含まれることを示す。

3) 昼間及び夜間の環境基準を達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。

4) 環境基準に適合した場合は「○」、適合しなかった場合は「×」。

資料：「平成 29 年度 自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果」（埼玉県ホームページ）

表 3.2-14 道路交通振動の要請限度適合状況（平成 29 年度）

No.	路線名	測定地点	区域区分	車線数	振動レベル (dB)				要請限度適合状況
					昼間	要請限度適合	夜間	要請限度適合	
1	一般国道 4 号	越谷市谷中町 4-30-3	1	4	57	○	55	○	○
2	県道さいたま鳩ヶ谷線	川口市石神 896-5	1	2	49	○	41	○	○
3	県道金明町鳩ヶ谷線	草加市旭町 6-15	1	2	42	○	35	○	○
4	県道柿木町蒲生線	越谷市蒲生旭町 11-30	1	2	51	○	44	○	○
5	県道越谷停車場線	越谷市越ヶ谷 2-4-37	2	2	37	○	30	○	○
6	県道足立越ヶ谷線	越谷市蒲生 1-1-7	1	2	41	○	37	○	○
7	市道幹線 49 号線	川口市戸塚 3-18-27	1	4	50	○	41	○	○

注 1) 要請限度は、第 1 種区域：昼間 65dB、夜間 60dB 第 2 種区域：昼間 70dB、夜間 65dB

2) 要請限度に適合した場合は「○」、適合しなかった場合は「×」。

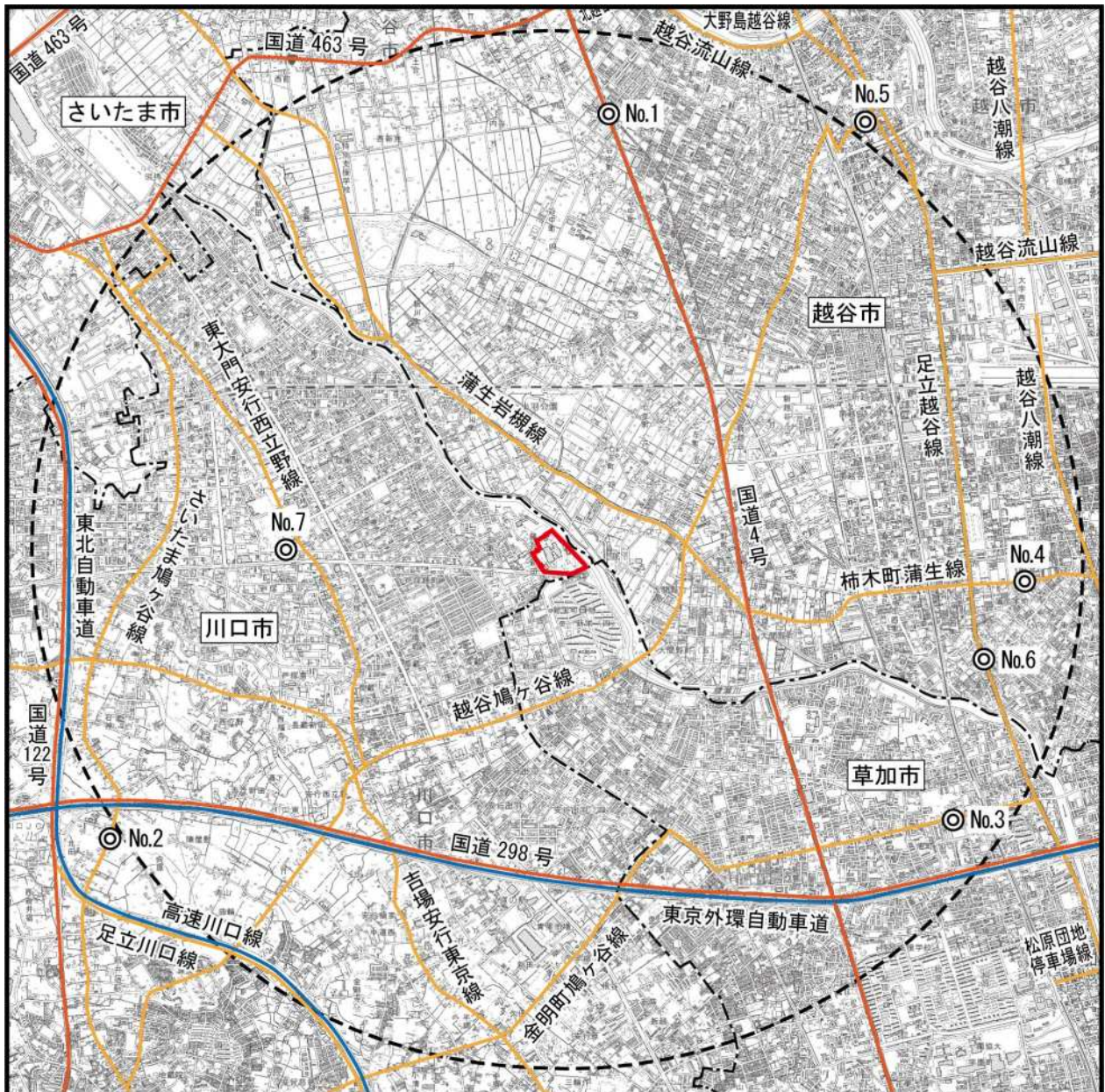
資料：「平成 29 年度 自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果」（埼玉県ホームページ）

ウ 低周波音

調査範囲及びその周辺において、低周波音の調査は行われていない。

4) 悪臭

調査範囲及びその周辺において、悪臭の調査は行われていない。



- : 対象事業実施区域
- : 市界
- ⊙ : 調査地点
- ⊖ : 調査範囲 (3 km)
- (blue) : 高速道路
- (orange) : 一般国道
- (yellow) : 県道



注) 図中の番号は、表 3.2-13 及び表 3.2-14 に対応する。

資料: 「平成 29 年度 自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果」
(埼玉県ホームページ)

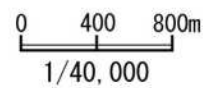


図 3.2-12 自動車交通騒音及び道路交通振動調査地点図

(2) 水質、底質、水象その他の水に係る環境の状況

1) 水象

調査範囲及びその周辺の河川等の状況は、図 3.2-13 に示すとおりである。

事業実施想定区域の東側には一級河川の綾瀬川が、西側には同じく一級河川の伝右川が流れている。

対象事業実施区域の東側を流れる綾瀬川は、埼玉県、東京都及び国土交通省がそれぞれ管理しており、桶川市から川口市及び草加市を南下し中川に合流する。なお、埼玉県管理区間の河川延長は約 30.8km、流域面積は約 96.6km²である。

調査範囲及びその周辺の河川では、過去 5 件の浸水被害が起きている。なお、戸塚環境センターの記録によれば、これら 5 件の浸水被害時には、戸塚環境センター敷地内（対象事業実施区域内）への浸水被害は生じていない。

資料：「中川・綾瀬川ブロック河川整備計画」（埼玉県ホームページ）
：「中川・綾瀬川の主な災害」（国土交通省ホームページ）

2) 水質

ア 河川

調査範囲及びその周辺の水質測定地点の概要は表 3.2-15 に、水質測定地点は図 3.2-13 に示すとおりであり、綾瀬川（3 地点）及び伝右川で（2 地点）で測定が行われている。

平成 25 年度から平成 29 年度における健康項目の測定結果は表 3.2-16(1)～(4)に示すとおりであり、全地点ともにすべての測定項目で環境基準を達成している。

平成 25 年度から平成 29 年度における生活環境項目の測定結果は、表 3.2-17(1)～(4)に示すとおりである。

畷橋では、各年度ともにすべての測定項目で環境基準を達成している。

新綾瀬橋では、平成 25 年度の D0、平成 27 年度の SS で環境基準を達成していない検体がある。

槐戸橋では、平成 25 年度～平成 26 年度の D0、平成 25 年度の全亜鉛で環境基準を達成していない検体がある。

なお、伝右川（新伝右橋及び吉長橋）に生活環境の保全に関する環境基準の類型指定はされていない。

表 3.2-15 水質測定地点の概要

河川名	測定地点	所在地	測定対象	生活環境の保全に関する環境基準の類型	
綾瀬川	畷橋	さいたま市緑区	健康項目 生活環境項目	C	生物 B
	綾瀬新橋	川口市	健康項目 生活環境項目	C	生物 B
	槐戸橋	草加市	健康項目 生活環境項目	C	生物 B
伝右川	新伝右橋	川口市	健康項目 生活環境項目	—	—
	吉長橋	川口市	健康項目 生活環境項目	—	—

注) 伝右川での平成 25 年度の測定は、吉長橋で行われている。

資料：「平成 29 年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果」（埼玉県ホームページ）

：「公共用水域水質測定結果について」（川口市ホームページ）

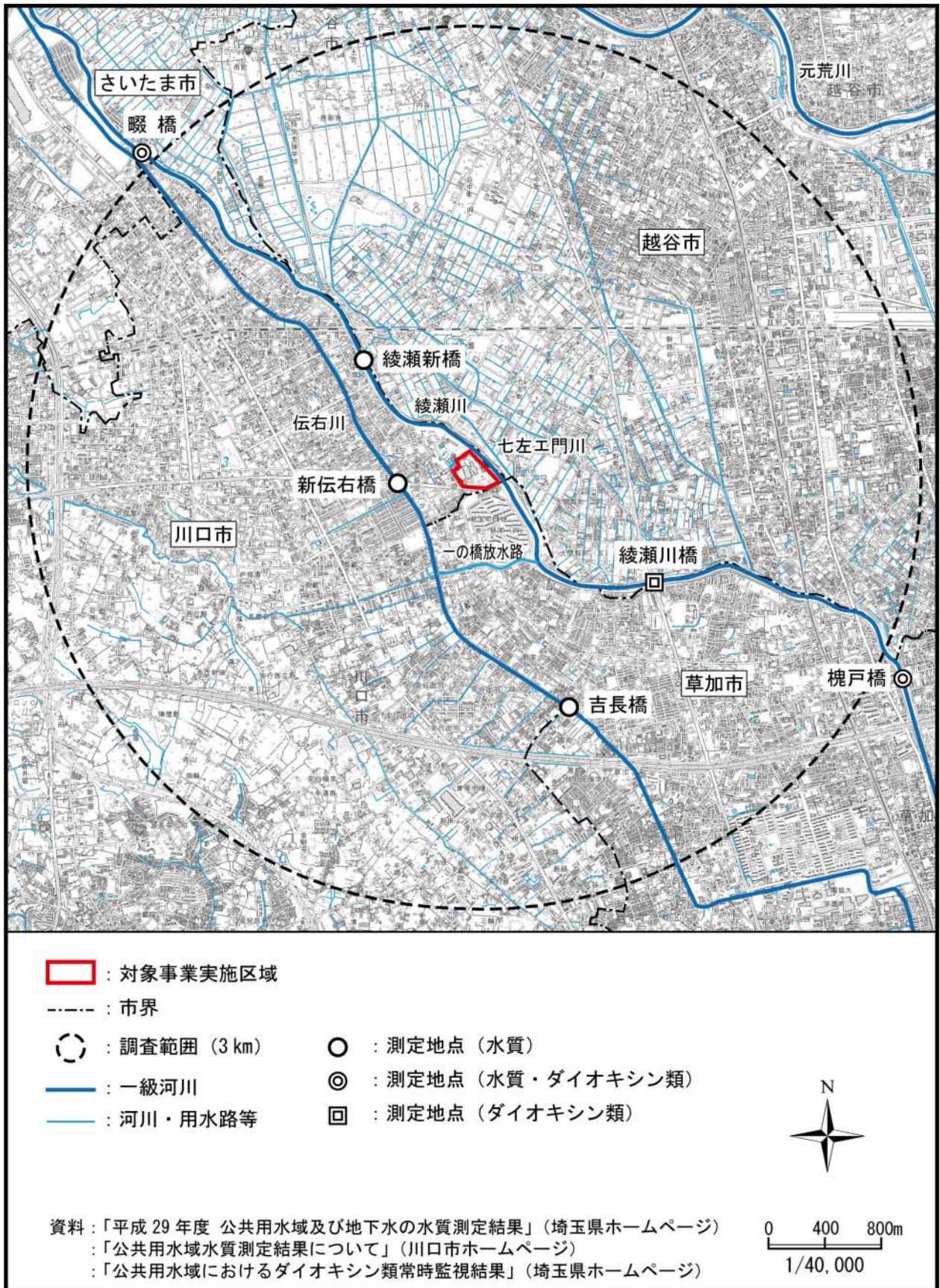


図 3.2-13 河川等図及び水質・ダイオキシン類測定地点図

表 3.2-16(1) 健康項目の水質測定結果（堰橋）

（単位：mg/L）

項目	測定結果（年間平均値）					環境基準
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
カドミウム	—	<0.0005	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
全シアン	—	ND	ND	ND	ND	検出されないこと
鉛	—	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
六価クロム	—	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下
砒素	—	0.001	0.001	0.001	0.001	0.01 以下
総水銀	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	—	—	—	—	—	検出されないこと
PCB	—	ND	ND	ND	ND	検出されないこと
ジクロロメタン	—	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	—	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	—	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	—	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	—	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	—	<0.002	<0.001	<0.002	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム	—	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン	—	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	—	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	—	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
セレン	—	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	—	2.4	2.4	2.4	2.1	10 以下
ふっ素	—	0.10	0.11	0.11	0.12	0.8 以下
ほう素	—	0.04	0.04	0.05	0.05	1 以下
1,4-ジオキサン	—	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下

注）平成25年度は欠測。

資料：「平成25年度～平成29年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果」（埼玉県ホームページ）

表 3.2-16(2) 健康項目の水質測定結果 (綾瀬新橋)

(単位 : mg/L)

項 目	測定結果 (年間平均値)					環境基準
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
カドミウム	—	—	—	—	—	0.003 以下
全シアン	—	—	—	—	—	検出されないこと
鉛	—	—	—	—	—	0.01 以下
六価クロム	—	—	—	—	—	0.05 以下
砒素	—	—	—	—	—	0.01 以下
総水銀	—	—	—	—	—	0.0005 以下
アルキル水銀	—	—	—	—	—	検出されないこと
PCB	—	—	—	—	—	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.002	<0.002	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム	—	—	—	—	—	0.006 以下
シマジン	—	—	—	—	—	0.003 以下
チオベンカルブ	—	—	—	—	—	0.02 以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
セレン	—	—	—	—	—	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	—	—	—	—	—	10 以下
ふっ素	—	—	—	—	—	0.8 以下
ほう素	—	—	—	—	—	1 以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下

資料 : 「公共用水域水質測定結果について」 (川口市ホームページ)

表 3.2-16(3) 健康項目の水質測定結果（槐戸橋）

(単位：mg/L)

項 目	測定結果（年間平均値）					環境基準
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
カドミウム	—	—	—	—	—	0.003 以下
全シアン	—	—	—	—	—	検出されないこと
鉛	0.001	0.001	<0.001	0.002	<0.001	0.01 以下
六価クロム	—	—	—	—	—	0.05 以下
砒素	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.01 以下
総水銀	—	—	—	—	—	0.0005 以下
アルキル水銀	—	—	—	—	—	検出されないこと
PCB	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.02 以下
四塩化炭素	—	—	—	—	—	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.0002	—	—	—	—	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	—	—	—	—	—	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	—	—	—	—	—	0.006 以下
トリクロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01 以下
テトラクロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	—	—	—	—	—	0.002 以下
チウラム	—	—	—	—	—	0.006 以下
シマジン	—	—	—	—	—	0.003 以下
チオベンカルブ	—	—	—	—	—	0.02 以下
ベンゼン	—	—	—	—	—	0.01 以下
セレン	—	—	—	—	—	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	2.0	1.9	2.2	1.7	1.9	10 以下
ふっ素	0.10	0.10	0.12	0.007	—	0.8 以下
ほう素	—	—	—	—	—	1 以下
1,4-ジオキサン	—	—	—	—	—	0.05 以下

資料：「平成 25 年度～平成 29 年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果」（埼玉県ホームページ）

表 3.2-16(4) 健康項目の水質測定結果（新伝右橋・吉長橋）

（単位：mg/L）

項 目	測定結果（年間平均値）					環境基準
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
カドミウム	—	—	—	—	—	0.003 以下
全シアン	—	—	—	—	—	検出されないこと
鉛	—	—	—	—	—	0.01 以下
六価クロム	—	—	—	—	—	0.05 以下
砒素	—	—	—	—	—	0.01 以下
総水銀	—	—	—	—	—	0.0005 以下
アルキル水銀	—	—	—	—	—	検出されないこと
PCB	—	—	—	—	—	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.002	<0.002	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム	—	—	—	—	—	0.006 以下
シマジン	—	—	—	—	—	0.003 以下
チオベンカルブ	—	—	—	—	—	0.02 以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
セレン	—	—	—	—	—	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	—	—	—	—	—	10 以下
ふっ素	—	—	—	—	—	0.8 以下
ほう素	—	—	—	—	—	1 以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下

注）平成25年度の測定は、吉長橋で行われている。

資料：「公共用水域水質測定結果について」（川口市ホームページ）

表 3.2-17(1) 生活環境項目の水質測定結果（畷橋）

項目		測定結果					環境基準
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
水素イオン濃度 (pH)	年間平均値	—	7.5	7.6	7.5	7.6	6.5 以上 8.5 以下
	年間最小値	—	7.3	7.2	7.2	7.1	
	年間最大値	—	7.7	7.9	7.8	8.0	
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	年間 75% 値	—	2.8	2.7	2.8	2.8	5mg/L 以下
浮遊物質 (SS) (mg/L)	年間平均値	—	18	16	18	20	50mg/L 以下
	年間最大値	—	31	28	32	46	
溶存酸素量 (DO) (mg/L)	年間平均値	—	8.2	8.3	8.8	9.2	5mg/L 以上
	年間最小値	—	5.8	6.4	6.5	7.0	
大腸菌群数 (MPN/100mL)	年間平均値	—	5,900	28,000	15,000	11,000	—
全亜鉛 (mg/L)	年間平均値	—	0.015	0.011	0.013	0.013	0.03mg/L 以下
ノニルフェノール (mg/L)	年間平均値	—	0.00006	0.00007	0.00007	0.00006	0.002mg/L 以下
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (mg/L)	年間平均値	—	0.025	0.017	0.024	0.021	0.05mg/L 以下

注 1) 平成 25 年度は欠測。

2) 環境基準は、pH、SS、DO 及び大腸菌群数は日間平均値、BOD は年間 75% 値、全亜鉛、ノニルフェノール及び直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩は年間平均値で評価する。

資料：「平成 25 年度～平成 29 年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果」（埼玉県ホームページ）

表 3.2-17(2) 生活環境項目の水質測定結果（綾瀬新橋）

項目		測定結果					環境基準
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
水素イオン濃度 (pH)	年間平均値	7.4	7.3	7.3	7.2	7.4	6.5 以上 8.5 以下
	年間最小値	7.1	7.0	7.0	7.0	7.1	
	年間最大値	7.6	7.5	7.6	7.5	7.6	
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	年間 75% 値	3.4	2.7	3.2	3.2	3.9	5mg/L 以下
浮遊物質 (SS) (mg/L)	年間平均値	14	15	17	16	14	50mg/L 以下
	年間最大値	26	25	73	36	32	
溶存酸素量 (DO) (mg/L)	年間平均値	7.4	7.7	7.5	7.7	7.9	5mg/L 以上
	年間最小値	4.1	5.4	5.3	5.8	5.8	
大腸菌群数 (MPN/100mL)	年間平均値	—	—	—	—	—	—
全亜鉛 (mg/L)	年間平均値	0.010	0.005	0.010	0.006	0.003	0.03mg/L 以下
ノニルフェノール (mg/L)	年間平均値	—	—	—	—	—	0.002mg/L 以下
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (mg/L)	年間平均値	—	—	—	—	—	0.05mg/L 以下

注 1) 網掛けは、環境基準を達成していないものを示す。

2) 環境基準は、pH、SS、DO 及び大腸菌群数は日間平均値、BOD は年間 75% 値、全亜鉛、ノニルフェノール及び直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩は年間平均値で評価する。

資料：「公共用水域水質測定結果について」（川口市ホームページ）

表 3.2-17(3) 生活環境項目の水質測定結果（槐戸橋）

項 目		測定結果					環境基準
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
水素イオン濃度 (pH)	年間平均値	7.5	7.4	7.4	7.4	7.4	6.5 以上 8.5 以下
	年間最小値	7.3	7.2	7.2	7.2	7.1	
	年間最大値	7.7	7.7	7.6	7.6	7.7	
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	年間 75% 値	5.0	2.9	2.0	3.0	3.1	5mg/L 以下
浮遊物質 (SS) (mg/L)	年間平均値	19	13	13	15	13	50mg/L 以下
	年間最大値	47	23	25	32	27	
溶存酸素量 (DO) (mg/L)	年間平均値	7.0	6.8	7.1	7.0	7.3	5mg/L 以上
	年間最小値	4.8	3.5	5.3	5.1	5.3	
大腸菌群数 (MPN/100mL)	年間平均値	—	—	—	—	—	—
全亜鉛 (mg/L)	年間平均値	0.032	0.014	0.013	0.016	0.014	0.03mg/L 以下
ノニルフェノール (mg/L)	年間平均値	—	—	—	—	—	0.002mg/L 以下
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (mg/L)	年間平均値	—	—	—	—	—	0.05mg/L 以下

注 1) 網掛けは、環境基準を達成していないものを示す。

2) 環境基準は、pH、SS、DO 及び大腸菌群数は日間平均値、BOD は年間 75% 値、全亜鉛、ノニルフェノール及び直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩は年間平均値で評価する。

資料：「平成 25 年度～平成 29 年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果」（埼玉県ホームページ）

表 3.2-17(4) 生活環境項目の水質測定結果（新伝右橋・吉長橋）

項 目		測定結果				
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
水素イオン濃度 (pH)	年間平均値	7.5	7.4	7.4	7.3	7.5
	年間最小値	7.4	7.3	7.1	7.1	7.3
	年間最大値	7.8	7.6	7.6	7.4	7.7
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	年間 75% 値	8.3	7.5	8.0	9.0	8.4
浮遊物質 (SS) (mg/L)	年間平均値	12	20	17	16	23
	年間最大値	27	69	33	26	61
溶存酸素量 (DO) (mg/L)	年間平均値	6.3	4.7	4.1	4.6	3.9
	年間最小値	1.3	2.8	1.8	1.6	<0.5
大腸菌群数 (MPN/100mL)	年間平均値	—	75,000	580,000	240,000	97,000
全亜鉛 (mg/L)	年間平均値	0.015	0.014	0.017	0.012	0.008
ノニルフェノール (mg/L)	年間平均値	—	—	—	—	—
直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩 (mg/L)	年間平均値	—	—	—	—	—

注) 平成 25 年度の測定は吉長橋で行われている。

資料: 「公共用水域水質測定結果について」(川口市ホームページ)

イ 地下水

調査範囲及びその周辺の平成 29 度における地下水の概況及び再概況調査結果は表 3.2-18 に、継続調査結果は表 3.2-19 に示すとおりである。

調査範囲及びその周辺の概況調査は川口市源左衛門新田、再概況調査は越谷市越ヶ谷及び越谷市大間野町で行われており、平成 29 年度の調査ではすべての項目で環境基準を達成している。

調査範囲及びその周辺の継続調査は川口市の戸塚及び赤山、さいたま市の岩槻区釣上新田で行われており、平成 29 年度の調査では、調査項目のすべてで環境基準を達成している。

表 3.2-18 地下水の概況及び再概況調査結果（平成 29 年度）

（単位：mg/L）

項目	川口市 源左衛門新田	越谷市 越ヶ谷	越谷市 大間野町	環境基準
	概況調査	再概況調査	再概況調査	
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
全シアン	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
六価クロム	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下
砒素	<0.001	0.001	<0.001	0.01 以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	—	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
PCB	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
クロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
セレン	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	7.1	0.04	0.12	10 以下
ふっ素	<0.02	0.05	0.03	0.8 以下
ほう素	<0.02	0.14	<0.02	1 以下
1,4-ジオキサン	<0.005	0.008	<0.005	0.05 以下

資料：「平成 29 年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果」（埼玉県ホームページ）

表 3.2-19 地下水の継続調査結果（平成 29 年度）

（単位：mg/L）

調査地区名		測定項目	
		鉛	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素
川口市	戸塚	—	8.1
	赤山	—	6.3
さいたま市	岩槻区釣上新田	0.009	—
環境基準		0.01 以下	10 以下

資料：「平成 29 年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果」（埼玉県ホームページ）

ウ 公共用水域（河川水質・河川底質）のダイオキシン類

調査範囲及びその周辺における平成 30 年度の公共用水域（河川水質・河川底質）のダイオキシン類の測定結果は表 3.2-20 に、調査地点は前掲図 3.2-13 に示すとおりである。

調査範囲及びその周辺の測定は槐戸橋、畷橋及び綾瀬川橋で行われており、平成 30 年度の測定結果では、すべての地点で水質及び底質の環境基準を達成している。

表 3.2-20 公共用水域（河川水質・河川底質）のダイオキシン類（平成 30 年度）

河川名	項目	調査地点	測定結果 (年平均値)	環境基準
綾瀬川	河川水質	槐戸橋	0.93pg-TEQ/L	1 pg-TEQ/L 以下
		畷橋	0.41pg-TEQ/L	
		綾瀬川橋	1.0pg-TEQ/L	
	河川底質	畷橋	7.4pg-TEQ/g	150 pg-TEQ/g 以下
		綾瀬川橋	3.1pg-TEQ/g	

資料：「公共用水域におけるダイオキシン類常時監視結果」（埼玉県ホームページ）

(3) 土壌及び地盤の状況

1) 土壌

ア 要措置区域及び形質変更時要届出区域の状況

調査範囲及びその周辺における「土壌汚染対策法」に基づく要措置区域の指定状況は表 3.2-21 に、形質変更時要届出区域の指定状況は表 3.2-22 に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域周辺に要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はない。

表 3.2-21 要措置区域の指定状況

整理番号	指定年月日	指定番号	所在地	面積(m ²)	基準に適合しない特定有害物質
27-1	平成 27 年 5 月 27 日	要-27-1 号	草加市旭町五丁目 612-7 の一部、612-22	72.21	シス-1,2-ジクロロエチレン テトラクロロエチレン

資料：「土壌汚染対策法に基づく区域の指定」（草加市ホームページ）

表 3.2-22 形質変更時要届出区域の指定状況

整理番号	指定年月日	指定番号	所在地	面積(m ²)	基準に適合しない特定有害物質
整-23-4	平成 23 年 10 月 3 日	形-4 号	さいたま市岩槻区美園東二丁目 39 番 3、4、5、6、7、8	2,300.78	鉛及びその化合物
27-01	平成 27 年 7 月 27 日	形-6 号 (指-8 号)	越谷市大字西方字上手 3058-1、3062-1、 3076-1、3151-68 の一部	27,123.58	六価クロム化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
28-01	平成 28 年 8 月 26 日	形-7 号 (指-9 号)	越谷市大字蒲生 3872-1 の一部、3873-1 の一部、 3874-1 の一部、 3875-2 の一部	422.1	鉛及びその化合物
28-02	平成 28 年 9 月 12 日	形-8 号 (指-10 号)	越谷市大字西方字上手 3076-3、3092-4、 3100-2、3106-3	4,867.40	セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
28-03	平成 29 年 3 月 27 日	形-9 号 (指-11 号)	越谷市大字西方字上手 3092-1、3106-1、 3107-1、3151-71	17,174.75	カドミウム及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物

資料：「土壌汚染対策法に基づく区域の指定について」（さいたま市ホームページ）

：「土壌汚染対策法に基づく区域の指定について」（越谷市ホームページ）

イ ダイオキシン類

調査範囲及びその周辺における平成 30 年度の土壌のダイオキシン類の測定は、川口市安行北谷で行われている。測定結果は表 3.2-23 に示すとおりであり、環境基準を達成している。

表 3.2-23 ダイオキシン類一般環境把握調査結果（平成 30 年度）

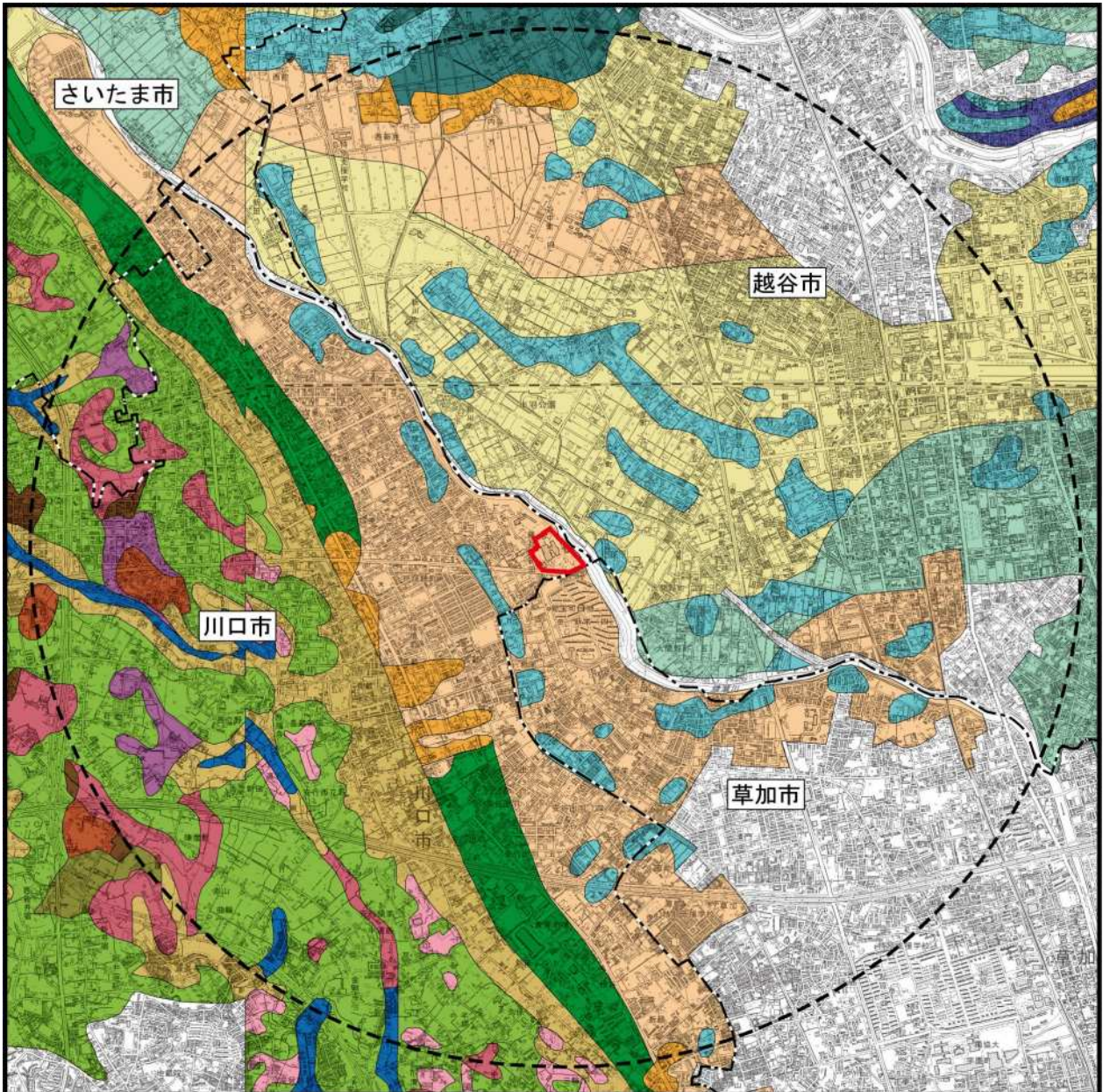
調査地点	調査結果 (pg-TEQ/g)	環境基準
川口市安行北谷	3.8	1,000pg-TEQ/g 以下

資料：「土壌常時監視結果 ダイオキシン類（H30 調査結果）」
(埼玉県ホームページ)

ウ 土壌の分布状況

調査範囲及びその周辺の表層土壌の分布状況は、図 3.2-14 に示すとおりである。

対象事業実施区域の土壌は、黒泥土壌（花和田統）である。対象事業実施区域周辺は、主に黒泥土壌（花和田統）、低位泥炭土壌（下八ツ林統）、細粒灰色低地土壌（下樋遣川統）等である。



: 対象事業実施区域
 - - - - : 市界
 () : 調査範囲 (3 km)

- | | | | |
|---|---|--|----------|
| 黒ボク土壌
青山統
高倉統
桶川統
厚層黒ボク土壌
大竹統
太田ヶ谷統
美園統
多湿黒ボク土壌
西大久保統 | 黒ボクグライ土壌
ミツ木統
淡色黒ボク土壌
児玉統
細粒灰色低地土壌
平塚統
下樋遣川統
灰色低地土壌
清水統 | 細粒グライ土壌
山田統
グライ土壌
片柳統
低位泥炭土壌
下八ッ林統
小沼統
黒泥土壌
花和田統 | □ : 未区分地 |
|---|---|--|----------|



0 400 800m
 1/40,000

資料：「国土調査（土地分類基本調査 土壤図）」（国土交通省ホームページ）

図 3.2-14 土壤図

2) 地盤沈下の状況

調査範囲及びその周辺における平成 26 年 1 月 1 日から平成 31 年 1 月 1 日までの地盤沈下の調査結果は表 3.2-24 に、調査地点は図 3.2-15 に示すとおりである。

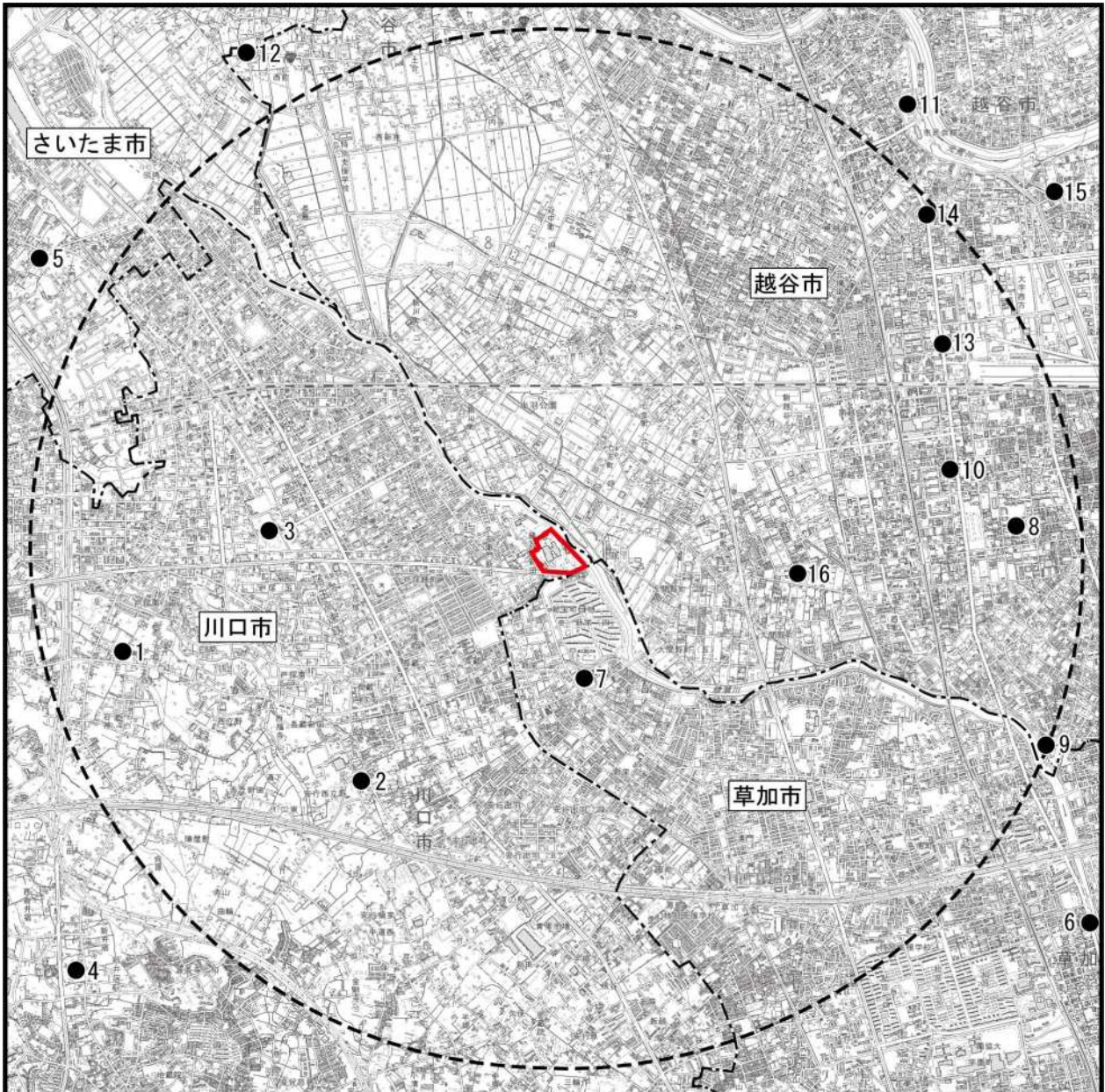
調査範囲及びその周辺における過去 5 年間の地盤沈下の変動量は-11.8 mm~-1.3 mm であった。

なお、対象事業実施区域に最も近い調査地点 (No.7) の過去 5 年間の変動量は-4.7 mmであった。

表 3.2-24 地盤沈下の状況 (水準測量結果)

関係市名	No.	調査地点	調査開始年月日	各年別変動量 (mm)					過去 5 年間の変動量 平成 26. 1. 1 平成 31. 1. 1 (mm)	調査開始年からの 変動量 (mm)
				平成 26. 1. 1	平成 27. 1. 1	平成 28. 1. 1	平成 29. 1. 1	平成 30. 1. 1		
				平成 27. 1. 1	平成 28. 1. 1	平成 29. 1. 1	平成 30. 1. 1	平成 31. 1. 1		
川口市	1	妙延寺 (石神 967-2)	S43. 2. 1	+1. 9	+2. 1	-5. 2	-1. 2	-2. 0	-4. 4	-678. 1
	2	コンビニエンスストア (安行 630)	S43. 2. 1	+0. 2	-0. 5	-4. 7	-2. 3	-3. 2	-10. 5	-728. 3
	3	戸塚中台公園 (戸塚 3-16)	S62. 1. 1	+3. 3	+0. 3	-4. 3	-2. 4	-2. 2	-5. 3	-78. 1
	4	氷川神社境内 (西新井宿 341)	S43. 2. 1	+1. 3	+2. 4	-4. 8	+0. 3	-2. 8	-3. 6	-753. 7
さいたま市	5	JA さいたま大門支店 (緑区大門 1373)	S43. 2. 1	-1. 9	+6. 4	-9. 3	+2. 0	-6. 6	-9. 4	-253. 0
草加市	6	中根 1	S37. 2. 1	-0. 9	-0. 1	-6. 0	-0. 8	-4. 0	-11. 8	-782. 2
	7	草加市新栄配水場 (長栄町 4-11 地先)	S43. 2. 1	+1. 9	+0. 1	-3. 3	-2. 4	-1. 0	-4. 7	-332. 0
越谷市	8	蒲生第二小学校校庭 (蒲生旭町 1-75)	S40. 2. 1	+2. 6	+0. 9	-3. 5	-0. 4	-0. 9	-1. 3	-138. 0
	9	蒲生大橋付近 (蒲生愛宕町 13 地先)	H8. 1. 1	+1. 5	-0. 9	-3. 3	+0. 6	-1. 7	-3. 8	-45. 9
	10	忠魂碑敷地南隅 (南越谷 1-5-3)	S36. 2. 1	+3. 5	+0. 9	-3. 8	-0. 5	-0. 1	0. 0	-219. 2
	11	越谷市役所 (越ヶ谷 4-2-1)	S64. 1. 1	+1. 8	+1. 1	-3. 9	-2. 0	+0. 4	-2. 6	-59. 7
	12	西新井 985	S36. 2. 1	-2. 2	+6. 7	-7. 6	0. 0	-5. 8	-8. 9	-462. 8
	13	県道足立越谷線路上 (南越谷 2-5-30 地先)	S43. 2. 1	+3. 4	+0. 8	-3. 8	-1. 0	-0. 1	-0. 7	-131. 9
	14	県道足立越谷線路上 (瓦曽根 2-2-4 地先)	S43. 2. 1	+2. 9	+0. 4	-4. 7	-0. 4	-0. 3	-2. 1	-106. 3
	15	八条用水路土地改良 事務所 (相模町 2-10)	H2. 1. 1	+2. 3	0. 0	-4. 9	-1. 8	+0. 1	-4. 3	-87. 8
16	大間野小学校 (大間野町 2-115)	S58. 1. 1	+1. 9	-0. 5	-3. 8	-2. 2	-1. 7	-6. 3	-121. 3	

資料:「平成 30 年度 水準測量成果表」(埼玉県ホームページ)



- : 対象事業実施区域
- : 市界
- : 調査範囲 (3 km)
- : 地盤沈下調査地点



注) 図中の番号は、表 3.2-24 に対応する。

資料 : 「平成 30 年度 水準測量成果表」(埼玉県ホームページ)

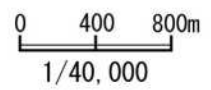


図 3.2-15 地盤沈下調査地点図

(4) 地形及び地質の状況

1) 地形の状況

調査範囲及びその周辺の地形分類は、図 3.2-16 に示すとおりである。

対象事業実施区域の地形分類は、氾濫原及び旧流路跡である。対象事業実施区域周辺は、主に氾濫原、背後湿地、自然堤防、旧流路跡からなる低地となっている。

2) 地質の状況

調査範囲及びその周辺の表層地質の分類は、図 3.2-17 に示すとおりである。

対象事業実施区域の表層地質は、未固結堆積物の泥質堆積物及び砂泥堆積物である。対象事業実施区域周辺は、主に泥質堆積物、砂質堆積物、砂泥堆積物からなる未固結堆積物となっている。

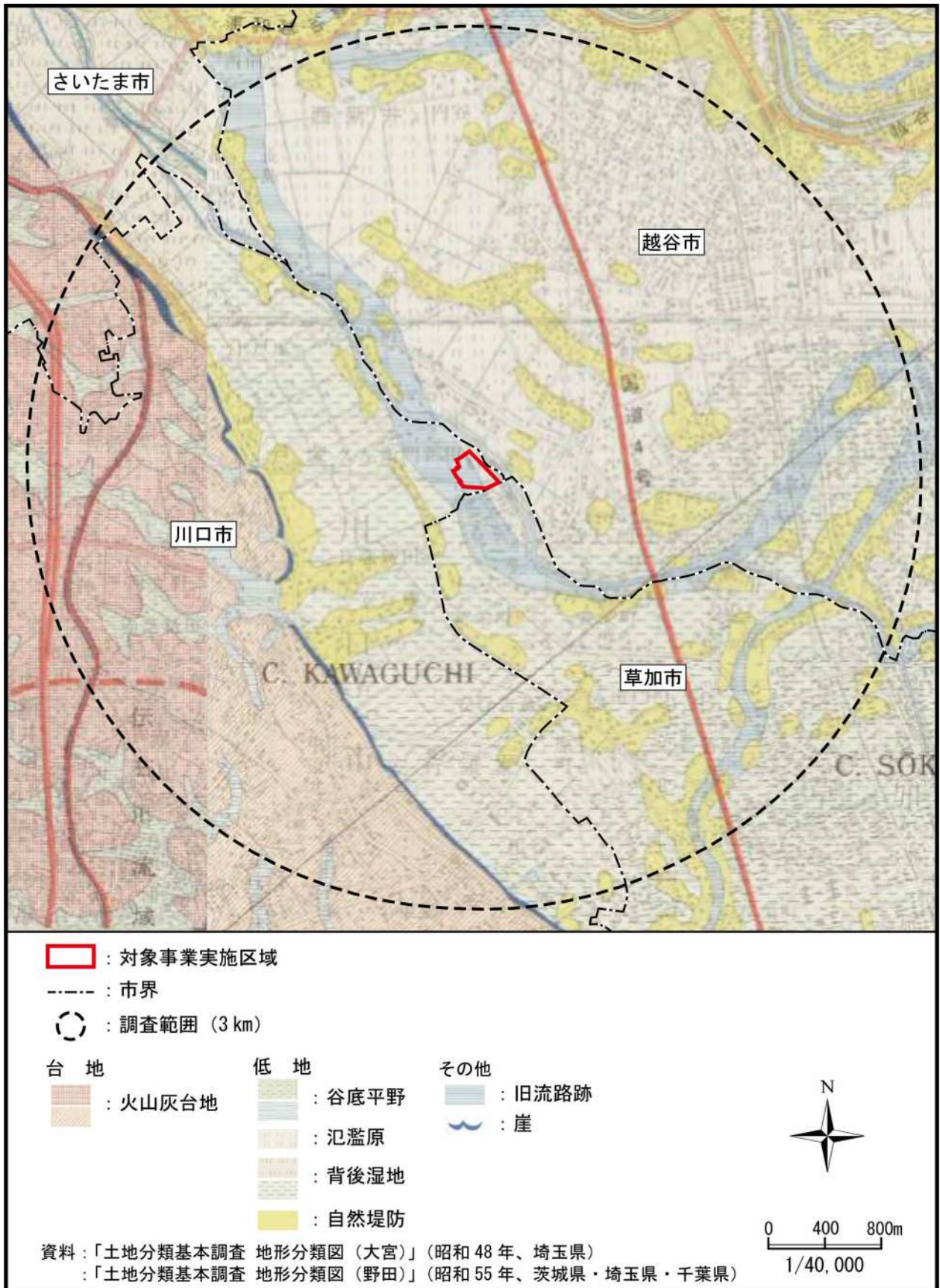
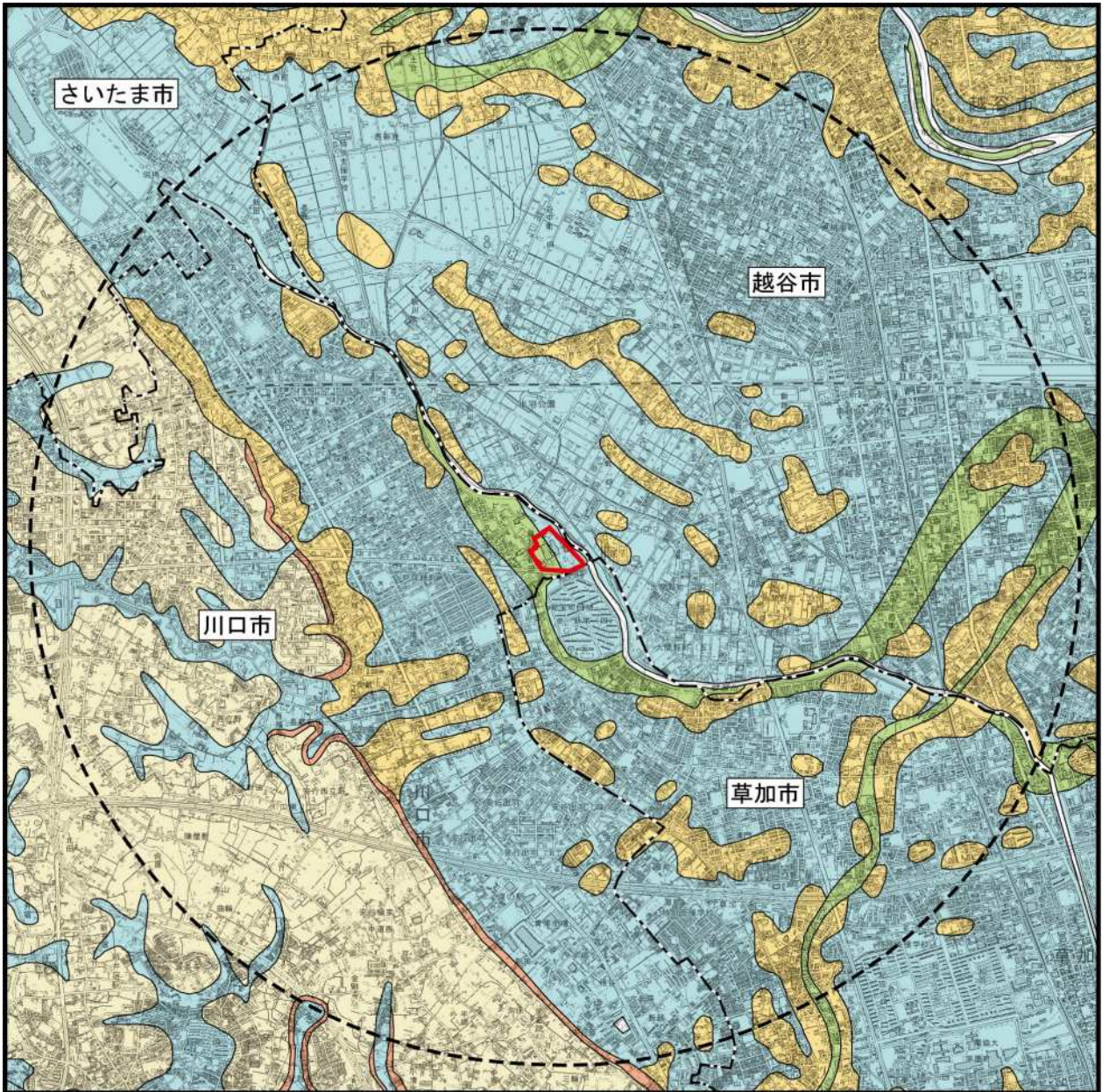


図 3.2-16 地形分類図



□ : 対象事業実施区域

----- : 市界

○ : 調査範囲 (3 km)

未固結堆積物

□ : 泥質堆積物

□ : 砂質堆積物

□ : 砂泥堆積物

半固結堆積物

□ : 粘土質層

火山性岩石

□ : ローム層

□ : 水部分



0 400 800m

1/40,000

資料：「国土調査（土地分類基本調査 表層地質図）」（国土交通省ホームページ）

図 3.2-17 表層地質図

(5) 動物の生息、植物の生育、植生、緑の量及び生態系の状況

1) 動物

表 3.2-25 に示す既存文献を収集し、事業実施区域及びその周辺に生息する可能性がある動物について把握した。

表 3.2-25 動物相の把握に用いた文献

No.	文献名等	整理対象分類群と整理内容						
		哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	魚類	底生動物	昆虫類
1	河川環境データベース(河川水辺の国勢調査)	●	●	●	●	●	●	●
	各項目とも、綾瀬川(主に草加市)における最新の分布情報を整理。							
2	埼玉県レッドデータブック2018動物編(平成30年、埼玉県) (略称:埼玉県RDB)	●	●	●	●	●		●
	各項目とも、対象事業実施区域が位置する「加須・中川低地」及び近接する「大宮台地」における分布情報を整理。							
3	埼玉県動植物リスト(埼玉県ホームページ)	●	●	●	●	●		●
	各項目とも、川口市、さいたま市、草加市及び越谷市における分布情報を整理。							
4	川口市動物調査報告書(平成7年、川口市)	●	●	●	●	●	●	●
	鳥類・昆虫類は川口市、哺乳類・爬虫類・両生類は戸塚地区、魚類・底生動物は綾瀬川(佐藤橋付近)における分布情報を整理。							
5	増補埼玉四季の鳥(昭和63年、(財)埼玉県野鳥の会)		●					
	埼玉県における分布情報を整理。							
6	地元環境団体資料(綾瀬川を愛する会、自然探検コロボックルくらぶ等)	●	●	●	●	●	●	●
	各項目とも、綾瀬の森(通称)等の対象事業実施区域近傍の分布情報を整理。							

ア 動物相及び保全すべき種の状況

既存文献調査の結果、「川口市動物調査報告書」(平成7年、川口市)によると、川口市において、哺乳類はアズマモグラ及びホンドイタチ、鳥類はカイツブリ、カルガモ、チョウゲンボウ等、昆虫類はサラサヤンマ、アオマツムシ、ヘイケボタル等、戸塚地区において、爬虫類はクサガメ、スッポン及びヤマカガシ、両生類はアマガエル、トウキョウダルマガエル及びウシガエルが確認されているほか、綾瀬川佐藤橋付近において、魚類はタイリクバラタナゴ、モツゴ、ギンブナ等、底生動物はシマイシビル、ミズムシ、アメリカザリガニ等が確認されている。

また、保全すべき種として、鳥類 134 種、爬虫類 12 種、両生類 6 種、魚類 16 種、底生動物 80 種、昆虫類 238 種が確認されている。

保全すべき種の選定根拠とした資料は表 3.2-26 に、保全すべき種の一覧は表 3.2-27(1)～(7)に示すとおりである。

表 3.2-26 保全すべき種の選定根拠とした資料（動物）

No.	略称	文献及び法律名	選定基準となる区分
1	天然記念物	「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）	・国及び地方公共団体指定の天然記念物
2	種の保存法	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）	・国内希少野生動植物種
3	埼玉県文化財	「埼玉県文化財保護条例」（昭和30年条例第46号）	・国及び地方公共団体指定の天然記念物
4	埼玉県保護条例	「埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例」（平成12年条例第11号）	・国内希少野生動植物種
5	環境省RL	「環境省レッドリスト2019」（平成31年、環境省）	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧IA類 EN：絶滅危惧IB類 VU：絶滅危惧II類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
6	埼玉県RDB	「埼玉県レッドデータブック2018動物編」（平成30年、埼玉県）	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧I類 CR：絶滅危惧IA類 EN：絶滅危惧IB類 VU：絶滅危惧II類 NT：準絶滅危惧（NT1：環境条件の評価によつて、容易に絶滅危惧に移行し得る属性を本来有しているもの NT2：生息状況の推移から見て、種の存続への圧迫が強まっていると判断されるもの） DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群 RT：地帯別危惧

表 3.2-27(1) 保全すべき種の一覧（鳥類）（1）

No.	目名	科名	和名	文献名等							保全すべき種の選定基準								
				埼玉県RDB	埼玉県動植物リスト	川口市動物調査報告書	増補埼玉県四季の鳥	地元環境団体資料	天然記念物	種の保存法	埼玉県文化財	埼玉県保護条例	環境省RL	埼玉県RDB					
														台地	低地	中川	全県		
繁殖	越冬	繁殖	越冬	繁殖	越冬	繁殖	越冬	繁殖	越冬	繁殖	越冬	繁殖	越冬						
1	カイツブリ	カイツブリ	ハジロカイツブリ	●			●								NT1		NT1		NT1
2			ミミカイツブリ	●			●								DD		DD		DD
3			アカエリカイツブリ	●			●								VU		VU		VU
4			カンムリカイツブリ	●	●		●								VU		VU		VU
5	ミズナギドリ	アホウドリ	コアホウドリ		●		●				EN								
6		ミズナギドリ	シロハラミズナギドリ				●				DD								
7	ペリカン	ネッタイチョウ	アカオネッタイチョウ				●				EN								
8	コウノトリ	サギ	サンカノゴイ				●				EN								
9			ヨシゴイ	●	●		●				NT	VU		VU		VU		VU	
10			オオヨシゴイ	●			●				CR			EX		EX		EX	
11			ミノゴイ		●		●				VU							EN	
12			ササゴイ	●	●	●	●					CR		EX		EX		EN	
13			アマサギ	●			●					LP		LP		LP		LP	
14			チュウサギ	●	●	●	●				NT	NT2		NT2		NT2		VU	
15			コサギ	●			●					NT2		NT2		NT2		NT2	
16		コウノトリ	コウノトリ	●			●			特天	国内	CR		EX				EX	
17		トキ	ヘラサギ				●					DD							
18			クロツラヘラサギ				●					EN							
19			トキ				●			特天	国内	CR						EX	
20			クロトキ				●					DD							
21	カモ	カモ	シジュウカラガン	●			●				国内	CR				EX		EX	
22			マガン	●			●			天然		NT		EX		CR		CR	
23			カリガネ	●			●					EN				EX		EX	
24			ヒシクイ	●			●			天然		VU		EX		CR		CR	
25			ハクガン				●					CR							
26			サカツラガン				●					DD							
27			オオハクチョウ	●			●							CR		CR		CR	
28			コハクチョウ	●			●							NT1		NT1		NT1	
29			アカツクシガモ				●					DD							
30			オシドリ	●	●		●					DD		EN		EN		VU	
31			トモエガモ	●	●		●					VU		VU		VU		VU	
32			アカハジロ	●	●		●					DD		VU				VU	
33	タカ	タカ	ミサコ				●					NT							
34			ハチクマ				●					NT					EN		
35			トビ	●	●		●						DD				DD		
36			オジロワシ	●			●			天然	国内	VU							
37			オオワシ				●			天然	国内	VU							
38			オオタカ	●	●	●	●					NT	VU	NT2	VU	VU	VU	VU	
39			ツミ	●	●		●						NT2		NT2		NT2		
40			ハイタカ		●		●					NT		VU		VU	DD	NT2	
41			ノスリ	●	●		●					DD	NT2	DD	NT2	NT2	NT2	NT2	
42			サシバ	●	●	●	●					VU	EX		EX		CR		
43			クマタカ				●				国内	EN					EN	EN	
44			イヌワシ				●			天然	国内	EN					DD	DD	
45			ハイロチュウヒ	●			●							EN		EN		EN	
46			チュウヒ	●			●				国内	EN		EN		EN		EN	
47		ハヤブサ	ハヤブサ	●	●		●				国内	VU		VU		VU		VU	
48			チョウゲンボウ	●	●	●	●	●					NT2		NT2		NT2		
49	キジ	キジ	ウズラ	●			●					VU	CR	CR	CR	CR	CR	CR	
50	ツル	ツル	クロツル				●					DD							
51			タンチョウ				●			特天	国内	VU							
52			マナツル				●				国際	VU							
53		クイナ	クイナ	●	●		●	●						VU		VU		VU	
54			ヒクイナ	●	●		●	●				NT	CR		CR		CR		
55			パン	●	●	●	●	●					NT2		NT2		NT2		
56			オオパン	●	●		●	●					NT1		NT1		NT1		
57	チドリ	タマシギ	タマシギ	●			●					VU	CR	CR	CR	CR	CR	CR	
58		チドリ	イカルチドリ		●		●											NT1	
59			シロチドリ	●			●					VU			LP		LP		
60			ケリ	●	●		●					DD		EN	NT1	EN	NT1	EN	
61			タゲリ	●	●	●	●							NT2		NT2		NT2	
62		シギ	ハマシギ				●					NT							
63			シベリアオオハシシギ				●					DD							
64			ツルシギ		●		●					VU							
65			アカアシシギ				●					VU							
66			タカブシギ		●		●					VU							
67			イソシギ	●	●	●	●	●					VU		VU		VU		
68			オオソリハシシギ				●					VU							
69			ホウロクシギ		●		●				国際	VU							
70			コシャクシギ		●		●				国際	EN							
71			ヤマシギ	●	●		●							VU		VU		VU	
72			タシギ	●			●							NT2		NT2		RT	
73			オオジシギ		●		●					NT					CR		
74		セイタカシギ	セイタカシギ				●					VU							
75		ツバメチドリ	ツバメチドリ	●	●		●					VU			CR		CR		
76		カモメ	アジサシ	●			●							DD		DD		DD	
77			コアジサシ	●	●	●	●					VU	CR		CR		CR		
78		ウミスズメ	ウミスズメ				●					CR							

表 3.2-27(2) 保全すべき種の一覧 (鳥類) (2)

No.	目名	科名	和名	文献名等								保全すべき種の選定基準							
				埼玉県RDB	埼玉県動植物リスト	川口市動物調査報告書	増補埼玉県四季の鳥	地元環境団体資料	天然記念物	種の保存法	埼玉県文化財	埼玉県保護条例	環境省RL	埼玉県RDB					
														台地	低地	・中川	加須	全県	
繁殖	越冬	繁殖	越冬	繁殖	越冬														
79	ハト	ハト	シラコバト	●	●	●	●			天然			EN	EN	EN	EN	EN	EN	
80			キンバト		●					国内			EN						
81	カッコウ	カッコウ	カッコウ	●									NT2		NT2		NT2	EN	
82		フクロウ	トラフズク	●	●		●							EN		EN		EN	
83			コムミズク	●			●							VU		VU		VU	
84			コノハズク		●		●											VU	
85			オオコノハズク	●			●						EX	DD	EX	DD	DD	DD	
86			アオバズク	●	●	●	●						EN	VU	EN	VU	RT	NT2	
87			フクロウ			●	●						EN	VU	EN	VU	RT	NT2	
88	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	●			●						NT	EX		EX		VU	
89	アマツバメ	アマツバメ	ハリオアマツバメ				●											DD	
90			ヒメアマツバメ				●										LP	VU	
91	ブッポウソウ	カワセミ	ヤマセミ				●											NT2	
92			アカショウビン				●											CR	
93			カワセミ	●	●	●	●	●					LP		LP			RT	
94		ブッポウソウ	ブッポウソウ				●						EN					CR	
95	キツツキ	キツツキ	アリスイ	●	●		●							NT2		NT2		NT2	
96			アオゲラ	●		●	●							VU		DD		RT	
97			オオアカゲラ				●											NT1	
98	スズメ	ヤイロチョウ	ヤイロチョウ				●			国内			EN						
99		ツバメ	コシアカツバメ		●		●											DD	
100		サンショウクイ	サンショウクイ	●	●	●	●						VU	EX		EX		EN	
101			チゴモズ	●			●						CR	EX				CR	
102			アカモズ	●	●		●						EN	EX		EX		CR	
103		イワヒバリ	イワヒバリ				●											NT1	
104		ヒタキ	ルリヒタキ	●		●	●								NT2		NT2	RT	
105			トラツグミ	●	●	●	●						CR					NT2	
106			クロツグミ		●		●											NT2	
107			ヤブサメ				●											NT2	
108			ウグイス		●	●	●	●										RT	
109			オオセッカ	●	●		●			国内			EN		DD		DD	DD	
110			マキノセンニュウ				●						NT						
111			コヨシキリ	●	●		●							EN		EN		EN	
112			オオヨシキリ	●			●						NT2		NT2			NT2	
113			センダイムシクイ		●	●	●											NT2	
114			キビタキ			●	●											RT	
115			オオルリ			●	●											RT	
116			コサメビタキ	●	●		●						EX		EX			EN	
117			サンコウチョウ	●	●		●						EX		EX			EN	
118		シジュウカラ	ヒガラ				●											RT	
119			ヤマガラ				●											RT	
120		ゴジュウカラ	ゴジュウカラ				●											NT2	
121		キバシリ	キバシリ				●											RT	
122		ホオジロ	ホオジロ	●		●	●						NT2		NT2			RT	
123			コジュリン	●			●						VU		VU		VU	VU	
124			ホオアカ	●	●		●						EX		EX			CR	
125			ミヤマホオジロ	●			●							NT1		NT1		NT1	
126			シマアオジ				●			国内			CR						
127			ノジコ				●						NT						
128			アオジ		●	●	●											DD	
129			クロジ	●	●	●	●								NT2		NT2	RT	
130		アトリ	ハギマシコ				●											VU	
131			ベニマシコ	●			●								NT1		NT1	RT	
132			ヨイカル	●	●		●							DD				DD	
133		ハタオリドリ	ニューナイスズメ	●			●								NT1		NT1	NT1	
134		ムクドリ	コムクドリ		●		●											DD	
合計	17目	41科	134種	74種	59種	25種	128種	7種	9種	17種	0種	0種	68種	38種	37種	38種	38種	72種	43種

注 1) 名称、配列は基本的に「日本産野生動物目録 - 本邦産野生動物種の現状 - (脊椎動物編)」(平成 5 年、環境庁) に従った。

2) 重要種の選定基準、記号などは以下のとおり。

天然記念物：文化財保護法 (昭和 25 年法律第 214 号)

特天：特別天然記念物、天然：天然記念物

種の保存法：絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律 (平成 4 年法律第 75 号)

国内：国内希少野生動物種、国際：国際希少野生動物種、特定：特定国内希少野生動物種

埼玉県文化財：埼玉県文化財保護条例 (昭和 30 年条例第 46 号)

埼玉県保護条例：埼玉県希少野生動物種の保存に関する条例 (平成 12 年条例第 11 号)

環境省 RL：環境省レッドリスト 2019 (平成 31 年、環境省)

EX：絶滅 (我が国ではすでに絶滅したと考えられる種)

EW：野生絶滅 (飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種)

CR+EN：絶滅危惧 I 類（絶滅の危機に瀕している種）
CR：絶滅危惧 IA 類（ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの）
EN：絶滅危惧 IB 類（IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの）
VU：絶滅危惧 II 類（絶滅の危険が増大している種）
NT：準絶滅危惧（現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種）
DD：情報不足（評価するだけの情報が不足している種）
LP：絶滅のおそれのある地域個体群（地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの）
埼玉県 RDB：埼玉県レッドデータブック 2018 動物編（平成 30 年、埼玉県）
EX：絶滅（すでに絶滅したと考えられる種）
EW：野生絶滅（飼育・栽培下でのみ存続している種）
CR+EN：絶滅危惧 I 類（絶滅の危機に瀕している種）
CR：絶滅危惧 IA 類（ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの）
EN：絶滅危惧 IB 類（IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの）
VU：絶滅危惧 II 類（絶滅の危険が増大している種）
NT：準絶滅危惧（存続基盤が脆弱な種：現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの）
NT1：準絶滅危惧（環境条件の評価によって、容易に絶滅危惧に移行し得る属性を本来有しているもの）
NT2：準絶滅危惧（生息状況の推移から見て、種の存続への圧迫が強まっていると判断されるもの）
DD：情報不足（評価するだけの情報が不足している種）
LP：絶滅のおそれのある地域個体群（地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの）
RT：地帯別危惧（地帯別に見たときに存続基盤が脆弱な種）

表 3.2-27(3) 保全すべき種の一覧（爬虫類）

No.	目名	科名	和名	文献名等				保全すべき種の選定基準								
				埼玉県RDB	埼玉県動物植物リスト	川口市動物調査報告書	地元環境団体資料	天然記念物	種の保存法	埼玉県文化財	埼玉県保護条例	環境省RL	埼玉県RDB			
													大宮台地	加須低地	中川・全県	
1	カメ	イシガメ	イシガメ	●	●								NT	DD	DD	DD
2		スッポン	スッポン	●	●		●						DD	DD	DD	DD
3	トカゲ	トカゲ	ニホントカゲ	●	●									NT1	NT1	NT2
4		カナヘビ	カナヘビ	●										NT2	NT2	RT
5		ヘビ	タチホヘビ	タチホヘビ	●									CR		VU
6			シマヘビ	シマヘビ	●									VU	VU	VU
7			ジムグリ	ジムグリ	●	●								EN	EN	NT1
8			アオダイショウ	アオダイショウ	●	●		●						NT1	NT2	NT2
9			シロマダラ	シロマダラ	●									EN	EN	VU
10			ヒバカリ	ヒバカリ	●									VU	NT1	NT1
11			ヤマカガシ	ヤマカガシ	●	●	●							VU	NT1	NT1
12			クサリヘビ	マムシ	●	●								EN	EN	NT2
合計		2目	6科	12種	12種	7種	1種	2種	0種	0種	0種	0種	2種	12種	11種	12種

注 1) 名称、配列は基本的に「日本産野生動物目録 - 本邦産野生動物の種の現状 - (脊椎動物編)」(平成 5 年、環境庁) に従った。

2) 重要種の選定基準、記号などは以下のとおり。

天然記念物：文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）

特天：特別天然記念物、天然：天然記念物

種の保存法：絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）

国内：国内希少野生動物種、国際：国際希少野生動物種、特定：特定国内希少野生動物種

埼玉県文化財：埼玉県文化財保護条例（昭和 30 年条例第 46 号）

埼玉県保護条例：埼玉県希少野生動物の種の保存に関する条例（平成 12 年条例第 11 号）

環境省 RL：環境省レッドリスト 2019（平成 31 年、環境省）

EX：絶滅（我が国ではすでに絶滅したと考えられる種）

EW：野生絶滅（飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種）

CR+EN：絶滅危惧 I 類（絶滅の危機に瀕している種）

CR：絶滅危惧 IA 類（ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの）

EN：絶滅危惧 IB 類（IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの）

VU：絶滅危惧 II 類（絶滅の危険が増大している種）

NT：準絶滅危惧（現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種）

DD：情報不足（評価するだけの情報が不足している種）

LP：絶滅のおそれのある地域個体群（地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの）

埼玉県 RDB：埼玉県レッドデータブック 2018 動物編（平成 30 年、埼玉県）

EX：絶滅（すでに絶滅したと考えられる種）

EW：野生絶滅（飼育・栽培下でのみ存続している種）

CR+EN：絶滅危惧 I 類（絶滅の危機に瀕している種）

CR：絶滅危惧 IA 類（ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの）

EN：絶滅危惧 IB 類（IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの）

VU：絶滅危惧 II 類（絶滅の危険が増大している種）

NT：準絶滅危惧（存続基盤が脆弱な種：現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの）

NT1：準絶滅危惧（環境条件の評価によって、容易に絶滅危惧に移行し得る属性を本来有しているもの）

NT2：準絶滅危惧（生息状況の推移から見て、種の存続への圧迫が強まっていると判断されるもの）

DD：情報不足（評価するだけの情報が不足している種）

LP：絶滅のおそれのある地域個体群（地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの）

RT：地帯別危惧（地帯別に見たときに存続基盤が脆弱な種）

表 3.2-27(4) 保全すべき種の一覧（両生類）

No.	目名	科名	和名	文献名等				保全すべき種の選定基準								
				埼玉県RDB	埼玉県動植物リスト	川口市動物調査報告書	地元環境団体資料	天然記念物	種の保存法	埼玉県文化財	埼玉県保護条例	環境省RL	埼玉県RDB			
													大宮台地	加須低地	中川・全県	
1	サンショウウオ	イモリ	イモリ	●							希少	NT	EX	EX	CR	
2	カエル	ヒキガエル	アズマヒキガエル	●									NT1	NT1	NT1	
3		アカガエル	ニホンアカガエル	●	●								EN	EN	VU	
4			トウキョウダルマガエル	●	●	●	●						NT	VU	NT1	NT1
5			ツチガエル	●										CR	CR	EN
6			アオガエル	シュレーゲルアオガエル	●	●									VU	VU
合計	2目	4科	6種	6種	3種	1種	1種	0種	0種	0種	1種	2種	6種	6種	6種	

注 1) 名称、配列は基本的に「日本産野生生物目録 -本邦産野生動植物の種の現状-(脊椎動物編)」(平成 5 年、環境庁)に従った。

2) 重要種の選定基準、記号などは以下のとおり。

天然記念物：文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）

特天：特別天然記念物、天然：天然記念物

種の保存法：絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）

国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種

埼玉県文化財：埼玉県文化財保護条例（昭和 30 年条例第 46 号）

埼玉県保護条例：埼玉県希少野生動植物の種の保存に関する条例（平成 12 年条例第 11 号）

環境省 RL：環境省レッドリスト 2019（平成 31 年、環境省）

EX：絶滅（我が国ではすでに絶滅したと考えられる種）

EW：野生絶滅（飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種）

CR+EN：絶滅危惧 I 類（絶滅の危機に瀕している種）

CR：絶滅危惧 IA 類（ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの）

EN：絶滅危惧 IB 類（IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの）

VU：絶滅危惧 II 類（絶滅の危険が増大している種）

NT：準絶滅危惧（現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種）

DD：情報不足（評価するだけの情報が不足している種）

LP：絶滅のおそれのある地域個体群（地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの）

埼玉県 RDB：埼玉県レッドデータブック 2018 動物編（平成 30 年、埼玉県）

EX：絶滅（すでに絶滅したと考えられる種）

EW：野生絶滅（飼育・栽培下でのみ存続している種）

CR+EN：絶滅危惧 I 類（絶滅の危機に瀕している種）

CR：絶滅危惧 IA 類（ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの）

EN：絶滅危惧 IB 類（IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの）

VU：絶滅危惧 II 類（絶滅の危険が増大している種）

NT：準絶滅危惧（存続基盤が脆弱な種：現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの）

NT1：準絶滅危惧（環境条件の評価によって、容易に絶滅危惧に移行し得る属性を本来有しているもの）

NT2：準絶滅危惧（生息状況の推移から見て、種の存続への圧迫が強まっていると判断されるもの）

DD：情報不足（評価するだけの情報が不足している種）

LP：絶滅のおそれのある地域個体群（地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの）

RT：地帯別危惧（地帯別に見たときに存続基盤が脆弱な種）

表 3.2-27(5) 保全すべき種の一覧 (魚類)

No.	目名	科名	和名	文献名等					保全すべき種の選定基準							
				河川環境データ	埼玉県 RDB	埼玉県動植物リスト	川口市動物調査報告書	地元環境団体資料	天然記念物	種の保存法	埼玉県文化財	埼玉県保護条例	環境省 RL	埼玉県 RDB		
1	ウナギ	ウナギ	ウナギ			●		●							EN	NT2
2	サケ	キュウリウオ	ワカサギ		●											NT1
3	コイ	コイ	マルタ		●	●										NT2
4			ハス			●										VU
5			ツチフキ			●										EN
6			スゴモロコ			●		●								VU
7			ワダカ			●										CR
8			キンブナ		●	●										VU
9			ゲンゴロウブナ			●		●								EN
10			ヤリタナゴ		●	●										NT
11			タナゴ		●											EN
12		ドジョウ	ドジョウ			●	●	●								NT
13	ナマズ	ナマズ	ナマズ		●	●	●	●								NT2
14	メダカ	メダカ	メダカ	●	●	●	●	●								VU
15	スズキ	ハゼ	エドハゼ		●											VU
16			ジュズカケハゼ		●											NT
合計	6目	7科	16種	1種	9種	12種	3種	6種	0種	0種	0種	0種	0種	13種	8種	

注 1) 名称、配列は基本的に「日本産野生生物目録 - 本邦産野生動植物の種の現状 - (脊椎動物編)」(平成 5 年、環境庁) に従った。

2) 重要種の選定基準、記号などは以下のとおり。

天然記念物：文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）

特天：特別天然記念物、天然：天然記念物

種の保存法：絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）

国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種

埼玉県文化財：埼玉県文化財保護条例（昭和 30 年条例第 46 号）

埼玉県保護条例：埼玉県希少野生動植物の種の保存に関する条例（平成 12 年条例第 11 号）

環境省 RL：環境省レッドリスト 2019（平成 31 年、環境省）

EX：絶滅（我が国ではすでに絶滅したと考えられる種）

EW：野生絶滅（飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種）

CR+EN：絶滅危惧 I 類（絶滅の危機に瀕している種）

CR：絶滅危惧 IA 類（ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの）

EN：絶滅危惧 IB 類（IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの）

VU：絶滅危惧 II 類（絶滅の危険が増大している種）

NT：準絶滅危惧（現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種）

DD：情報不足（評価するだけの情報が不足している種）

LP：絶滅のおそれのある地域個体群（地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの）

埼玉県 RDB：埼玉県レッドデータブック 2018 動物編（平成 30 年、埼玉県）

EX：絶滅（すでに絶滅したと考えられる種）

EW：野生絶滅（飼育・栽培下でのみ存続している種）

CR+EN：絶滅危惧 I 類（絶滅の危機に瀕している種）

CR：絶滅危惧 IA 類（ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの）

EN：絶滅危惧 IB 類（IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの）

VU：絶滅危惧 II 類（絶滅の危険が増大している種）

NT：準絶滅危惧（存続基盤が脆弱な種：現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの）

NT1：準絶滅危惧（環境条件の評価によって、容易に絶滅危惧に移行し得る属性を本来有しているもの）

NT2：準絶滅危惧（生息状況の推移から見て、種の存続への圧迫が強まっていると判断されるもの）

DD：情報不足（評価するだけの情報が不足している種）

LP：絶滅のおそれのある地域個体群（地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの）

RT：地帯別危惧（地帯別に見たときに存続基盤が脆弱な種）

表 3.2-27(6) 保全すべき種の一覧（底生動物）(1)

No.	綱名	目名	科名	和名	文献名等					保全すべき種の選定基準										
					河川 環境デー タ	埼玉 県 R D B	埼玉 県動植物 リスト	川口 市動物調 査報告書	地 元環境団 体資料	天然記念 物	種の保存 法	埼玉 県文化財	埼玉 県保護条 例	環境省 R L	埼玉県RDB					
															大宮 台地	加須 低地	中川 ・	全 県		
1	マキガイ綱 (腹足綱)	ニナ(中腹足) モノアラガイ (基眼)	タニシ	マルタニシ		●							VU	VU	NT2	VU				
2			モノアラガイ	モノアラガイ		●								NT	NT2	DD	NT2			
3			ヒラマキガイ	ヒラマキガイ		●								CR			EX	EX		
4					ヒラマキミズマイマイ		●							DD	NT2	DD	NT2			
5					ミズコハクガイ		●							VU		LP	LP			
6					トウキョウヒラマキガイ		●							DD		LP	LP			
7					ヒラマキガイモドキ		●							NT		LP	LP			
8					カワコザラガイ	カワコザラガイ		●								VU	DD	VU		
9					キバサナギガイ	キバサナギガイ		●						CR+EN		EN	EN			
10					キセルガイ	ナミコギセル		●							LP	LP	LP	LP		
11					オカモノアラガイ	ナガオカモノアラガイ		●							NT		VU	VU		
12	ニマイガイ綱 (二枚貝綱)	イシガイ	イシガイ	ドブガイ		●								NT2	NT2	NT2				
13					カラスガイ		●							NT		VU	VU			
14		ハマグリ (マルスダレガイ)	ドブシジミガイ	ドブシジミ		●								NT2	VU	NT2				
15	甲殻綱	エビ(十脚)	ヌカエビ	ヌカエビ		●										NT2				
16	昆虫綱	カゲロウ	ヒトリガカゲロウ	ヒトリガカゲロウ		●							NT	CR	EN	DD				
17			オオシロカゲロウ	オオシロカゲロウ		●														
18			モンカゲロウ	トウヨウモンカゲロウ		●									VU	VU	VU			
19			ヒメシロカゲロウ	ミツトゲヒメシロカゲロウ		●										EX	EX			
20			トンボ	イトトンボ	ホソミイトトンボ		●													
21					オオセズジイトトンボ		●								EN		CR	CR		
22					ムスジイトトンボ		●											DD	DD	
23					キイトトンボ		●	●									EN	VU	NT2	
24					ベニイトトンボ		●	●								NT	EN	EN	EN	
25					ヒヌマイイトトンボ		●	●								EN		CR	CR	
26					モートンイトトンボ		●	●								NT	EX	EN	EN	
27					モノサシトンボ	オオモノサシトンボ		●								EN	EX	EN	EN	
28					アオイトトンボ	コバネアオイトトンボ		●								EN	EX	EX	EX	
29					カワトンボ	アオハダトンボ		●								NT	EX	EX	VU	
30					サナエトンボ	キロスサナエ		●								NT	VU	EX	VU	
31						ホシサナエ		●										EN	EX	VU
32						ナゴヤサナエ		●	●								VU	VU	EN	VU
33			メガネサナエ			●	●								VU	EX	EX	EX		
34			ヤンマ	マダラヤンマ			●								NT		DD	DD		
35				ネアカヨシヤンマ			●	●							NT	NT2	DD	NT2		
36				アオヤンマ		●	●							NT	VU	NT1	VU			
37				マルタンヤンマ		●	●							NT2	DD	DD	NT2			
38				サラサヤンマ		●	●	●							NT2	VU	NT2			
39			エゾトンボ	トラフトンボ		●	●								EX	VU	VU			
40				キロヤマトンボ		●	●							NT	EX	EX	CR			
41				エゾトンボ		●	●								EX	EX	CR			
42			トンボ	ベッコウトンボ		●								国内	CR	EX	EX	EX		
43				ヨツボシトンボ		●										VU	CR	VU		
44				ヒメアカネ		●	●									VU	EN	VU		
45				オオキトンボ		●	●								EN	EX	CR	CR		
46				カワゲラ	オナシカワゲラ	オナシカワゲラ		●									VU	VU	VU	
47					アメカワゲラ	アサカワミドリカワゲラモドキ		●												
48						ヤマトアメカワゲラモドキ		●									VU	VU	VU	
49			カメムシ	ミズカメムシ	ムモンミズカメムシ		●									NT1		NT1		
50				カタビロアメンボ	マダラケシカタビロアメンボ		●										NT1		NT1	
51				アメンボ	オオアメンボ		●										NT1		NT2	
52					エサキアメンボ		●									NT	NT2	NT2	NT2	
53					ハネナシアメンボ		●													
54					ババアメンボ		●									NT	NT1	NT1	NT1	
55				ミズギワカメムシ	モンシロミズギワカメムシ		●			●										
56				コオイムシ	コオイムシ		●									NT		EX	CR	
57					タガメ		●									VU	EX	EX	CR	
58				ミズムシ	ミヤケミズムシ		●									NT	CR	CR	CR	
59				ミヅナシミズムシ		●									NT	VU	CR	VU		
60			アミメカゲロウ	ヒロバカゲロウ	ブライヤーヒロバカゲロウ		●									NT2		NT2		
61					ウンモンヒロバカゲロウ		●													
62			コウチュウ	コガシラミズムシ	ヒメコガシラミズムシ		●										DD		DD	
63					マダラコガシラミズムシ		●									VU	CR	CR	VU	

表 3.2-27(6) 保全すべき種の一覧（底生動物）(2)

No.	綱名	目名	科名	和名	文献名等					保全すべき種の選定基準										
					河川 環境デー ベース	埼玉 県 R D B	埼玉 県動植物 リスト	川口 市動物調 査報告書	地元 環境団体 資料	天然 記念物	種 の保存 法	埼玉 県文化財	埼玉 県保護条 例	環 境省 R L	埼玉県RDB					
															大宮 台地	加須 低地	中川 ・全 県			
64	昆虫綱	コウチュウ	ゲンゴロウ	ゴマダラチビゲンゴロウ		●														
65				クロスマメゲンゴロウ		●										CR			VU	
66				トダセシゲンゴロウ		●										VU	EN	EN	EN	
67				テラニシセシゲンゴロウ		●											DD			DD
68				キベリクロシメゲンゴロウ		●										NT	NT1			NT1
69				ゲンゴロウ		●										VU	EX	EX		CR
70				コガタノゲンゴロウ		●										VU	EX	EX		EX
71				マルガタゲンゴロウ		●										VU	EX	CR		CR
72				シマゲンゴロウ		●										NT	VU	VU		NT1
73				オオイチモンシマゲンゴロウ		●										EN	VU			VU
74				ミズスマシ	オオミズスマシ		●									NT	CR	CR		CR
75					オナガミズスマシ		●										EN			VU
76				セスジガムシ	セスジガムシ		●									EN	EN			EN
77				ガムシ	ガムシ		●									NT	EX	EX		CR
78				ヒメドロムシ	ケスジドロムシ		●									VU		EX		EX
79				ホタル	ゲンジボタル		●										EX			VU
80					ヘイケボタル		●		●								VU	VU		NT1
合計				4綱	10目	38科	80種	0種	79種	10種	3種	0種	0種	1種	0種	0種	45種	58種	60種	73種

注 1) 名称、配列は基本的に「日本産野生生物目録 - 本邦産野生動植物の種の現状 - (無脊椎動物編 I)」(平成 5 年、環境庁)、「日本産野生生物目録 - 本邦産野生動植物の種の現状 - (無脊椎動物編 II)」(平成 7 年、環境庁)、「日本産野生生物目録 - 本邦産野生動植物の種の現状 - (無脊椎動物編 III)」(平成 10 年、環境庁)に従った。

2) 重要種の選定基準、記号などは以下のとおり。

天然記念物：文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）

特天：特別天然記念物、天然：天然記念物

種の保存法：絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）

国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種

埼玉県文化財：埼玉県文化財保護条例（昭和 30 年条例第 46 号）

埼玉県保護条例：埼玉県希少野生動植物の種の保存に関する条例（平成 12 年条例第 11 号）

環境省 RL：環境省レッドリスト 2019（平成 31 年、環境省）

EX：絶滅（我が国ではすでに絶滅したと考えられる種）

EW：野生絶滅（飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種）

CR+EN：絶滅危惧 I 類（絶滅の危機に瀕している種）

CR：絶滅危惧 IA 類（ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの）

EN：絶滅危惧 IB 類（IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの）

VU：絶滅危惧 II 類（絶滅の危険が増大している種）

NT：準絶滅危惧（現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種）

DD：情報不足（評価するだけの情報が不足している種）

LP：絶滅のおそれのある地域個体群（地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの）

埼玉県 RDB：埼玉県レッドデータブック 2018 動物編（平成 30 年、埼玉県）

EX：絶滅（すでに絶滅したと考えられる種）

EW：野生絶滅（飼育・栽培下でのみ存続している種）

CR+EN：絶滅危惧 I 類（絶滅の危機に瀕している種）

CR：絶滅危惧 IA 類（ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの）

EN：絶滅危惧 IB 類（IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの）

VU：絶滅危惧 II 類（絶滅の危険が増大している種）

NT：準絶滅危惧（存続基盤が脆弱な種：現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの）

NT1：準絶滅危惧（環境条件の評価によって、容易に絶滅危惧に移行し得る属性を本来有しているもの）

NT2：準絶滅危惧（生息状況の推移から見て、種の存続への圧迫が強まっていると判断されるもの）

DD：情報不足（評価するだけの情報が不足している種）

LP：絶滅のおそれのある地域個体群（地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの）

RT：地帯別危惧（地帯別に見たときに存続基盤が脆弱な種）

表 3.2-27(7) 保全すべき種の一覧（昆虫類）(1)

No.	目名	科名	和名	文献名等					保全すべき種の選定基準									
				河川 環境 データ	埼玉 県 RDB	埼玉 県 動植物 リスト	川口 市 動物 調査 報告書	地 元 環 境 団 体 資 料	天 然 記 念 物	種 の 保 存 法	埼 玉 県 文 化 財	埼 玉 県 保 護 条 例	環 境 省 R L	埼玉県RDB				
														大 宮 台 地	加 須 低 地	中 川 ・ 全 県		
1	カゲロウ	ヒトリガカゲロウ	ヒトリガカゲロウ		●							NT	CR	EN	DD			
2		モンカゲロウ	トウヨウモンカゲロウ		●								VU	VU	VU			
3		ヒメシロカゲロウ	ミツトゲヒメシロカゲロウ		●										EX	EX		
4	トンボ	イトトンボ	オオセスジイトトンボ		●							EN		CR	CR			
5			ムスジイトトンボ		●										DD	DD		
6			キイトトンボ		●		●								EN	VU	NT2	
7			ベニイトトンボ		●		●						NT	EN	EN	EN	EN	
8			ヒヌマイイトトンボ		●								EN		CR	CR		
9			モートンイトトンボ		●								NT	EX	EN	EN		
10			モノサシトンボ	オオモノサシトンボ		●							EN	EX	EN	EN	EN	
11			アオイトトンボ	コバナアオイトトンボ		●							EN	EX	EX	EX		
12			カワトンボ	アオハダトンボ		●							NT	EX	EX	EX	VU	
13		サナエトンボ	キイロサナエ		●							NT	VU	EX	EX	VU		
14			ホシサナエ		●									EN	EX	VU		
15			ナゴヤサナエ		●		●						VU	VU	EN	VU		
16		ヤンマ	メガネサナエ		●								VU	EX	EX	EX		
17			マダラヤンマ		●							NT		DD	DD			
18			ネアカヨシヤンマ		●		●					NT	NT2	DD	NT2			
19			アオヤンマ		●		●					NT	VU	NT1	VU			
20			マルタンヤンマ		●		●							NT2	DD	NT2		
21		エゾトンボ	サラサヤンマ		●		●						NT2	VU	NT2			
22			トラフトンボ		●		●							EX	VU	VU		
23			キイロヤマトンボ		●		●					NT	EX	EX	EX	CR		
24			エゾトンボ		●									EX	EX	CR		
25			トンボ	ベッコウトンボ		●						国内		CR	EX	EX	EX	
26		トンボ	ヨツボシトンボ		●									VU	CR	VU		
27			ハラビロトンボ		●									NT2	VU	NT2		
28			ヒメアカネ		●		●							VU	EN	VU		
29			オオキトンボ		●								EN	EX	CR	CR		
30			カワゲラ	オナシカワゲラ	オナシカワゲラ		●								VU	VU	VU	
31		アミメカワゲラ		ヤマトアミメカワゲラモドキ		●								VU	VU	VU		
32				アサカワヒメカワゲラ		●								NT2	VU	NT2		
33	カマキリ	カマキリ	ウスバカマキリ		●						DD		EN	EN				
34	バッタ	コオロギ	クマコオロギ		●			●					NT1	NT2	NT1			
35			エゾスズ		●									NT1	NT1	RT		
36			エゾエンマコオロギ		●									CR	EN	EN		
37			コガタコオロギ		●										EN		EN	
38			スズムシ	スズムシ		●									VU	NT1	RT	
39		マツムシ	マツムシ		●									EX	NT1	VU		
40		キリギリス	ヒサゴクサキリ		●									DD		DD		
41			エゾツユムシ		●									NT1	NT1	NT2		
42			クツワムシ		●										EN	EN	EN	
43			ヒガシキリギリス		●				●						VU	VU	NT1	
44			オナガササキリ		●										VU	NT2	RT	
45			イスササキリ		●									DD		EN	EN	
46			カスミササキリ		●											EN	EN	
47			オオクサキリ		●											CR	CR	
48			ヒメクサキリ		●										VU		NT1	
49			ヒメツユムシ		●										DD		NT1	
50		カヤキリ		●											EN	EN		
51		ササキリモドキ		●										DD		NT1		
52		バッタ	ヒナバッタ		●				●					VU	VU	NT1		
53			カワラバッタ		●										EN	EN		
54			クルマバッタ		●			●	●						NT1	NT2	NT2	
55			ショウリョウバッタモドキ		●				●						NT1	NT2	NT2	
56			ハネナガイナゴ		●										EN	VU	NT1	
57			セグロイナゴ		●										EN	NT1	VU	
58			ツマゴロバッタ		●										DD	VU	VU	
59		カメムシ	クギヌキハサミムシ	クギヌキハサミムシ		●									NT2	NT2	NT2	
60			ウンカ	クロスジオウンカ		●									NT1	NT1	NT1	
61			ハネナガウンカ	アヤヘリハネナガウンカ		●			●									NT1
62			セミ	ハルゼミ		●		●							VU		NT1	
63	ミズカメムシ		ムモンミズカメムシ		●									NT1		NT1		
64	カタビロアメンボ		マダラケシカタビロアメンボ		●									NT1		NT1		
65	アメンボ		オオアメンボ		●										NT1		NT2	
66			エサキアメンボ		●								NT	NT2	NT2	NT2	NT2	
67		ババアメンボ		●								NT	NT1	NT1	NT1	NT1		

表 3.2-27(7) 保全すべき種の一覧（昆虫類）（2）

No.	目名	科名	和名	文献名等					保全すべき種の選定基準								
				河川 環境 データ	埼玉 県 RDB	埼玉 県 動植物 リスト	川口 市 動物 調査 報告書	地 元 環 境 団 体 資 料	天 然 記 念 物	種 の 保 存 法	埼 玉 県 文 化 財	埼 玉 県 保 護 条 例	環 境 省 R L	埼玉県RDB			
														大 宮 台 地	加 須 低 地	中 川 ・ 全 県	
68	カメムシ	コオイムシ	コオイムシ		●							NT		EX	CR		
69			タガメ		●							VU	EX	EX	CR		
70		ミズムシ	ミヤケミズムシ		●							NT	CR	CR	CR		
71			ミゾナシミズムシ		●							NT	VU	CR	VU		
72		マキバサシガメ	ベニモンマキバサシガメ		●								VU		NT2		
73		サシガメ	トゲサシガメ		●								NT1	NT1	NT1		
74			キイロサシガメ		●								VU		VU		
75		ヘリカメムシ	ヒメトゲヘリカメムシ		●									NT1	NT1		
76		ツチカメムシ	シロヘリツチカメムシ			●						NT			NT2		
77		カメムシ	イネカメムシ		●								CR	CR	CR		
78			イネクロカメムシ		●								NT2	NT2	NT2		
79		アミメカゲロウ	ラクダムシ		●		●						VU		VU		
80			ヒロバカゲロウ	フライヤーヒロバカゲロウ		●							NT2		NT2		
81	カマキリモドキ		ヒメカマキリモドキ		●		●						NT2		NT2		
82	カワラゴミムシ		カワラゴミムシ		●								CR	EN	EN		
83	コウチュウ	ハンミョウ	ホソハンミョウ		●							VU	VU		NT1		
84			カラハンミョウ		●								EN		EX	EX	
85		オサムシ	アカガネオサムシ		●		●						VU	CR	CR	CR	
86			セアカオサムシ		●								NT		NT1	NT1	
87			キベリマルクビゴミムシ		●								EN	EX		CR	
88			フタモンマルクビゴミムシ		●								EN	EX	CR	CR	
89			コハンミョウモドキ		●								EN		VU	VU	
90			オサムシモドキ		●									CR	EN	EN	
91			キバナガミズギワゴミムシ		●									EX		EX	
92			ハマベミズギワゴミムシ		●									EX	CR	CR	
93			チョウセンゴモクムシ		●									VU		VU	VU
94			ヒトツメアオゴミムシ		●								NT	NT1		NT2	
95			オオサカアオゴミムシ		●			●					DD	EN	EN	EN	
96	アオヘリアオゴミムシ		●								CR	EX	EN	EN			
97	クビナガキベリアオゴミムシ		●								DD	EN	EN	EN			
98	ツキキベリアオゴミムシ		●								VU	EX		EX			
99	オオアオホソゴミムシ		●									EX	EX	EX			
100	スナハラゴミムシ		●									VU		CR	CR		
101	オオヨツボシゴミムシ		●									CR	VU	VU			
102	チビアオゴミムシ		●								EN	CR	CR	CR			
103	オオヒラタツクリゴミムシ		●								CR	EX		EX			
104	ハガクビナガゴミムシ		●			●					DD	EN	VU	EN			
105	クロモンヒラナガゴミムシ		●									VU	VU	VU			
106	アリスアトキリゴミムシ		●								DD	NT1	NT2	NT2			
107	キノロゴミムシ		●									NT1		NT2			
108	オオトクリゴミムシ		●								NT	CR		VU			
109	イグチケブカゴミムシ		●								NT	NT1	NT1	NT1			
110	クビナガヨツボシゴミムシ		●								DD	NT2	NT2	NT2			
111	ホソクビゴミムシ	アオバナホソクビゴミムシ		●								EN	NT1	NT1			
112		ヒメホソクビゴミムシ		●										EN	EN		
113	コガシラミズムシ	クビボソコガシラミズムシ		●							DD		CR	CR			
114		ヒメコガシラミズムシ		●									DD		DD		
115	ゲンゴロウ	マダラコガシラミズムシ		●								VU	CR	CR	VU		
116		クロスマメゲンゴロウ		●									CR		VU		
117		マルチビゲンゴロウ		●								NT	EN		EN		
118		トダセシゲンゴロウ		●								VU	EN	EN	EN		
119		テラニシセシゲンゴロウ		●									DD		DD		
120		キベリクロヒメゲンゴロウ		●								NT	NT1		NT1		
121		ゲンゴロウ		●									VU	EX	EX	CR	
122		コガタノゲンゴロウ		●									VU	EX	EX	EX	
123		マルガタゲンゴロウ		●									VU	EX	CR	CR	
124		シマゲンゴロウ		●								NT	VU	VU	NT1		
125		オオイチモンジシマゲンゴロウ		●								EN	VU		VU		
126		マルケンゲンゴロウ		●								NT		VU	VU		
127		ルイスツブゲンゴロウ		●									VU	VU		VU	
128	ミズスマシ	オオミズスマシ		●								NT	CR	CR	CR		
129		コミズスマシ		●								EN	DD		DD		
130		ミズスマシ		●								VU	EX		CR		
131		オナガミズスマシ		●									EN		VU		
132	セスジガムシ	セスジガムシ		●							EN	EN		EN			
133	ガムシ	ガムシ		●								NT	EX	EX	CR		
134		シジミガムシ		●								EN	DD		DD		
135	エンマムシ	ルリエンマムシ		●									NT2	NT2	NT2		
136	チビシデムシ	カントウコチビシデムシ		●									NT1	NT1	NT1		
137	シデムシ	ヤマトモンシデムシ		●		●					NT	VU	VU	NT1			

表 3.2-27(7) 保全すべき種の一覧（昆虫類）(3)

No.	目名	科名	和名	文献名等					保全すべき種の選定基準							
				河川 環境デー ベース	埼玉 県 RDB	埼玉 県動植物 リスト	川口 市動物調 査報告書	地 元環境団 体資料	天 然記念物	種 の保存法	埼玉 県文化財	埼玉 県保護条 例	環 境省 R L	埼玉県RDB		
														大 宮台地	加 須低地	中 川・ 全 県
138	コウチュウ	ハネカクシ	ヤツメアリツカムシ		●										NT1	NT1
139			ベンギンダイコクアリツカムシ		●										NT1	NT1
140			ヤチハネカクシ		●						DD				NT1	NT1
141			ヌレチハネカクシ		●						DD				NT1	NT1
142		コガネムシ	ヒメキイロマグソコガネ		●						NT				NT1	NT1
143			クロモンマグソコガネ		●						NT				NT1	NT1
144			オオキイロコガネ		●								NT1		NT1	NT1
145			トラハナムグリ		●										NT1	NT1
146		ヒメドロムシ	ケスジドロムシ		●						VU				EX	EX
147		タマムシ	ウバタマムシ		●								VU		VU	NT2
148			アオマダラタマムシ		●								NT2			NT2
149		ホタル	ゲンジボタル		●								EX			VU
150			ヘイケボタル		●		●						VU	VU	VU	NT1
151		ジョウカイモドキ	イシハラジョウカイモドキ		●								VU	VU	VU	
152		ケンキスイ	オオキマダラケンキスイ		●								DD			NT2
153		ヒゲボソケンキスイ	オオヒゲボソケンキスイ		●										NT1	NT1
154			Platamartus jakowiewi		●										NT1	NT1
155		オオキノコムシ	トウキョウムネビロオオキノコ		●								NT1			NT1
156		テントウムシ	ナカイケミテントウ		●										NT2	NT2
157			ムモンチャイロテントウ		●								NT1		NT2	NT2
158		アリモドキ	ワタラセミズギワアリモドキ		●										EN	EN
159		カミキリムシ	ベーツヒラタカミキリ		●								VU			VU
160			ベニバハナカミキリ		●	●							NT2			NT2
161			アカアシオオアカカミキリ		●		●						VU	VU		NT2
162			アオカミキリ		●								VU	VU		NT1
163			ヨツボシカミキリ		●							EN	EN	EN		EN
164			トラフカミキリ		●								VU			NT2
165			シロスジカミキリ		●								VU	NT2		NT2
166		ハムシ	オオルリハムシ		●							NT	VU	VU	VU	
167			フトネクイハムシ		●										EN	EN
168			イネネクイハムシ		●								NT2	NT2		NT2
169			タグチソノヒラタハムシ		●								VU			VU
170		オトシブミ	オオケバカチョッキリ		●										NT1	NT1
171		ゾウムシ	ババスゲヒメゾウムシ		●								NT1			NT1
172			スゲノハラジロヒメゾウムシ		●										NT1	NT1
173			クロイネゾウムシ		●										NT2	NT2
174	ハチ	セイボウ	ムサシトゲセイボウ		●							NT	CR			CR
175		ツチバチ	オオハラナガツチバチ		●		●						NT2			NT2
176		ベッコウバチ	フタモンベッコウ		●							NT				
177		スズメバチ	ヤマトアシナガバチ		●							DD	EN			EN
178		アナバチ	ニッポンハヤバチ		●								NT2	NT2		NT2
179			Oxybelus nipponicus		●										VU	VU
180			ニッポンハナダカバチ		●							VU			CR	CR
181			キスジツチスガリ		●										NT1	NT1
182		ケアシハナバチ	シロスジケアシハナバチ		●										NT1	NT1
183	シリアゲムシ	ガガンボモドキ	ガガンボモドキ		●								VU			VU
184			ホシガガンボモドキ		●							DD	DD			DD
185	ハエ	ツリアブ	タイワンハラボソツリアブ		●								NT2			NT2
186		アブ	マツムラヒメアブ		●								NT2			NT2
187		ハナアブ	ヒサマツハチモドキハナアブ		●								NT2			NT2
188			スズキベッコウハナアブ		●								NT2			NT2
189			ハチモドキハナアブ		●								NT2			NT2
190			コブアリスアブ		●								NT2			NT2
191		ヤチバエ	フタスジヤチバエ		●								NT2	NT2		NT2
192		クロバエ	カエルキンバエ		●							DD	NT2	NT2		NT2
193		ニクバエ	フルトネニクバエ		●										VU	VU
194		ヤドリバエ	キイロコガネヤドリバエ		●								NT2			NT2
195	チョウ	ボクトウガ	ハイロボクトウ		●		●					NT				
196		スカシバガ	アシナガモモフトスカシバ		●			●				VU			NT1	NT1
197		セセリチョウ	ミヤマセセリ		●								EX			NT1
198			ホソバセセリ		●								EX			NT2
199			ギンイチモンジセセリ		●			●				NT	NT2			NT2
200			オオチャバネセセリ		●			●					NT2	NT2		NT2
201			コチャバネセセリ		●								NT2	NT2		NT2
202		シロチョウ	ツマグロキチョウ		●								EN	EX	EX	EN

表 3.2-27(7) 保全すべき種の一覧（昆虫類）（4）

No.	目名	科名	和名	文献名等					保全すべき種の選定基準								
				河川 環境 データ	埼玉 県 RDB	埼玉 県 動植物 リスト	川口 市 動物 調査 報告書	地 元 環 境 団 体 資 料	天 然 記 念 物	種 の 保 存 法	埼 玉 県 文 化 財	埼 玉 県 保 護 条 例	環 境 省 RL	埼玉県RDB			
														大 宮 台 地	加 須 低 地	中 川 ・ 全 県	
203	チョウ	シジミチョウ	ウラゴマダラシジミ		●									EX		VU	
204			コツバメ		●									EX		NT2	
205			オオミドリシジミ		●									CR		NT1	
206			ウラナミアカシジミ														
207			ミヤマシジミ		●								EN		EX	CR	
208			ミドリシジミ			●	●	●						NT1	NT1	NT1	
209			クロシジミ		●								EN	EX	EX	EX	
210			ゴイシシジミ		●									NT2	NT2	NT2	
211			シルビアシジミ本土亜種		●									EX	EX	EX	
212			タテハチョウ	コムラサキ													
213				ウラギンスジヒョウモン		●								VU	EX		VU
214		オオウラギンスジヒョウモン			●									NT2	NT2	NT2	
215		メスグロヒョウモン			●									VU	CR	NT2	
216		ウラギンヒョウモン			●									VU	CR	NT2	
217		オオウラギンヒョウモン			●								CR	EX		EX	
218		アサマイチモンジ			●	●		●						CR		NT2	
219		クモガタヒョウモン			●									EX		NT2	
220		ミスジチョウ			●									EX		NT2	
221		ホシミスジ			●									CR		NT1	
222		ヒオドシチョウ		●									VU	VU	VU		
223		オオムラサキ		●								NT	EX	EX	VU		
224	ジャノメチョウ	ジャノメチョウ	●									EX	EX	NT2			
225	シヤクガ	フチグロトゲエダシヤク	●									NT1		NT1			
226	イボタガ	イボタガ	●									CR	CR	RT			
227	ヤママユガ	オナガミズアオ	●	●							NT	LP	LP	RT			
228		ヤママユ	●									EN	EN	RT			
229		エゾヨツメ	●									EX		RT			
230	スズメガ	スキバホウジャク		●								VU					
231	ヒトリガ	ヤネホソバ				●						NT					
232	ヤガ	ウスミモンキリガ	●									NT	NT1		NT1		
233		ガマヨトウ	●			●						VU	DD		DD		
234		カギモンハナオイアツバ	●									NT	DD		DD		
235		イチモジヒメヨトウ	●									VU	NT2	NT2	NT2		
236		コシロシタバ		●	●							NT					
237		ミスジキリガ	●									NT	DD		DD		
238		ハスオビアツバ	●										NT1	NT1	NT1		
合計	12目	90科	238種	0種	229種	17種	19種	10種	0種	1種	0種	0種	97種	185種	156種	231種	

注 1) 名称、配列は基本的に「日本産野生生物目録 - 本邦産野生動植物の種の現状 - (無脊椎動物編Ⅱ)」(平成 7 年、環境庁) に従った。

2) 重要種の選定基準、記号などは以下のとおり。

天然記念物：文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）

特天：特別天然記念物、天然：天然記念物

種の保存法：絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）

国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種

埼玉県文化財：埼玉県文化財保護条例（昭和 30 年条例第 46 号）

埼玉県保護条例：埼玉県希少野生動植物の種の保存に関する条例（平成 12 年条例第 11 号）

環境省 RL：環境省レッドリスト 2019（平成 31 年、環境省）

EX：絶滅（我が国ではすでに絶滅したと考えられる種）

EW：野生絶滅（飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種）

CR+EN：絶滅危惧 I 類（絶滅の危機に瀕している種）

CR：絶滅危惧 IA 類（ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの）

EN：絶滅危惧 IB 類（IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの）

VU：絶滅危惧 II 類（絶滅の危険が増大している種）

NT：準絶滅危惧（現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種）

DD：情報不足（評価するだけの情報が不足している種）

LP：絶滅のおそれのある地域個体群（地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの）

埼玉県 RDB：埼玉県レッドデータブック 2018 動物編（平成 30 年、埼玉県）

EX：絶滅（すでに絶滅したと考えられる種）

EW：野生絶滅（飼育・栽培下でのみ存続している種）

CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類（絶滅の危機に瀕している種）

CR：絶滅危惧ⅠA類（ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの）

EN：絶滅危惧ⅠB類（ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの）

VU：絶滅危惧Ⅱ類（絶滅の危険が増大している種）

NT：準絶滅危惧（存続基盤が脆弱な種：現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの）

NT1：準絶滅危惧（環境条件の評価によって、容易に絶滅危惧に移行し得る属性を本来有しているもの）

NT2：準絶滅危惧（生息状況の推移から見て、種の存続への圧迫が強まっていると判断されるもの）

DD：情報不足（評価するだけの情報が不足している種）

LP：絶滅のおそれのある地域個体群（地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの）

RT：地帯別危惧（地帯別に見たときに存続基盤が脆弱な種）

2) 植物

表 3.2-28 に示す既存文献を収集し、事業実施区域及びその周辺に生育する可能性がある植物について把握した。

表 3.2-28 植物相の把握に用いた文献

No.	文献名等	整理内容
1	河川環境データベース(河川水辺の国勢調査)	綾瀬川(主に草加市)における最新の分布情報を整理。
2	埼玉県レッドデータブック2011植物編(平成23年、埼玉県)	対象事業実施区域が位置する「加須・中川低地」及び近接する「大宮台地」における分布情報を整理。
3	1998年版埼玉県植物誌(平成10年、埼玉県教育委員会)	川口市、草加市及び越谷市における分布情報を整理。
4	川口市植生調査報告書(平成4年、川口市)	戸塚地区における分布情報を整理。
5	戸塚の緑のゆくえ(平成13年、川口市立戸塚図書館)	綾瀬川(佐藤橋付近)における分布情報を整理。
6	地元環境団体資料等(川口植物の会、綾瀬川を愛する会、自然探検ロボックルくらぶ等)	綾瀬の森(通称)等の対象事業実施区域近傍の分布情報を整理。

ア 植物相及び保全すべき種の状況

既存文献調査の結果、「川口市植生調査報告書」(平成4年、川口市)によると、戸塚地区において、スギナ、ハンノキ、ナズナ、ナガボノシロワレモコウ、ヒガンバナ等が確認されている。

また、保全すべき種として、161種が確認された。

保全すべき種の選定根拠とした資料は表 3.2-29 に、保全すべき種の一覧は表 3.2-30(1)～(4)に示すとおりである。

表 3.2-29 保全すべき種の選定根拠とした資料

No.	略称	文献及び法律名	選定基準となる区分
1	天然記念物	「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)	・国及び地方公共団体指定の天然記念物
2	種の保存法	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号)	・国内希少野生動植物種
3	埼玉県文化財	「埼玉県文化財保護条例」(昭和30年条例第46号)	・国及び地方公共団体指定の天然記念物
4	埼玉県保護条例	「埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例」(平成12年条例第11号)	・国内希少野生動植物種
5	環境省RL	「環境省レッドリスト2019」 (平成31年、環境省)	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧IA類 EN：絶滅危惧IB類 VU：絶滅危惧II類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
6	埼玉県RDB	「埼玉県レッドデータブック2011植物編」 (平成20年、埼玉県)	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CE：絶滅危惧I類 CR：絶滅危惧IA類 EN：絶滅危惧IB類 VU：絶滅危惧II類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群

表 3.2-30(1) 保全すべき種の一覧

No.	科名	和名	文献名等							保全すべき種の選定基準					
			河川 環境 データ ベース	埼 玉 県 R D B	埼 玉 県 植 物 誌 1 9 9 8 年 版	川 口 市 植 生 調 査 報 告 書	緑 の ゆ く え	戸 塚 の	地 元 環 境 団 体 資 料	天 然 記 念 物	種 の 保 存 法	埼 玉 県 文 化 財	埼 玉 県 保 護 条 例	環 境 省 R L	埼 玉 県 R D B
1	ミスニラ	ミスニラ		●	●									NT	VU
2	トクサ	イヌスギナ		●	●	●									NT
3	ハナヤスリ	トネハナヤスリ		●										VU	CR
4		コヒロハハナヤスリ		●											VU
5		コハナヤスリ		●											EN
6		ヒロハハナヤスリ		●											EN
7	ミスワラビ	ミスワラビ	●	●	●										NT
8	デンジソウ	デンジソウ		●										VU	CR
9	サンショウモ	サンショウモ		●	●									VU	EN
10	アカウキクサ	アカウキクサ		●										EN	DD
11	ブナ	アカガシ					●								NT
12	イラクサ	トキホコリ		●										VU	VU
13		ホソバイラクサ		●											DD
14	ヤドリギ	マツグミ		●											EN
15	タデ	ヒメタデ		●										VU	EN
16		ホソバイヌタデ		●										NT	EN
17		シロバナサクラタデ	●	●	●	●			●						NT
18		ヌカボタデ		●										VU	EN
19		コギシギシ	●	●	●									VU	VU
20	ナデシコ	カワラナデシコ		●											VU
21		イトハコベ		●								●		VU	CR
22	クスノキ	ニッケイ					●							NT	
23	キンボウゲ	イチリンソウ		●											NT
24		アズマイチゲ		●											NT
25		ヒメウス		●	●										VU
26		コキツネノボタン		●										VU	EN
27		ヒキノカサ		●										VU	CR
28		バイカモ		●											EN
29		ノカラマツ		●	●									VU	VU
30	メギ	イカリソウ		●			●								NT
31	スイレン	オニバス		●								●		VU	CR
32		コウホネ		●											NT
33	マツモ	マツモ		●											VU
34	ドクダミ	ハンゲショウ		●	●										VU
35	ウマノスズクサ	カンアオイ		●											NT
36	オトギリソウ	トモエソウ		●											VU
37		アゼオトギリ		●										EN	CR
38	アブラナ	ハタザオ		●											VU
39		コイヌガラシ		●	●	●	●							NT	NT
40	ユキノシタ	タコノアシ	●	●	●	●			●					NT	VU
41	バラ	カワラサイコ		●											VU
42		ナガボノシロワレモコウ		●			●		●						NT
43		ナガボノアカワレモコウ		●					●						VU
44		イヌハギ		●										VU	VU
45	トウダイグサ	ノウルシ		●	●	●	●							NT	VU
46	ツリフネソウ	ワタラセツリフネソウ		●											EN
47	スマレ	マルバケスマレ		●											NT
48		タチスマレ		●										VU	CR
49		アケボノスマレ		●											NT
50		ヒゴスマレ		●											NT

表 3.2-30(2) 保全すべき種の一覧

No.	科名	和名	文献名等						保全すべき種の選定基準							
			河川 環境 データ ベース	埼 玉 県 R D B	埼 玉 県 植 物 誌	1 9 9 8 年 版 調 査 報 告 書	川 口 市 植 生	緑 の ゆ く え	戸 塚 の	地 元 環 境 団 体 資 料	天 然 記 念 物	種 の 保 存 法	埼 玉 県 文 化 財	埼 玉 県 保 護 条 例	環 境 省 R L	埼 玉 県 R D B
51	ウリ	ゴキツル	●	●											VU	
52	ミソハギ	ヒメミソハギ		●											NT	
53		エゾミソハギ		●											EN	
54		ミスマツバ			●	●								VU	VU	
55	ヒシ	ヒメヒシ		●										VU	EN	
56		ヒシ		●											NT	
57		オニヒシ		●											NT	
58	アカバナ	ウスゲチョウジタデ		●										NT	VU	
59		ミスキンバイ		●										VU	DD	
60	アリノウグサ	ホザキノフサモ		●											EN	
61		フサモ		●	●										NT	
62	セリ	エキサイゼリ		●										NT	CR	
63	サクラソウ	ノジトラノオ		●										VU	EN	
64		ヌマトラノオ		●	●	●									NT	
65		サワトラノオ		●								●		EN	CR	
66		クサレダマ		●											CR	
67		サクラソウ		●								●		NT	CR	
68	マチン	ヒメナエ		●										VU	CR	
69		アイナエ		●											NT	
70	ミツガシワ	ヒメシロアサザ		●										VU	EN	
71		ガガブタ		●										NT	CR	
72		アサザ		●										NT	VU	
73	キョウチクトウ	チョウジソウ		●										NT	EN	
74	ガガイモ	ココモメヅル		●											NT	
75	アカネ	ハナムグラ		●										VU	EN	
76	クマツヅラ	クマツヅラ		●											VU	
77	シソ	ミゾコウジュ	●	●					●					NT	NT	
78		ヒメナミキ		●											EN	
79	ゴマノハグサ	サワトウガラシ		●											CR	
80		アブノメ		●											NT	
81		オオアブノメ		●										VU	EN	
82		シソクサ		●											EN	
83		キクモ		●	●										NT	
84		キタミソウ		●								●		VU	EN	
85		クチナシグサ		●											NT	
86		ヒキヨモギ		●											NT	
87		イヌノフグリ		●											VU	NT
88		カワヂシャ		●	●					●					NT	VU
89	キツネノマゴ	ハグロソウ		●											NT	
90	ハマウツボ	ナンバンギセル		●											VU	
91	タヌキモ	タヌキモ		●										NT	CR	
92	スイカズラ	ゴマギ		●											NT	
93	オミナエシ	オミナエシ		●											EN	
94	キキョウ	バアソブ		●										VU	EN	
95	キク	カワラハハコ		●											VU	
96		カワラヨモギ		●											VU	
97		ヒメシオン		●											VU	
98		タウコギ		●	●											NT
99		フジバカマ			●										NT	NT
100		アキノハハコグサ		●	●									EN	CR	

表 3.2-30(3) 保全すべき種の一覧

No.	科名	和名	文献名等						保全すべき種の選定基準							
			河川環境データベース	埼玉県RDB	埼玉県植物誌1998年版	川口市植生調査報告書	緑のゆぐえ戸塚の	地元環境団体資料	天然記念物	種の保存法	埼玉県文化財	埼玉県保護条例	環境省RL	埼玉県RDB		
101	キク	オグルマ		●	●									NT		
102		ホソバオグルマ		●									VU	EN		
103		ノニガナ		●	●									NT		
104		カワラニガナ		●										NT	VU	
105		オナモミ		●										VU	VU	
106	オモダカ	ヘラオモダカ		●		●								NT		
107		サジオモダカ		●										EN		
108		ウリカワ		●	●										NT	
109	トチカガミ	クロモ		●										EN		
110		トチカガミ		●										NT	VU	
111		ミスオオバコ		●	●									VU	VU	
112		セキシウモ		●											NT	
113		コウガイモ		●											VU	
114	ヒルムシロ	エビモ		●	●									NT		
115		ヒルムシロ		●											NT	
116		センニンモ		●											NT	
117		ササバモ		●	●										NT	
118		ヤナギモ		●											NT	
119		イトモ		●										NT	VU	
120	イバラモ	ホッスモ		●											DD	
121		トリゲモ		●										VU	EN	
122	ユリ	ヤマラッキョウ		●											VU	
123		カタクリ		●											NT	
124		ゼンテイカ		●											VU	
125		アマナ		●											NT	
126		ヒロハアマナ		●											EN	
127		ヒガンバナ	キツネノカミソリ		●		●									NT
128	ミスアオイ	ミスアオイ		●									NT	CR		
129	アヤメ	カキツバタ		●									NT	CR		
130	ホシクサ	ホシクサ		●											EN	
131		ヒロハイヌノヒゲ		●											VU	
132	イネ	セトガヤ		●											NT	
133		ムツオレグサ		●		●									NT	
134		セイタカヨシ		●											VU	
135	サトイモ	マイヅルテンナンショウ		●									VU	CR		
136		ウラシマンソウ		●	●	●									NT	
137	ミクリ	ミクリ		●									NT	NT		
138	カヤツリグサ	トダスゲ		●								●	CR	CR		
139		ジョウロウスゲ		●									VU	CR		
140		ヌマアゼスゲ		●									VU	CR		
141		ウマスゲ	●	●		●									NT	
142		オニナルコスゲ		●											EN	
143		カンエンガヤツリ		●									VU	VU		
144		シロガヤツリ		●											VU	
145		コツブヌマハリイ		●									VU	CR		
146		コアゼテンツキ		●		●									NT	
147		アゼテンツキ		●											EN	
148		ハタケテンツキ		●									EN	CR		
149		マツカサススキ	●	●	●	●									NT	
150		タタラカンガレイ		●												CR

表 3.2-30(4) 保全すべき種の一覧

No.	科名	和名	文献名等						保全すべき種の選定基準						
			河川環境データベース	埼玉県RDB	埼玉県植物誌1998年版	川口市植生調査報告書	緑のゆくえ	戸塚の	地元環境団体資料	天然記念物	種の保存法	埼玉県文化財	埼玉県保護条例	環境省RL	埼玉県RDB
151	ラン	エビネ		●										NT	EN
152		ギンラン		●		●									VU
153		キンラン		●		●								VU	EN
154		ササバギンラン		●											NT
155		サイハイラン		●											NT
156		シュンラン		●		●									NT
157		クマガイソウ		●										VU	CR
158		オニノヤガラ		●											VU
159		アキザキヤツシロラン		●											EN
160		コクラ		●									●		EN
161		トキソウ		●									●	NT	CR
合計	62科	161種	9種	156種	29種	19種	2種	6種	0種	0種	0種	8種	66種	160種	

注 1) 名称、配列は基本的に「植物目録 1987」(昭和 63 年、環境庁)に従った。

2) 重要種の選定基準、記号などは以下のとおり。

天然記念物：文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）

特天：特別天然記念物、天然：天然記念物

種の保存法：絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）

国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種

埼玉県文化財：埼玉県文化財保護条例（昭和 30 年条例第 46 号）

埼玉県保護条例：埼玉県希少野生動植物の種の保存に関する条例（平成 12 年条例第 11 号）

環境省 RL：環境省レッドリスト 2019（平成 31 年、環境省）

EX：絶滅（我が国ではすでに絶滅したと考えられる種）

EW：野生絶滅（飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種）

CR+EN：絶滅危惧 I 類（絶滅の危機に瀕している種）

CR：絶滅危惧 IA 類（ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの）

EN：絶滅危惧 IB 類（IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの）

VU：絶滅危惧 II 類（絶滅の危険が増大している種）

NT：準絶滅危惧（現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種）

DD：情報不足（評価するだけの情報が不足している種）

LP：絶滅のおそれのある地域個体群（地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの）

埼玉県 RDB：埼玉県レッドデータブック 2011 植物編 埼玉県の希少野生生物（平成 24 年、埼玉県）

EX：絶滅（すでに絶滅したと考えられる種）

EW：野生絶滅（飼育・栽培下でのみ存続している種）

CR+EN：絶滅危惧 I 類（絶滅の危機に瀕している種）

CR：絶滅危惧 IA 類（ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高いもの）

EN：絶滅危惧 IB 類（IA 類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高いもの）

VU：絶滅危惧 II 類（絶滅の危険が増大している種）

NT：準絶滅危惧（現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種）

DD：情報不足（評価するだけの情報が不足している種）

LP：絶滅のおそれがある地域個体群（地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高い種）

イ 巨樹・巨木林

「自然環境保全基礎調査（第4回・第6回 巨樹・巨木林調査）」（環境省ホームページ）及び「巨樹・巨木林データベース」（環境省ホームページ）による巨樹・巨木林の一覧は表 3.2-31 に、分布状況は図 3.2-18 に示すとおりである。

対象事業実施区域の近傍に巨樹・巨木林は分布しておらず、調査範囲及びその周辺には、22 件の巨樹・巨木林が分布し、樹種はタブノキ、スダジイ、イチョウ等である。

表 3.2-31 市町村別巨樹・巨木林一覧

No.	樹種名	幹周 (cm)	樹高 (m)	所在地	備考
1	コウヤマキ	330	21	川口市	
2	タブノキ	320	24	川口市戸塚（西光院）	
3	ケヤキ	303	23	川口市	
4	コウヤマキ	450	18	川口市石神（真乗院）	天然記念物（市指定）
5	ムクロジ	335	15	川口市	
6	スダジイ	322	23	川口市	
7	スダジイ	340	22	川口市安行領家（興禅院）	
8	クスノキ	320	22	川口市	
9	ケヤキ	320	22	川口市	
10	スダジイ	447	17	川口市安行原（九重神社）	
11	スダジイ	243	16	川口市安行原（九重神社）	
12	クスノキ	370	20	川口市安行原（安行小学校）	
13	タブノキ	550	15	川口市	
14	タブノキ	550	29	川口市桜町	
15	コウヤマキ	310	19	川口市安行原（東光寺）	
16	クスノキ	372	20	草加市花栗（南光院）	
17	ケヤキ	590	20	越谷市中町	天然記念物（市指定）
18	タブノキ	385	13	越谷市中町	天然記念物（市指定）
19	イチョウ	420	20	越谷市東越谷	天然記念物（市指定）
20	イチョウ	380	20	越谷市東越谷	天然記念物（市指定）
21	イチョウ	440	20	越谷市東越谷	天然記念物（市指定）
22	イチョウ	397	20	越谷市東越谷	天然記念物（市指定）

資料：「自然環境保全基礎調査（第4回・第6回 巨樹・巨木林調査）」（環境省ホームページ）
：「巨樹・巨木林データベース」（環境省ホームページ）

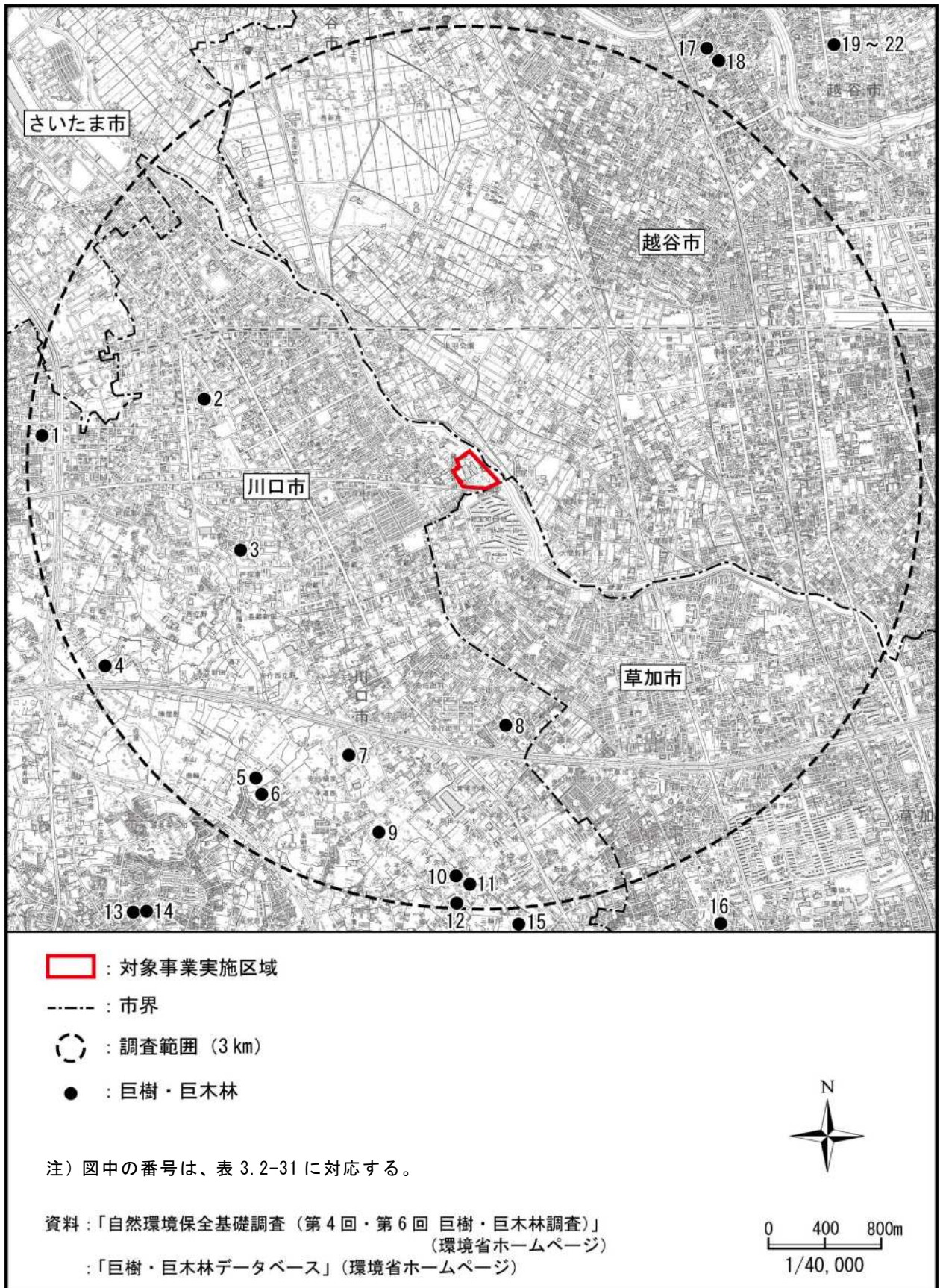


図 3.2-18 巨樹・巨木林の状況

ウ 植物群落の状況

調査範囲及びその周辺の現存植生図は、図 3.2-19 に示すとおりである。

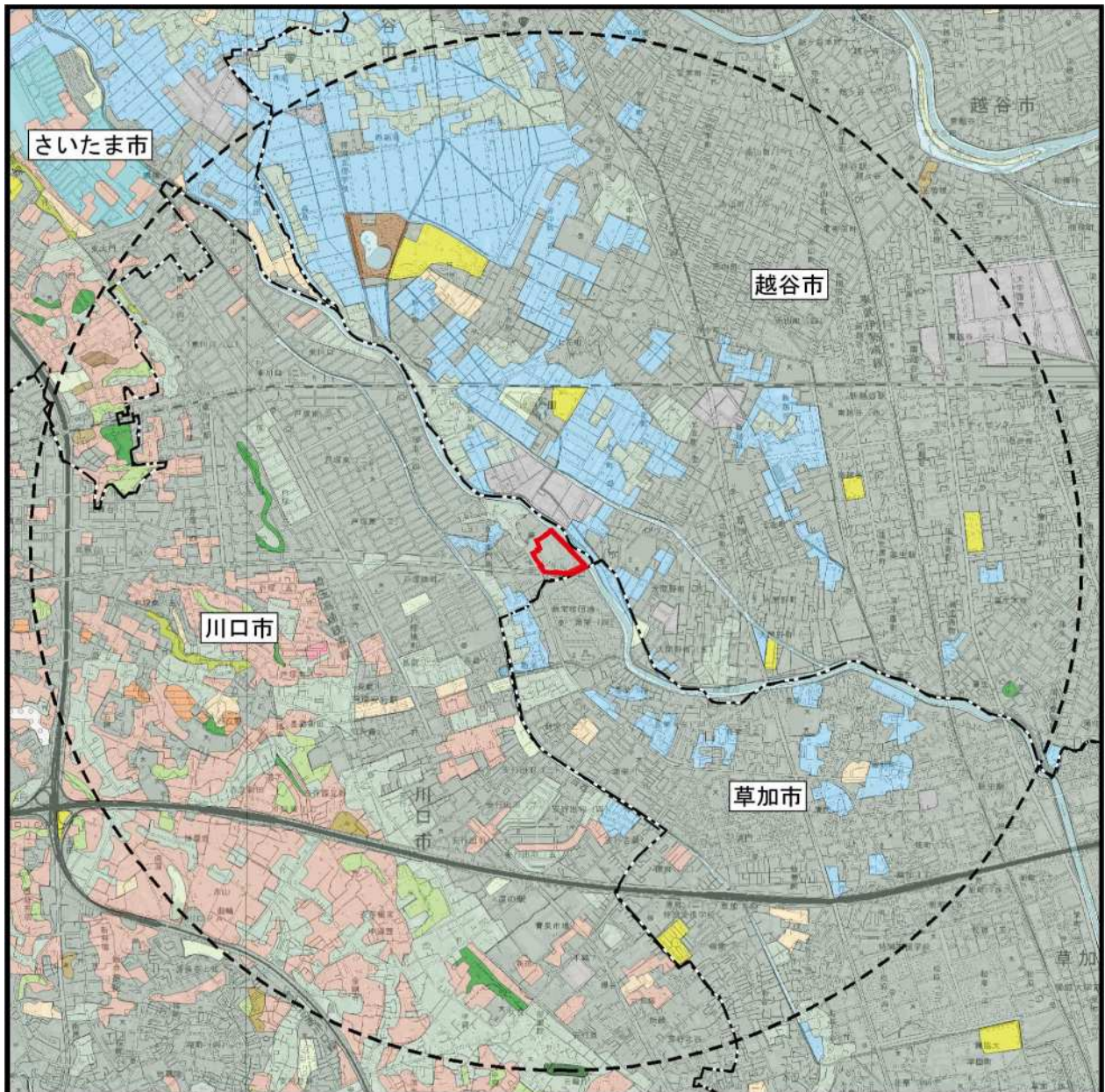
調査範囲及びその周辺は、広範囲が市街地として区分されているが、北側には水田雑草群落、南西側には路傍・空地雑草群落や果樹園も比較的広く区分されている。

また、対象事業実施区域の東隣には、一級河川の綾瀬川といった開放水面がみられる。

なお、調査範囲及びその周辺には、自然植生に区分される群落としてヤブコウジースダジイ群集及びシキミーモミ群集が区分されているが、対象事業実施区域より 1km 以上離れている。

エ 緑の量

調査範囲及びその周辺は、広範囲が市街地として区分されているため緑被割合は高くないが、北側は水田等、南西側は路傍・空地雑草や果樹園等により緑被割合が高い場所もみられる。



□ : 対象事業実施区域

----- : 市界

○ : 調査範囲 (3 km)

■ ヤブコウジースダジイ群集

■ シキミーモミ群集

■ ケヤキーシラカシ群集

■ クヌギーコナラ群集

■ アカシデーイヌシデ群集 (VII)

■ 伐採跡地群集 (VII)

■ スギ・ヒノキ・サワラ植林

■ ニセアカシア群集

■ その他植林

■ モウソウチク林

■ ゴルフ場・芝地

■ 路傍・空地雑草群落

■ 果樹園

■ 畑雑草群落

■ 水田雑草群落

■ 放棄水田雑草群落

■ 市街地

■ 緑の多い住宅地

■ 工場地帯

■ 造成地

■ 開放水域



0 400 800m

1/40,000

資料：「自然環境保全基礎調査（第6回・第7回植生調査）」（環境省ホームページ）

図 3.2-19 現存植生図

3) 生態系

ア 地域の生態系の特性

「自然環境保全基礎調査（植生調査）」（環境省ホームページ）によると、調査範囲及びその周辺の環境は、図 3.2-20 に示すとおり、大きく「樹林地」、「草地」、「耕作地」、「市街地」及び「開放水域」の5つに区分されると考えられる。

このような環境ごとに、動物・植物に関する既存資料から得られる知見に基づき、想定される地域の生態系を特徴づける種は、表 3.2-32 に示すとおりである。

表 3.2-32 想定される調査範囲及びその周辺の生態系を特徴づける主な動植物種

主要な環境類型	想定される生息・生育環境	生息が想定される主な動物の状況	生育が想定される主な植物の状況
樹林地	コナラ群落 竹林	シジュウカラ、コゲラ、カブトムシ、ムラサキシジミ	コナラ、クリ、イヌツゲ、モウソウチク、ベニシダ
草地	路傍・空地雑草群落	ムクドリ、カワラヒワ、オンブバッタ、モンキチョウ	スギナ、ミドリハコベ、ヘビイチゴ、シロツメクサ、チガヤ
耕作地	果樹園 畑雑草群落 水田	ヒヨドリ、ホオジロ、エンマコオロギ、モンシロチョウ	ゲンゲ、ヨモギ、ノビル、ヒメムカシヨモギ、トキンソウ、スズメノテッポウ
市街地	市街地 工場地帯	ハシボソガラス、スズメ、ムクドリ、カナヘビ、クマゼミ	セイヨウタンポポ、オオバコ、ヒメジョオン
開放水域	河川	カワセミ、カルガモ、サギ類、クサガメ、モツゴ	ヨシ、マコモ、ミゾソバ、セリ

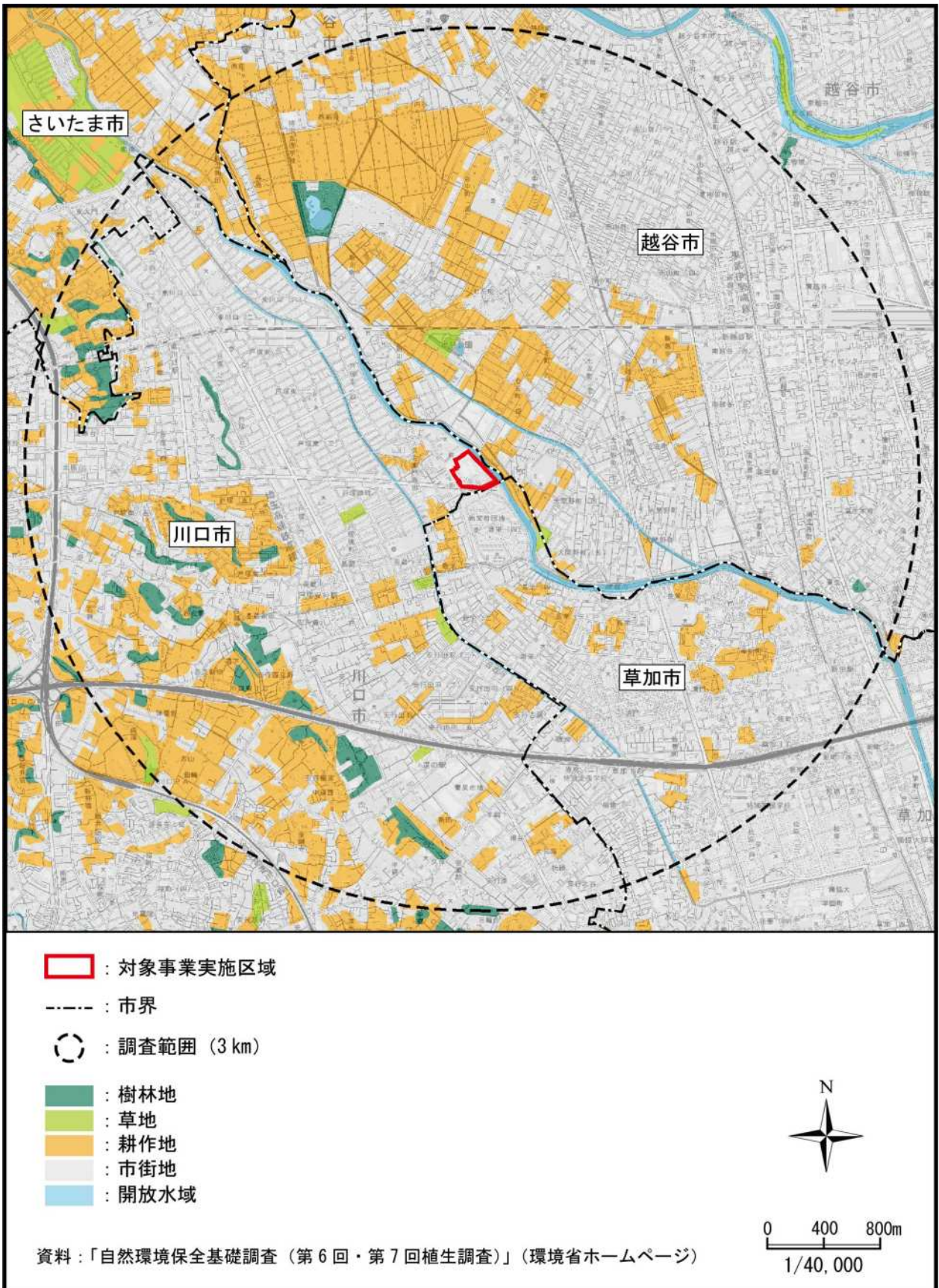


図 3.2-20 主要な環境区分

(6) 景観、自然とのふれあいの場の状況

1) 景観

調査範囲及びその周辺には、「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図 埼玉県」(平成元年、環境庁)によると自然景観資源は存在しないが、「埼玉県地理環境情報(ふるさと緑の景観地)」(埼玉県ホームページ)によると表3.2-33及び図3.2-21に示すとおり、ふるさとの森(源左衛門新田ふるさとの森、興禅院ふるさとの森等の5箇所)が記載されている。

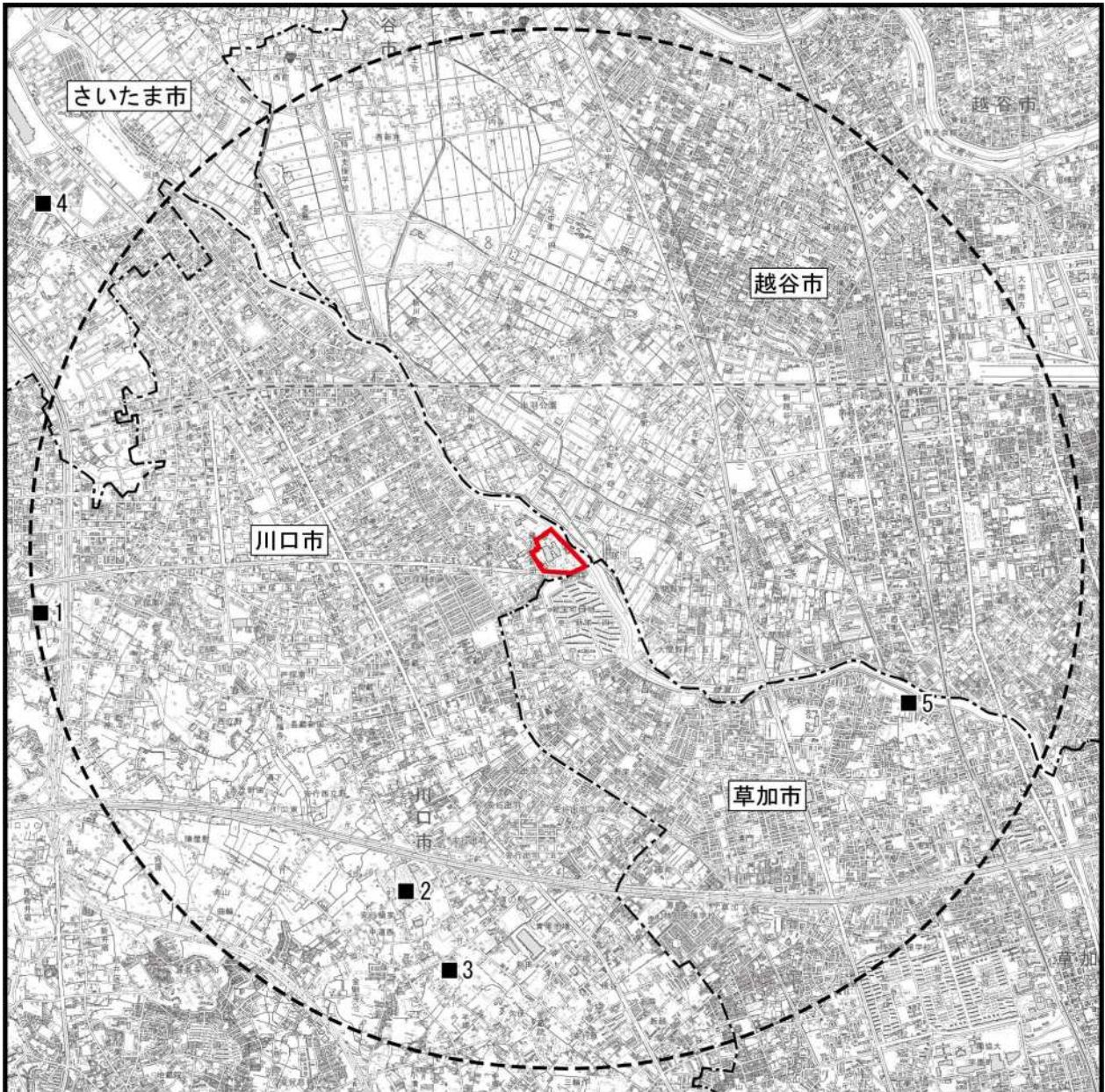
また、文化財保護法及び文化財保護条例等により指定されている大木等で景観資源となる史跡、名勝等は、「(7)文化財その他の生活環境の状況」の表3.2-35及び図3.2-23に示すとおりである。

なお、いずれの景観資源も対象事業実施区域周辺には存在しておらず、対象事業実施区域周辺が眺望対象とはならない。

表 3.2-33 景観資源の状況

No.	区 分	名 称	所在地
1	ふるさとの森	源左衛門新田ふるさとの森	川口市
2		興禅院ふるさとの森	川口市
3		興禅院・赤堀用水沿い斜面林ふるさとの森	川口市
4		大門神社ふるさとの森	さいたま市
5		田中家屋敷林ふるさとの森	草加市

資料：「埼玉県地理環境情報(ふるさと緑の景観地)」(埼玉県ホームページ)



■ : 対象事業実施区域

----- : 市界

○ : 調査範囲 (3 km)

■ : ふるさとの森

注) 図中の番号は、表 3.2-33 に対応する。

資料: 「埼玉県地理環境情報 (ふるさと緑の景観地)」(埼玉県ホームページ)

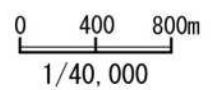


図 3.2-21 景観資源の状況

2) 自然とのふれあいの場の状況

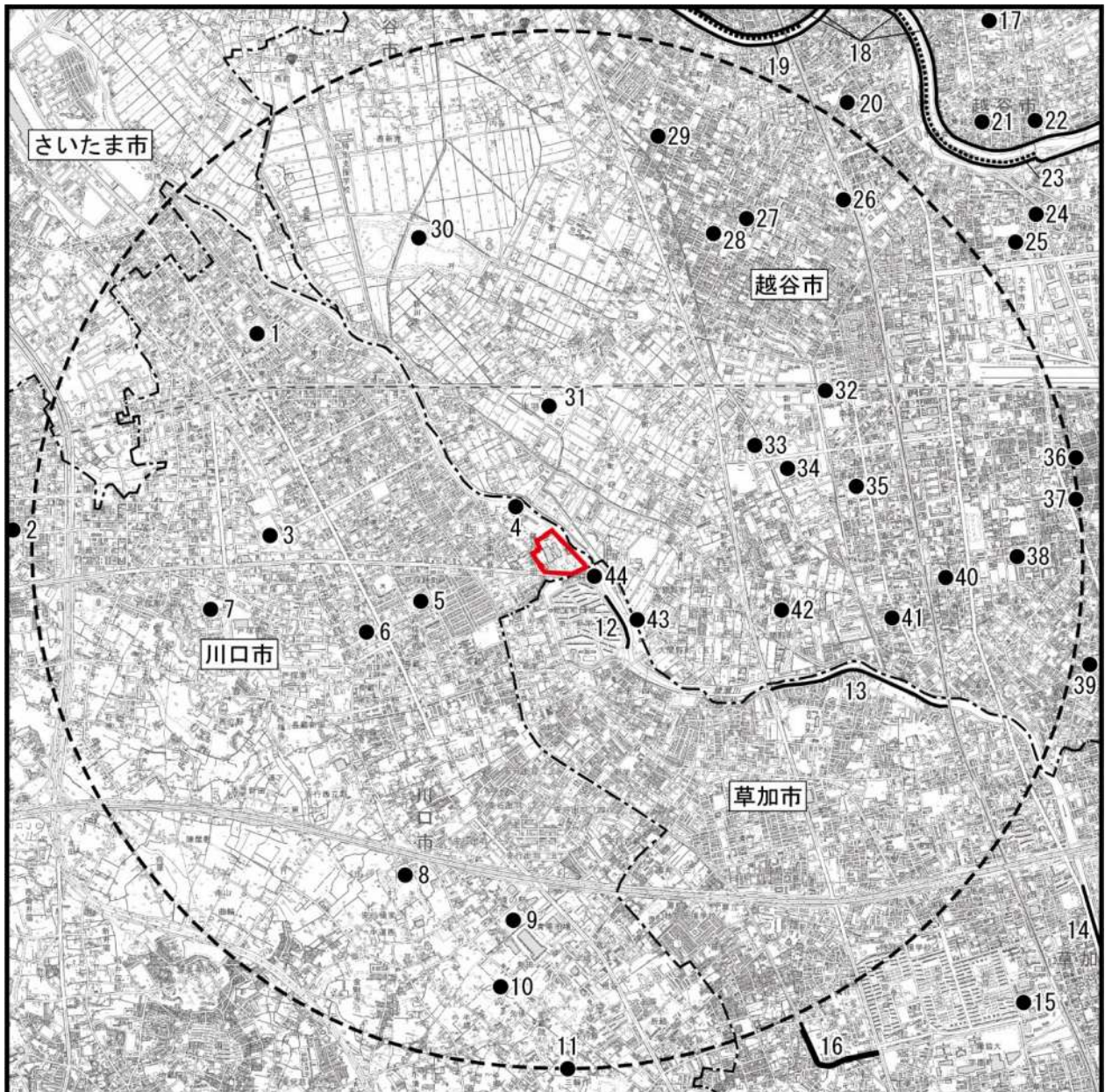
調査範囲及びその周辺には、「彩の国埼玉情報サイトさいたまなび」、「川口市内の観光スポット」（川口市ホームページ）等によると、表 3.2-34 及び図 3.2-22 に示すとおり、自然とのふれあいの場として公園等が挙げられている。

なお、対象事業実施区域近傍では、北側に川口市の「4. 綾瀬の森（通称）」や南側に草加市の「12. 桜並木（綾瀬川右岸新栄町団地沿い）」や「44. あやせ新栄ビオトープ」、越谷市の「43. 大間野町第二公園」が自然とのふれあいの場として利用されている。

表 3.2-34 自然とのふれあいの場の状況

No.	名称	所在地	No.	名称	所在地
1	戸塚複戸公園	川口市	23	葛西親水緑道	越谷市
2	北原台公園	川口市	24	堂面第二公園	越谷市
3	戸塚中台公園	川口市	25	堂面第一公園	越谷市
4	綾瀬の森（通称）	川口市	26	越谷駅西口公園	越谷市
5	戸塚南公園	川口市	27	赤山第二公園	越谷市
6	戸塚はさみ第二公園	川口市	28	赤山公園	越谷市
7	戸塚下台公園	川口市	29	宮本公園	越谷市
8	花と緑の振興センター	川口市	30	県民健康福祉村	越谷市
9	安行公園	川口市	31	出羽公園	越谷市
10	イチリンソウ自生地	川口市	32	南越谷第二公園	越谷市
11	安行原自然の森	川口市	33	七左第三公園	越谷市
12	桜並木 （綾瀬川右岸新栄町団地沿い）	草加市	34	七左第四公園	越谷市
13	桜並木（金明町綾瀬川沿い）	草加市	35	南越谷第一公園	越谷市
14	草加松原「松並木」	草加市	36	タイヤ公園	越谷市
15	松原団地西口公園	草加市	37	蒲生公園	越谷市
16	桜並木 （伝右川沿い峯分橋付近）	草加市	38	蒲生旭町公園	越谷市
17	東越谷第二公園	越谷市	39	南部第一公園	越谷市
18	元荒川緑道	越谷市	40	蒲生寿町公園	越谷市
19	元荒川桜堤	越谷市	41	南越谷第三公園	越谷市
20	越ヶ谷三丁目公園	越谷市	42	大間野町第三公園	越谷市
21	東越谷第一公園	越谷市	43	大間野町第二公園	越谷市
22	東越谷ボタン公園	越谷市	44	あやせ新栄ビオトープ	草加市

資料：「彩の国埼玉情報サイトさいたまなび」
 ：「川口市内の観光スポット」（川口市ホームページ）
 ：「草加のみどころ」（草加市ホームページ）
 ：「越谷を楽しむ」（越谷市ホームページ）
 ：「全国観るなび 全国観光情報検索」（公益社団法人 日本観光振興協会ホームページ）等



- : 対象事業実施区域
- : 市界
- : 調査範囲 (3 km)
- : 自然とのふれあいの場

注) 図中の番号は、表 3.2-34 に対応する。

資料 : 「彩の国埼玉情報サイトさいたまナビ」
 : 「川口市内の観光スポット」(川口市ホームページ)
 : 「草加のみどころ」(草加市ホームページ)
 : 「越谷を楽しむ」(越谷市ホームページ)
 : 「全国観るナビ 全国観光情報検索」
 (公益社団法人 日本観光振興協会ホームページ) 等

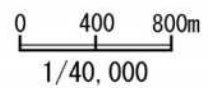


図 3.2-22 自然とのふれあいの場の状況

(7) 文化財その他の生活環境の状況

1) 指定文化財等

調査範囲及びその周辺の「文化財保護法」、「埼玉県文化財保護条例」（昭和 30 年条例第 46 号）、「川口市文化財保護条例」、「さいたま市文化財保護条例」（平成 13 年条例第 137 号）及び「越谷市文化財保護条例」（昭和 33 年条例第 16 号）に基づく指定文化財等の状況は、表 3.2-35 及び図 3.2-23 に示すとおりである。

調査範囲及びその周辺には、国指定の文化財が 2 件、県指定の文化財が 5 件、川口市指定の文化財が 14 件、さいたま市指定の文化財が 1 件、越谷市指定の文化財が 6 件及び国の登録文化財が 4 件ある。

なお、対象事業実施区域周辺に指定文化財等は存在しない。

2) 埋蔵文化財包蔵地

川口市文化財課埋蔵文化財係への聞き取りの結果、対象事業実施区域に埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

表 3.2-35 指定文化財等の状況

No.	指定	種別	名称	所在地
1	国	名勝	名勝おくのほそ道の風景地 草加松原	草加市栄町 3 他
2		天然記念物	越ヶ谷のシラコバト	越谷市周辺
3	県	建造物	西福寺三重塔付元禄六年棟札一枚	川口市西立野 420
4		史跡	蒲生の一里塚	越谷市蒲生愛宕町
5		旧跡	赤山城跡（赤山陣屋敷社）	川口市赤山 766-2 他
6		旧跡	安行苗木開発の祖 吉田権之丞の墓	川口市安行吉岡 1361
7		選定重要遺跡	宮合遺跡	川口市西立野宮合
8	川口市	建造物	赤山山王権現社 本殿付覆屋一棟・狛犬一對	川口市赤山 218
9		建造物	金剛寺山門	川口市安行吉岡 1361
10		歴史資料	伊奈家頌徳碑	川口市赤山 1285
11		歴史資料	八幡宮石祠 （伊奈忠順の碑文）	川口市赤山 218
12		歴史資料	道標（新四国八十八箇所札所五十九番標識）	川口市桜町 5-5-39
13		歴史資料	道標（地藏菩薩）	川口市石神 1253
14		歴史資料	道標（庚申塔）	川口市新井宿 157
15		有形民俗 文化財	寛永二十年銘山王二十一仏庚申塔	川口市戸塚 2-6-29
16		史跡	金剛寺経塚付出土品	川口市安行吉岡 1361
17		史跡	小谷三志の墓	川口市桜町 5-5-39
18		史跡	旧浦寺村の弁天池跡付元文元年・寛文九年銘の石碑 2 基	川口市桜町 6-11
19		天然記念物	真乗院のコウヤマキ	川口市石神 1253
20		天然記念物	安行原イチリンソウ自生地	川口市安行原 2269-1、2269-2・2270
21		天然記念物	地藏院のタブノキ	川口市桜町 5-5-39
22		さいたま市	天然記念物	大門のアバマキ
23	越谷市	歴史資料	清蔵院の山門	越谷市蒲生本町 13-41
24		歴史資料	窮民救済の碑	越谷市瓦曾根 1-5-43
25		天然記念物	有瀧家のタブノキ	越谷市中町 8-26
26		天然記念物	浅間神社のケヤキ	越谷市中町
27		天然記念物	中村家のイチョウ	越谷市東越谷
28		旧跡	千徳丸供養塔	越谷市瓦曾根・照蓮院
29	国登録	建築物	木下半助商店稲荷社	越谷市中町 4675
30		建築物	木下半助商店主屋	
31		建築物	木下半助商店石蔵	
32		建築物	木下半助商店店舗及び土蔵	

資料：「川口の文化財」（川口市立文化財センターホームページ）
 ：「さいたま市の文化財」（さいたま市ホームページ）
 ：「草加市の指定・登録文化財」（草加市ホームページ）
 ：「越谷市の指定文化財」（越谷市ホームページ）
 ：「国指定文化財等データベース」（文化庁ホームページ）

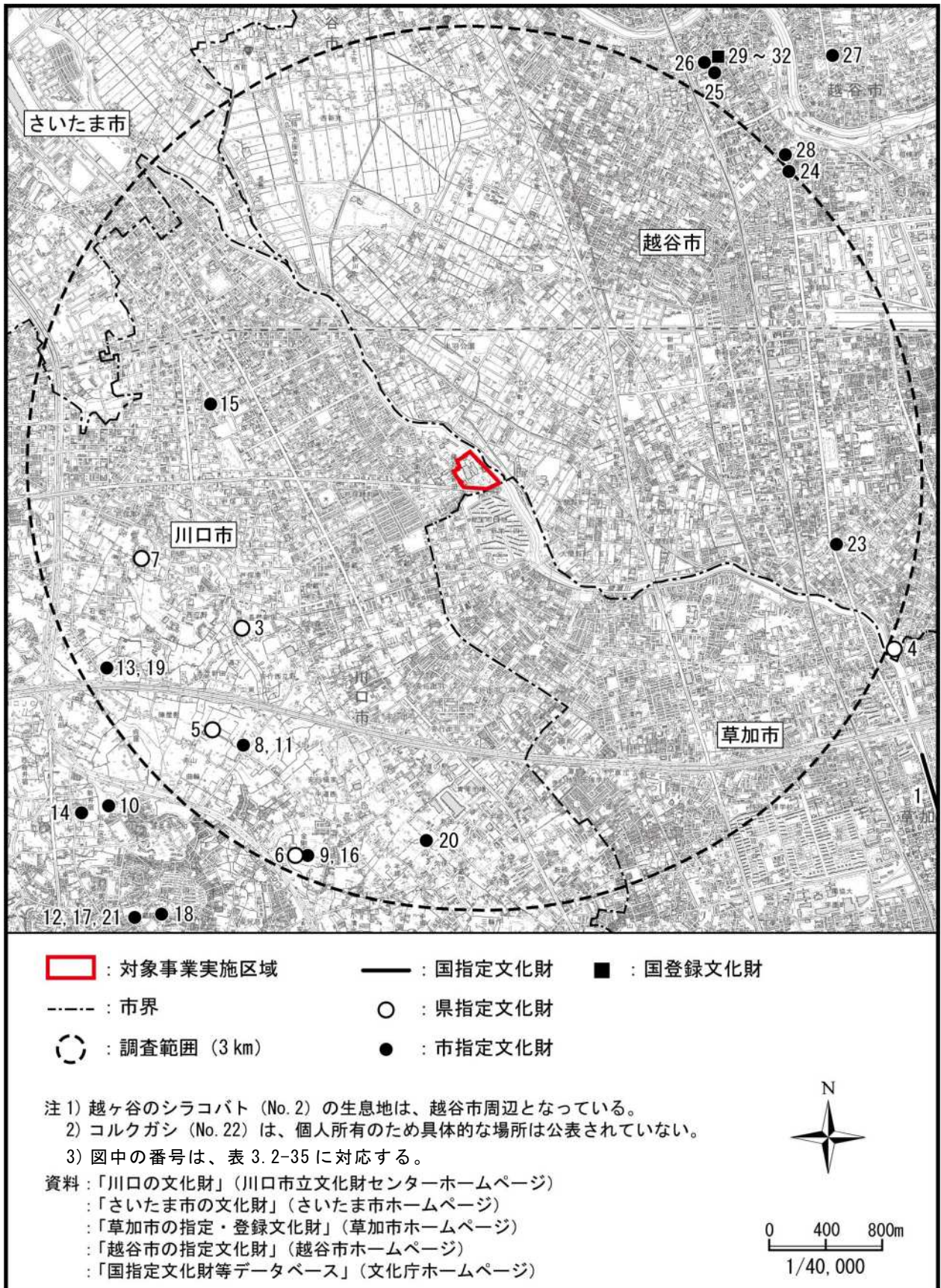


図 3.2-23 指定文化財等の状況

(8) 一般環境中の放射性物質に係る環境の状況

調査範囲及びその周辺における地上 1m の放射線量の測定結果は表 3.2-36 に、測定地点は図 3.2-24 に示すとおりである。

調査範囲及びその周辺の放射線量は、平成 30 年 10 月から令和元年 8 月まで、ほぼ横ばいで推移している。

環境省では、「放射性物質汚染対処特措法」(平成 23 年法律第 110 号)に基づく汚染状況重点地域の指定や、除染実施計画を策定する地域の要件を、毎時 0.23 μ Sv 以上の地域であることとしている。この基準と比較すると、平成 30 年 10 月から令和元年 8 月における調査範囲及びその周辺で測定された放射線量は低い値である。

表 3.2-36 放射線量の測定結果

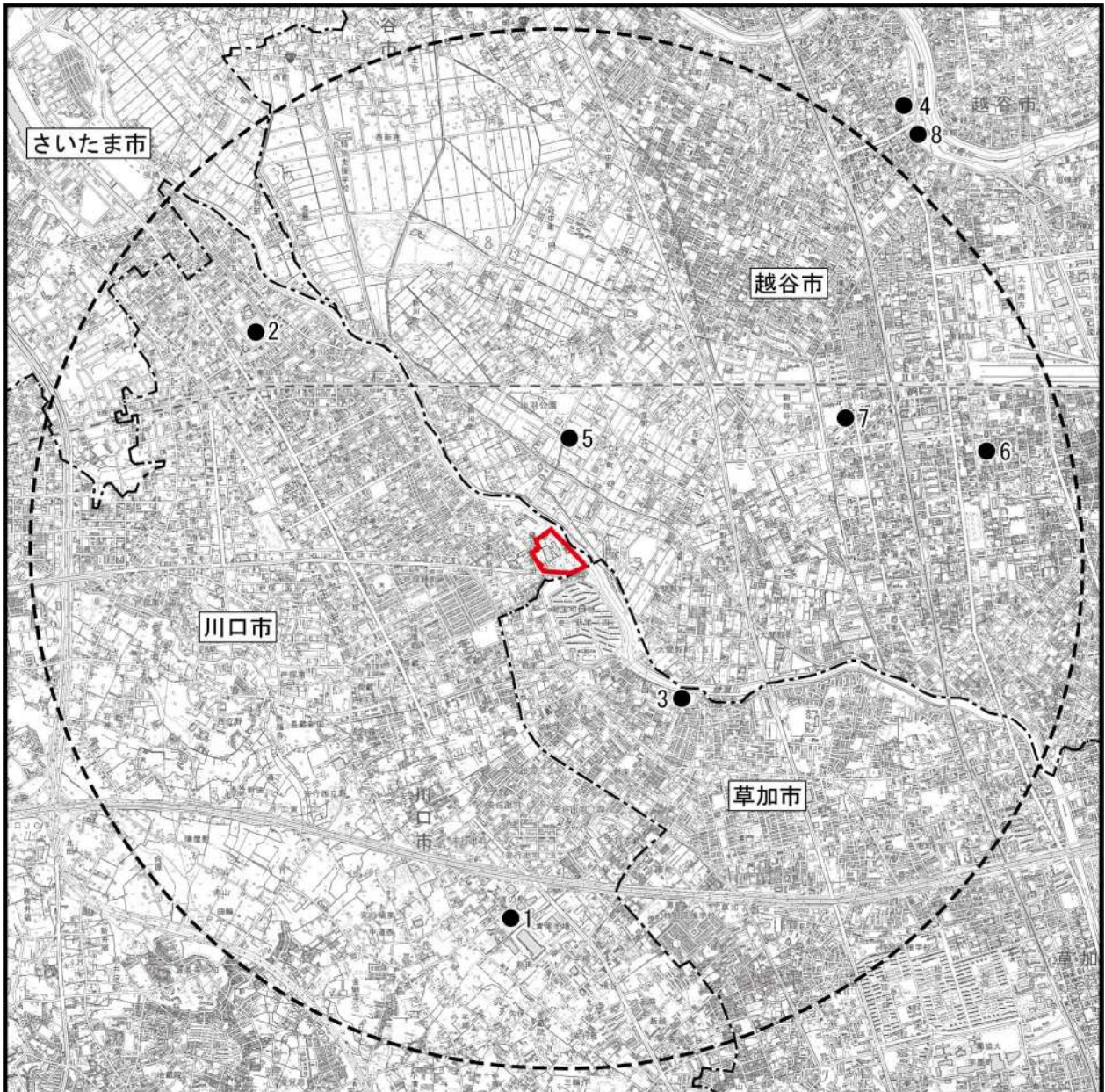
関係市名	No.	調査地点	測定結果 (μ Sv/h)											
			平成 30 年				平成 31 年				令和元年			
			9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
川口市	1	安行スポーツセンター (安行領家 880)	—	0.05	—	0.05	—	0.05	—	0.03	—	0.03	—	0.03
	2	戸塚複戸公園 (東川口 3-11)	—	0.09	—	0.09	—	0.08	—	0.09	—	0.08	—	0.07
草加市	3	長栄中央公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
越谷市	4	越谷市役所 (越ヶ谷四丁目 2-1)	—	—	0.07	—	—	0.07	—	—	—	0.08	—	—
	5	出羽地区センター (七左町四丁目 248-1)	—	—	0.06	—	—	0.06	—	—	—	0.06	—	—
	6	蒲生地区センター (登戸町 33-16)	—	—	0.07	—	—	0.08	—	—	—	0.08	—	—
	7	南越谷地区センター (南越谷四丁目 21-1)	—	—	0.05	—	—	0.05	—	—	—	0.06	—	—
	8	越ヶ谷地区センター (越ヶ谷四丁目 1-1)	—	—	0.07	—	—	0.07	—	—	—	0.06	—	—

注) 草加市の平成 30 年 9 月以降及び越谷市の令和元年 7 月以降のデータは、令和元年 9 月 30 日時点で公表されていない。

資料: 「川口市の放射線の測定結果について」(川口市ホームページ)

: 「放射線量測定結果 公園・グラウンド」(草加市ホームページ)

: 「空間放射線量の定点測定結果について」(越谷市ホームページ)



□ : 対象事業実施区域

----- : 市界

○ : 調査範囲 (3 km)

● : 放射線量測定地点

注) 図中の番号は、表 3.2-36 に対応する。

資料 : 「川口市の放射線の測定結果について」(川口市ホームページ)

: 「放射線量測定結果 公園・グランド」(草加市ホームページ)

: 「空間放射線量の定点測定結果について」(越谷市ホームページ)

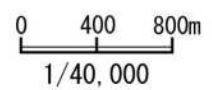


図 3.2-24 放射線量測定地点図

(9) その他環境等への負荷の状況

1) 温室効果ガス

関係市における平成 28 年度の二酸化炭素排出量は表 3.2-37 に、対象事業実施区域が位置する川口市における二酸化炭素排出量の経年変化は図 3.2-25 に示すとおりである。

平成 28 年度の二酸化炭素排出量は、川口市、さいたま市では家庭部門の割合が高く、草加市では産業部門、越谷市は家庭部門及び運輸部門の割合が高くなっている。

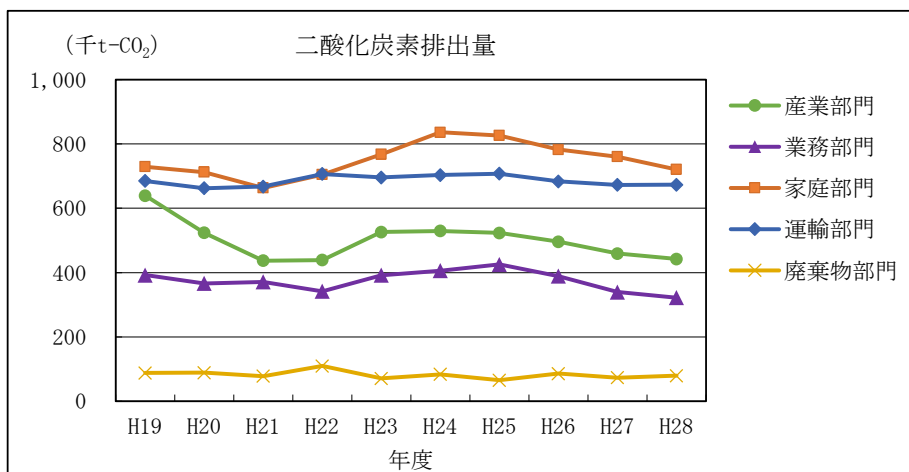
対象事業実施区域が位置する川口市の二酸化炭素排出量は、平成 25 年度以降、おおむね減少傾向となっている。

表 3.2-37 二酸化炭素排出量（平成 28 年度）

関係市名	区分	排出量	
		千 t-CO ₂	%
川口市	産業部門	442.2	19.8
	業務部門	322.2	14.4
	家庭部門	720.9	32.2
	運輸部門	673.1	30.1
	廃棄物部門	79.2	3.5
	合計	2,237.5	100.0
さいたま市	産業部門	561.7	11.6
	業務部門	1,097.9	22.7
	家庭部門	1,538.0	31.9
	運輸部門	1,436.2	29.7
	廃棄物部門	194.7	4.0
	合計	4,828.6	99.9
草加市	産業部門	484.5	40.3
	業務部門	124.8	10.4
	家庭部門	296.4	24.6
	運輸部門	266.0	22.1
	廃棄物部門	31.9	2.7
	合計	1,203.5	100.1
越谷市	産業部門	116.3	9.9
	業務部門	220.5	18.8
	家庭部門	397.0	33.8
	運輸部門	400.0	34.0
	廃棄物部門	41.2	3.5
	合計	1,175.0	100.0

注) 端数処理を行っているため、排出量の合計が 100%にならない場合がある。

資料：「埼玉県市町村温室効果ガス排出量推計報告書 2016 年度」（埼玉県ホームページ）



資料：「埼玉縣市町村温室効果ガス排出量推計報告書 2016年度」(埼玉県ホームページ)

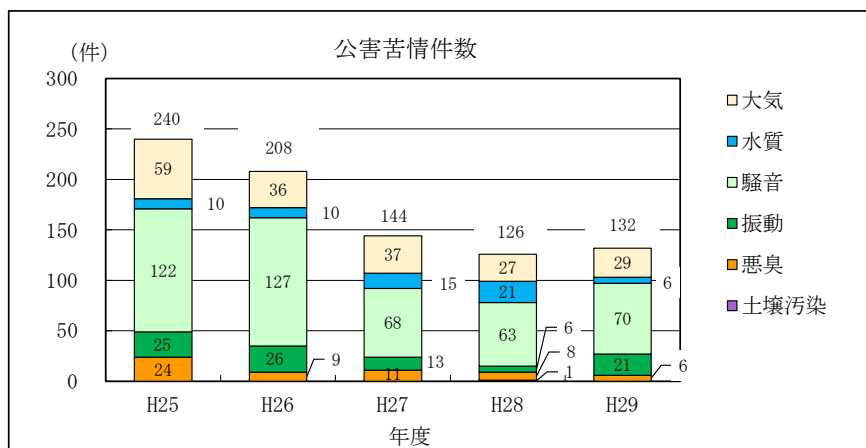
図 3.2-25 川口市における二酸化炭素排出量の経年変化

2) 公害苦情

対象事業実施区域が位置する川口市における平成 25 年度から平成 29 年度の公害に関する苦情件数の経年変化は、図 3.2-26 に示すとおりである。

平成 25 年度からの経年変化は、各項目ともにおおむね減少傾向にある。

平成 29 年度の公害苦情の総数は 132 件であり、騒音に関する苦情が 70 件と最も多くなっている。



資料：「川口市統計書 平成 30 年版」(川口市ホームページ)

図 3.2-26 川口市の公害苦情件数の経年変化